慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	清輔本古今集考(下)
Sub Title	
Author	川上, 新一郎(Kawakami, Shinichiro)
Publisher	慶應義塾大学附属研究所斯道文庫
Publication year	1992
Jtitle	斯道文庫論集 (Bulletin of the Shidô Bunko Institute). No.27 (1992.) ,p.291- 410
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-00000027-0291

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

清輔本古今集考（下）

川上新一郎

前稿に引続き、本稿は保元二年本より始めることとするが、最初に諸本一覧並略号を再び掲げておく。前稿以後の調査により、系統の確定や細分化を行った箇所がある。

Ⅰ　志香須賀文庫蔵六条家本（六）

Ⅱ　清輔本

(ア)　天理図書館蔵片仮名零本（存巻十二―二十、零）

静嘉堂文庫蔵榎本寛親模写本（存巻十一―二十、静）

(イ)　永治二年本―宮本家蔵伝二条為氏筆本（宮）

(ウ)　仁平四年本―伝本なし

付、曼殊院蔵本（存巻一―八、曼）　（以上前稿）

(エ)　保元二年本―a、尊経閣文庫蔵伝清輔筆本（尊）、穂久邇文庫蔵伝世尊寺経朝筆本（存巻一―十、穂）、金沢文庫蔵本（存巻一、二、金）、彰考館蔵抄出本（作者目録、奥書抄出）、b、宮内庁書陵部蔵伏見宮旧蔵一本（存巻十一―二十、伏一）

Ⅲ　顕昭本

(ア)　宮内庁書陵部蔵伏見宮旧蔵伝顕昭筆本（伏）、天理図書館蔵伝藤原家隆筆本（天）、宮内庁書陵部蔵鷹司本（天理蔵伝家隆筆本臨写）

(イ)　ノートルダム清心女子大学蔵黒川本（黒、未見）

(ウ)　内裏切第一種

Ⅱ(エ)、保元二年本

保元二年本は清輔本古今集の中で、最も書写されることの多い、いわば清輔本古今集の流布本であったと思われる。そのことは、本稿で扱う伝本も四本と最も多く、しかもそれらが保元二年本として共通の性格は有するものの、互いに転写関係、影響関係のない独自の本文を持っていることからも推測される。更に、内裏切と一括して称されている古筆切においても、保元二年本かと思われる切が多数を占めており、流布の点での優勢は疑えない。(1)

また、顕昭本も保元二年本を底本としていると見られる。但し、後述するように、顕昭は複数系統の清輔本を参照して本文、注を作成したと思われるので、顕昭本を単なる保元二年本の派生伝本と考えることは出来ない。

何れにせよ、奥書の年記からも、清輔本の到達点と考えられる保元二年本が重んぜられて来たのは当然のように思われる。

さて、最初に保元二年本の特徴や問題点を述べることとする。

第一の特徴は真名序を有することである。

仁平四年本の項で述べた如く、真名序は仁平四年本の段階で初めて付加されたものと推定されるが、現状では真名序本文を確認出来ないので、保元二年本が真名序を具備する唯一の清輔本ということになる。この真名序の出処については、仁平四年本奥書に「真名序〝予所書加也〟」、保元二年本奥書に「於上下考物者管見之所〟及予所記付也、真名序又以同前」とあるのみで明らかでない。また、後述するが顕昭本の真名序は保元二年本とは別系統のようである。

第二は上下の勘物が清輔本中では最も整備され、情報量も最も多くなっていることである。この点は前稿七四―七頁において、作者注について述べ、入集歌数の表示方法が系統により異なることを指摘したが、保元二年本は注の冒頭に必ず入集歌数を表示する特徴を有する。なお、顕昭本ではこの入集歌数が何故か省略されることもその際明らかにした。

また、作者注以外においても、注の増加が認められる。既に久曽神氏著書研究編（九二―五頁）に、永治二年本と比較した保元二年本の増注が一覧して掲げられ、更に「永治二年四月（中呂）より、仁平四年九月（玄莫）までは十二年五ヶ月であり、（中略）それより二年八ヶ月後に成つた保元二年本に見られる増注の大部分は、すでに仁平四年本に存したのではあるまいか。」（同八八頁）と推定されているが、新出の曼殊院本を仁

平四年本と考え、宮本家本（永治二年本）、曼殊院本（仁平四年本）、保元二年本の三者を比較すると、曼殊院本発見以前になされた久曽神氏の推定は正しかったことが判明する。

つまり、永治二年本から仁平四年本への勘物の増加はかなり著しいが、仁平四年本から保元二年本への成長は僅かと言ってよい。前稿仁平四年本の項（一〇五―九頁）で曼殊院本が仁平四年本である可能性が高いことを明らかにした際、諸系統本の勘物の比較を行ったが、仁平四年本の勘物が保元二年本のそれと異なり、特色を示す箇所は、既掲のもの以外余り多くない。

以下、曼殊院本の存する仮名序及び巻一―八の部分で、年記を有する永治二年本、仁平四年本、保元二年本を中心に勘物の異同を幾つか例示する。

保元二年本は尊経閣文庫本、穂久邇文庫本共に注記部分に破損もしくは判読不能箇所が存するが、前者を基本とし、破損等の場合は穂久邇文庫本により〔　〕で補うこととする。(2)

仮名序「ならのおほん時」「人まろ」の注

宮（永治二年本）

〔頭注〕此奈良何帝哉、可レ尋二考之一

人丸大宝元年文武天皇幸二右代一之時扈従之由或物(ママ)

曼（仁平四年本）

〔頭注〕人丸大宝元年文武天皇幸二磐代一之時扈従之由見二或物一、又如二万葉集一文武幸二吉野宮一之時扈従之由見レ之、従二持統御時一至二聖武御時一マデ五代之間祗候之由又見二万葉一二、此以前以後ハ不レ祥(ママ)、赤人又同時之由見云ゝ

〔脚注〕此奈良トイフハ聖武天皇歟、此御時献二諸哥一之由見二皇代記一、或物云、猿沢二投レ身采女ハ阿女帝御時也、其時有二人丸一云、随二大和物語一二件猿沢并龍田河両哥称二奈良帝哥一、又所レ入二此集一ノ龍田河哥称二同奈良帝哥一、此両哥返哥又人丸哥也、以二聖武一号二阿女帝一見二皇代記一、所謂号二天璽国押開豊桜彦天皇一、又御二平城宮一故号二奈良一也、又以二天智天皇一称二阿女帝一、号二天命開別天皇一故也

尊（保元二年本）

〔頭注〕此奈良ト云ハ聖武天皇也、此御時献二諸歌一由見二皇代記一、又或物云、猿沢池投レ身タル采女ハ阿女帝御時也、其時有二人丸一云ゝ、随二大和語一二件猿沢哥称二奈良帝哥一、又所レ入二此集一ノ龍田河哥称二同奈良帝哥一、此両歌返歌又人丸哥也、以二聖武一号二阿女帝一見二皇代記一、所謂号二天璽国押開豊桜彦天皇一、又御二平城宮一故号二奈良一也、又以二天智天皇一称二阿女帝一、

号二天命開別天皇一之故也

〔脚注〕人丸、従二持統御時一至二聖武御時一マデ五代之間〔祇候〕之由見二万葉集一、此以前以後ハ不レ詳、赤人又同時由見レ之

この箇所は、「ならのみかど」について、永治二年本では「何帝哉、可レ尋二考之一」としていたのが、仁平四年本に至って「聖武天皇歟」とされるに至る点が注目に価する（保元二年本と顕昭本は「聖武天皇也」とするが、「歟」と「也」は字体が類似しているので、保元二年本は更に確信を深めた結果を示すと言えるか否かは微妙である）。

何れにせよ「ならのみかど」を聖武天皇とするのは当然のことながら『袋草紙』とも一致し、清輔の説の進展を示して興味深い。

なお、顕昭本は保元二年本の頭脚注全ての他に、永治二年本の頭注中「人丸大宝元年」以下を加えている。つまり結果的には、仁平四年本の注の中、頭注「又如二万葉集一文武幸二吉野宮一之時扈従之由見レ之」部分のみを欠くことになる。(補注1)

また、顕昭は、「ならのみかど」については清輔の聖武天皇説とは異なり、平城天皇説を唱えているが（『万葉集難事』）、顕昭本の中、天理本のみが「顕昭考云」として自説を補記している他、三三の勘物においても、清輔本以来、「聖武天皇也」とあったのを、「平城天皇也」と改めている。この点については更に問題を有するが顕昭本の項で改めて述べることとする。

三七作者「僧正へぜう」の注

宮

〔脚注〕大納言安世八男、宗貞入道也、十九首、三首俗名、寛平六(ママ)入滅、七十六

曼

〔脚注〕十六首、三首俗名、良峯宗貞入道、大納言安世八男也、蔵人頭左少将従五上、寛平二年入滅、七十六、嘉祥三ゝ三月廿一日天皇崩、仍同月日出家云ゝ

〔頭注〕如二目録一十六首也、秋上哥、目録二ハ一首也、失歟

尊

〔脚注〕（朱）但相二加不レ定哥一二首一、十九首也＊以上次行歌数ノ注記

（墨）十六首七(朱)三首俗名、宗貞入道也、大納言安世八男、寛平二年入滅、七十六

良峯宗貞、蔵人頭従五上左近少将、嘉祥三ゝ三月廿一日天皇崩、仍同月日出家云ゝ

三〇作者「凡河内のみつね」の注

宮

〔脚注〕後任二淡路掾一、五十四首、其外短哥一〻

曼

〔脚注〕（墨）于レ時甲斐ヲ少目、延喜七〻正月十三日任二丹波ヲ大目御厨所（ママ）挙一、後任二淡路掾一、六十一首、其中短哥一〻

（朱）但不レ定哥三首在二雑下一除レ之、五十八首也

尊

〔脚注〕（朱）五十八、但不レ定哥三首有二雑□一〔除レ之、五十五一也〕＊以上次行歌数ノ注記

（墨）六十一首、其中短〻一首、于レ時甲斐ヲ少目、延木七〻正月十三日任二丹波ヲ大目御厨所奉一、後任二淡路掾一

〔頭注〕如二目六一賀哥四首也、定国屏風哥歟、然者五十三首也

以上二首の注、歌数の計算によく解らぬところもあるが、三系統の勘物の変化は見てとれる。

三一詞書「そめどの〻きさき」、作者「さきのおほいまうちぎみ」の注

宮

〔頭注〕染殿后、藤明子也、忠仁公女、母嵯峨天皇女源潔姫也、文徳女御、清和母后

〔脚注〕忠仁公、冬嗣卿二男

曼

〔頭注〕染殿后、藤明子也、忠仁公女、母嵯峨皇女源潔姫也、文徳女御、清和母后

〔脚注〕忠仁公、冬嗣公二男、一首、但着レ注二首

尊

〔頭注〕染殿后、藤明子也、忠仁公女、母嵯峨天皇女源潔姫也、文徳女御、清和母后

〔脚注〕染殿、清和皇后（居）、今清和院北也

一首、忠仁公、冬嗣公二男

九一作者「よしみねのむねさだ」の注

宮

〔脚注〕遍照俗名也、良峯宗貞、蔵人頭従五上左近少将、嘉祥三年三月廿一日天皇崩、仍同日出家

曼　なし

尊

〔脚注〕遍照俗名也、有二三首一

この箇所、二七と併せ見れば、注が整理統合された様がわかる。また、曼殊院本に注を欠くのが、もし脱落でないなら、一旦、注を統合した後、保元二年本では、念のため、簡単な注記を改めて加えたことになろう。但し、毘沙門堂本『古今集註』には、この歌に注して「良峯宗貞ハ遍昭ノ俗名也、蔵人頭従五上左近少将、嘉祥三年三月廿一日天皇崩御之日出家」とあるので、曼殊院本の書落しかもしれない。

二〇作者「ふぢはらのおきかぜ」の注

宮

〔脚注〕于レ時治部丞、延喜十四年任二下総ヲ大掾一、号二院藤太一、参議浜成孫、道成男、十七首

曼

〔脚注〕目云、興風、十七首、于レ時治部丞、延喜十四年任二下総ヲ大掾一、号二院藤太一、参議浜成孫、道成男

尊

〔脚注〕十七首、目云、興風、延木十四〻任二下総ヲ大掾一、号二院藤太一、参議浜成孫、道成男

これは、永治二年本と仁平四年本が一致し、保元二年本が異なる例である。こうした例は少ない。

何度もくり返すが、入集歌数を記す位置に注目されたい。

二三〇「をしめども」歌の注

宮

〔頭注〕別紙、貞文哥合

曼

〔頭注〕別〻、貞文哥合、延喜五年二月廿九日、此哥合哥有二五首一

尊

〔頭注〕別紙、貞文哥合也、此哥合哥有二五首一、延木五年二月廿九日

仁平四年本の段階で注が増補され、保元二年本がそれを踏襲する一例として掲げた。このような場合は他にも数多い。

二四一「われのみや」歌の注

宮

〔頭注〕無二件哥合一、別紙

曼

〔頭注〕別〻、件哥合ニハヒグラシノナクユフグレ

尊

〔頭注〕件哥合ニハひぐらしのなくゆふぐれ、別紙

「件哥合」とは一首前の詞書中の「寛平御時のきさいのみやの哥合」をさす。永治二年本では「無二件哥合一」としていたのを、仁平四年本、保元二年本では、歌合本文による異同を注記している。

三三「みよしのゝ」歌の注

宮

〔頭注〕此哥定文家哥合哥也

曼

〔頭注〕在二金玉集一、定文哥合也、件哥合哥二首在レ之、一首ハ春下元方哥也

〔脚注〕卅六人ゝ

尊

〔頭注〕金玉集、在二定文哥合一、件哥合二首在レ之、一首在二春下一、元方哥

他にも例が多いが、金玉集、卅六人集の出典注記は仁平四年本の段階で新たに付されている。

以上、一部の例を挙げたにすぎないが、永治二年、仁平四年、保元二年とそれぞれの段階で注に手が加えられ、増補されていった様子がうかがえるであろう。

更に、曼殊院本を仁平四年本と考えるのは、前稿で述べたように、あくまで推定にすぎないが、勘物の比較によっても、保元二年本にかなり接近しているが、永治二年本より保元二年本への過渡的形態としてほぼ誤らないと見られ、先の推定に一証を加えるものとなろう。

なお、仁平四年本の項でこの点に言及しなかったのは、曼殊院本の勘物が永治二年本より保元二年本への過渡的形態をとることは事実であるが、後述するように、顕昭本の勘物が、永治二年本と保元二年本の勘物を勘案折衷し、独自の注を加えたと見られることを併せ考えると、一見、過渡的形態と見えたものが実は折衷的形態と疑われる点がない訳ではなく、その説明が徒に煩雑になるのを避けたためである。

しかしながら、後述顕昭本の項を参照して頂ければ、曼殊院本の勘物には顕昭本の勘物のような折衷合成の際の不手際は認められず、永治二年本と保元二年本の中間形態として差支えないと考える。

さて、ここまで保元二年本について、一般化して述べて来たが、保元二年本である四本間には違いも存在する。

そもそも、先の一覧に保元二年本として掲げた四本（彰考館

本は目録、奥書のみなので対象とならない）の中、穂久邇文庫本、金沢文庫本は何れも奥書部分を欠くため、厳密に言えば保元二年本と断定は出来ないことになる。しかしながら、本文、勘物（特に後者）を比較することにより、保元二年本と認定することが出来る。つまり、それだけの共通点、特徴を有することになる。

しかし、一方、異本歌の書式や本文の表記（平仮名本か片仮名本か）において各本に違いが存する等、保元二年本の祖本が一本に遡らないと思われる徴証が認められる。

前掲の諸本一覧において保元二年本をａｂの二種に分類したのは、本文に関して現存伝本の存巻の関係で明確な区分は困難ではあるが、奥書に二種あるからである。伏見宮旧蔵一本の奥書は他の諸本（顕昭本や引用のみによって知られる奥書も含む）のものとは字句の異同があり、それは清輔自身による手直しと見られる（意味上は殆んど差違はない）。以下、尊経閣文庫本と伏見宮旧蔵一本の奥書を掲げてその違いを示すこととする。前者は有名で、既に本稿でも一部を引用しているが、比較のため全てを掲げることとする。

尊経閣文庫本

此本従二坊御時一召二籠内裏一数年之後平治一元年七月九日返二預之一、仰云、此本披露／無レ由思食、仍合二三帖一賜レ之、夢不レ可借二与／他人一之由云々、仍弥秘レ之

以二若狭守通宗朝臣自筆本一書写古今也／文字仕不レ違二彼件本一、僧隆縁為二彼朝臣一外孫二所二相伝一也、端書文彼朝臣筆也／以二片仮名一書入歌等同彼人所二考入一也／件古今貫之自筆小野皇太后宮御／本之流也、上下考物者管見之所レ及／予所二記付一也、真名序又以同前、後日／校二合　新院御本一、朱雀筆彼御本説也一件御本以二貫之妹自筆本一書写古今云々／（或説件本貫之妹自筆云々）、但有二序注一、少以有二疑殆一、件正本ハ／閑院贈太政大臣本云々、転々在二故花薗／左府御許一、又陽明門院御本説間々注二付／之一、大略不レ違二此本一、件本貫之自筆延喜／御本云々、後顕綱朝臣給預、其後転々於二一公信朝臣許一焼失了、若州号二讃州入道／本一此本也、如レ此古今二箇度書二写之一、而／為二難レ去人一被二収公一了、仍保元二年五月比／更以書二写之一、至二今度一深秘二苔中一死後可二／左右一而已

和歌得業生清輔

書写校合不レ交二他人之功一云々

伏見宮旧蔵一本

以二若狭守通宗朝臣自筆本一写書(ママ)古今也／文字仕不レ違二彼件本一、僧隆縁為二彼朝臣／外孫一所二相伝一也、表紙文彼朝臣筆也、以二片／仮名一書入歌等同彼人所二考入一也、件古今／貫之自筆小野皇太后宮御本之流也／於二上下考物并真名序以下一者清輔所二／勘付一也、後日(ママ)新院御本、朱筆彼御本／説也、件本□貫之自筆本書写云々、但一有二序注一、少以有二疑殆一、正本ハ閑院贈太政大臣／本云々、在二故花薗左府御許一、又陽明門院／御本説間々注二付之一、大略不レ違二此本一、件本貫之／自筆延喜御本云々、後顕綱朝臣給預、其／後於二公信朝臣許一焼失了、若州の号(ママ)二讃州／入道本一是也、如レ此古今二箇度書二写之一、而為二／難レ去人一被二収公一了、仍保元二年五月比更以／写(ママ)二書之一、至二今度一ハ深秘二苔中一死後可二左右一耳」

嘉応元年十月日書二写之一

依レ仰雑筆等如レ本書付了／老眼之間筆跡弥狼藉、後見／有レ恥々々々

字句の異なっている主要な箇所に傍線を付したが、「端書文」が「表紙文」になっている点、「於二上下考物一者」以下が大きく異なる点（尊経閣本に「於」を欠くのは脱落らしく、彰考館本や伏見宮顕昭本には存する）、二箇所の「転々」を欠く点等明らかに意図的な手直しがされている。また、末尾の「而已」と「耳」のように意味は同じでも用字が異なる点も単なる転写上の変化とも言い難い。更に、嘉応元年の奥書が加わっている点を考え併せると、嘉応元年に何人かの仰せで、保元二年本を更めて清書し、奉る際に、奥書の字句若干に手直しが加えられたのではないかとも思われる。

すると、奥書の字句に手直しが加えられていることにより、本文や勘物にも何らかの変化が生じているのではないかという疑問が生じるが、この点を見きわめるのはなかなか困難である。

なぜなら、伏見宮旧蔵一本は巻十一―二十、真名序の下冊部分しか存しておらず、管見に入った保元二年本で下冊部分が存するのは尊経閣文庫本のみであるから、二本を比較した異同が即ち、保元二年本のaとbの異同か否かは一概には言えないか

らである。

更には、奥書の存しない穂久邇文庫本と金沢文庫本については、主として勘物から保元二年本に属すと認めたに過ぎないのであるから、ましてa、b何れに属すか等ということは決定の仕様もない訳である。

しかしながら、本稿において、保元二年本をa、bに分け、尊経閣文庫本、穂久邇文庫本、金沢文庫本をaとし（彰考館抄出本はaと同じ奥書を有するので問題ない）、伏見宮旧蔵一本をbとしたのは、分類上の便宜にもよるが、次のような理由がある。

伏見宮旧蔵一本と尊経閣文庫本とを比較するとまず第一に気付くことは、傍書されている朱校に異同が多いことである。清輔本並に顕昭本古今集の朱校は新院御本との異同を示す校合であるが、各系統、各伝本ごとに無視出来ない違いがあり、しかも相互に解し難いような矛盾があることは、前稿に縷々述べたところである。

保元二年本に属する四本相互ではどのようであるかと言うと、詳細は各本の項で述べるが、穂久邇文庫本がやや朱校が少ないことを除くと、尊経閣文庫本、穂久邇文庫本、金沢文庫本の三本には目立った異同がないのに対し、伏見宮旧蔵一本は、朱校部分の本文、傍書ともに違いが認められる。

主として右の観点から、保元二年本中、奥書部分を存しない穂久邇文庫本、金沢文庫本の二本を仮にaに属せしめたのであるが、これについては、次のような問題が生じてくる。

それは、伏見宮旧蔵一本の朱校部分が、他の保元二年本と異なり、顕昭本、中でも伏見宮旧蔵本のそれと類似しているからである。

しかも、伏見宮旧蔵顕昭本に付されている保元二年清輔奥書はまぎれもなくa型に属しているのである。

従って、朱校部分の異同は、嘉応元年における奥書の字句の手直しとは無関係と考えることも可能であり、現存伝本の比較の限りでは、保元二年本を有意にa、bと二分類するのは危険が伴うことは否定できない。

以上の如く考察すると、a、bの二分類は現時点では絶対とは言えないことになるが、更なる資料の出現を俟って、取敢ずの分類としておくこととする。

次に、保元二年本の祖本が複数ではないかと思われる第二点として、異本歌の表示の方法がある。

この点は、前稿三二―三頁に一覧を掲げたが、各本まちまちの形態をとっている。

尊経閣文庫本は本文平仮名書であるが、異本歌は、七首平仮名本行、九首片仮名書入（一首前者と重複）で、前半は主として平仮名本行、後半は主として片仮名書入である。

穂久邇文庫本は同じく本文平仮名書で、巻一―十を存し、異本歌は、五首とも片仮名本行で、内一首が平仮名本行で重出している。

伏見宮旧蔵一本も同じく本文平仮名書で、巻十一―二十を存し、異本歌は、九首とも片仮名書入である。

更に、金沢文庫本は、前稿の段階では未調査であったため、一覧中に掲げなかったが、本文片仮名書で、巻一、二を存し、異本歌12ともに片仮名本行に書かれている。

以上からも明らかなように、保元二年本における異本歌の扱いは各本まちまちである。

この異同は、転写伝来によって変化した可能性もないわけではないが、常識的に考えれば、複数の祖本が存在し、異本歌の扱いがそれぞれに異なっていたとすべきであろう。

また、清輔本諸本の系統によれば、異本歌は本行から書入、書入から頭書へと変化したと考えられるが、保元二年本諸本間で、異本歌が本行に書写されている伝本が書入れられている伝本より前の段階の本文を有するか否かは、本文、勘物を比較しても明らかにしえない。

従って、保元二年本に属する四本を内容から分類排列することは現状では不可能であり、奥書によるａｂ分類も将来新たな伝本の出現を俟つ程度の意味を有するに過ぎない。

その他、勘物の異同にも注目すべき点があるが、それらは各本の項で検討することとする。

ａ

尊経閣文庫蔵本（一三―古）　　二帖

〔鎌倉前期〕写・伝藤原清輔筆

綴葉装。後補藍色地花卉唐草宝尽文様金繡裂表紙（二四・三×一四・九糎）。左肩後補金切箔散題簽「古今和歌集」（上下冊共）。この表紙、題簽共に近世前田家にて付されたものであろう。見返し、金銀切箔砂子散雲霞文様。料紙、薄手斐紙。墨付、上冊九折一七二丁（他に五丁切取を白紙で補う）、下冊八折一五三丁（伝領識語を記す一丁は遊紙に加える。二丁切取を白紙で

補う)。遊紙、上冊前なし、後三丁、下冊前一丁、本文と真名序の間一丁、後四丁。以上の装訂は各折の枚数、白紙、遊紙に至るまで、尊経閣叢刊複製に復元されている。上下冊共に上下各一線の押界があり、上端より約三・八糎、下端より約四・〇糎に引かれ、界高一六・三糎。この上下の押界の間に和歌本文が書写されている。また、内題も同じ高さより書かれている。各行の界線は認められない。毎半葉、上冊、仮名序六行(稀に七行)、本文八―十行、下冊、本文八―十二行、真名序六行。上冊、和歌三行書、下冊、和歌二行書(一部三行書)。平仮名交り。内題、「古今和歌集巻第一春歌上」以下巻次を逐い、巻五のみ「和哥」の文字を用い、巻十内題は切取り部分にかかる。(3)部立は、「春歌上」以下、春和哥下、夏哥、秋哥上(下)、冬哥、賀哥、別離歌、羈旅歌、(巻十切取り)、恋歌一(「一」朱補)、恋哥二(―四)、恋歌五、哀傷哥、雑歌、雑下、短歌、大歌所御哥となっている。このうち巻二、四の二巻は前巻の巻尾に引続いて面を改めず内題以下を書写している。

上冊巻頭第一丁ウに通宗の識語があり、

本云

以二貫之自筆本一書写古今也／件本〻於二皇大后宮一焼告失畢云〻／和哥等不レ似二餘本一、其説頗違矣

通宗

とし、二オより仮名序が始まる。

また、下冊末尾は巻二十巻末より一丁の遊紙を隔てて、真名序が七丁、目録が六丁半に亘って書写され、引続いて前記奥書が約二丁記されている。

更に下冊末尾に四丁ある遊紙の第三丁ウラに

此本先年(元弘)之比不慮／伝二領之一円有所レ進也、規摸／證本也、秘而有レ餘〻〻

難波津末流二品(花押)親王

と伝領識語がある。「二品親王」は尊経閣叢刊の覆製解説によれば、尊円法親王(正平十一年〈一三五六〉入滅、五九歳、伏見院御子)である。(4)円有は同時代足利尊氏の帰依を受けた摂津福海寺の開山在菴円有(エンウ)(正平四年入滅、八四歳)であろうか。和歌事蹟もなく、確定し難い。

他の清輔本と同じく、頭脚注中に朱書のものがあり、新院御本との校異を示す朱傍書がある他、本文作者に朱合点を施し、脚欄の作者注冒頭の入集歌数にも朱合点を付す(本文作者の朱合点は他の清輔本には見えないところである)。

また、歌頭に『新撰和歌集』入集歌であることを示す合点があるが、こちらは墨にて付されている。

印記等伝来を伺わせるものはない。

その他添状が多数存在し、覆製本解説には十五通とあるが、稿者が披見したのは十通である。余りに多数且つ長文であるので、以下必要に応じ言及するに留める。

さてまず、前記切取り箇所について記述する。尊経閣叢刊解説以下くり返し述べられているが、一括して示すと以下のようになる。

上冊、第六折の内側から三枚目の一枚欠。このため、二七七「こゝろあてに」歌の第三句より、二七九「あきをゝきて」歌の第四句の初め「うつ」までの一丁欠。これに対応する二九三「もみぢばの」歌の歌頭より二九六「神なびの」歌の第五句一字目の「こ」までの一丁欠。現在は白紙を補入している。なお、小松茂美氏『古筆学大成』第三巻に収められる第294図はこの切取り一丁のオモテを古筆切に仕立てたもので「もみぢばの」より二九四「ちはやふる」歌の末までが存している。この点同書に指摘がある。

上冊、第七折の最も内側の一枚欠。このため、三〇九「さくらばな」歌の歌頭より三五五詞書「六十のが」の「六」までの連続する二丁欠。同じく白紙が補われている。

上冊、第八折の末尾一丁欠。この折は現在十枚二十丁存しており、欠落の丁は末尾に貼り込んであったものか。現在は白紙一丁を貼り込んでいる。巻十巻頭内題より四三四「なみのうつ」歌の作者まで一丁欠。

下冊、第五折の外側から二枚目の一枚欠。このため、九二〇「わたつみの」歌の歌頭より九二四「きみおゝもひ」歌の作者までの一丁欠。これに対応する九六六「つくばねの」歌の詞書冒頭より九六八「ひさかたの」歌の詞書途中の「御かへり」までの一丁欠。現在は白紙を補入している。

以上が本書の脱葉切取り部分である。

次に本書の排列と異本歌について注記する。

この点については既に先学の調査もあり、複製本も存し、また本稿でも異本歌に関しては前稿三一―三頁に本書を基準に一覧しているので、異本歌は省略し、排列のみ記述する。

定家本と排列を異にするのは次の箇所である。

八三、八六、八四、八五、八七の排列をとり、「御本次第如」此（朱）」と頭書し、朱線で新院御本は、八三、八四、八五、八六、八八、八七の排列であることを示す（諸本と同じ、但し、宮は最初から八八、八七の

排列である)。

二五四、二五三の排列をとる(諸本と同じ)。

二五四、二五三の排列をとる(諸本と同じ)。

三〇七、三〇六の排列をとり、三〇六に「御本此哥在レ前、但題不レ知相並不審(朱)」と頭書し、朱線で御本は三〇六、三〇七の排列であることを示す(諸本と同じ)。

次に問題となるのが本書の筆跡である。清輔自筆とするのが信じ難いことは、既に西下、久曽神両氏の御研究で明らかであるが、実は本書は一筆ではなく寄合書である。この点は小松茂美氏が『古筆学大成』第三巻(平1刊)解説中で詳細に論じておられるので、以下それを紹介する(同書三七〇—二頁)。

小松氏によれば、本書の上下冊は書風を異にし、「下巻の方は、上巻に比して、手が劣」っており、「老齢者の手のようにも思われる。」とされる。更に、「本文中の勘物・集付け、歌の異同の表記などに、上・下巻には、かなりの相違が見られる。」として、筆跡を中心に次のようにまとめられた。

上巻㈠上下の空欄に示される勘物・集付けが、本文と同筆である。

㈡歌の頭に示した合点は、別人の筆。

㈢朱筆による勘物の追記がある(異筆)。

下巻㈠上下の空欄の勘物や集付けなどが、本文と同筆のもの以外に、二筆(二人の別人)もの書入れがある。

㈡合点も、二人の手によって、別時に点じられている。

㈢「片仮名本」(清輔本)との校合が示されている。

右の小松氏の認定は極めて犀利であるが、浅学の稿者には遺憾ながら全てを見窮めることは不可能で、下巻㈢項の如く、理解しえぬものもある。辛うじて認識しえたのは以下のようなことである。

まず、全巻勘物等を含めてほぼ同時代の筆跡であるが、上下冊は各一筆で別筆であり、上冊の筆者の方が能筆である。また、両筆は書風を異にするのみでなく、書写様式にも違いが認められる。例えば、上冊は和歌三行書であるが、下冊は大部分が二行書であり、後半に至ると三行書を混えている。また、下冊は助詞「を」にほとんど「お」を当て、かなり異様な感を与える(上冊にもごく僅か「お」の例がある)。

更に既にくり返し述べた異本歌の扱いも、上冊は片仮名書入として重出する異本歌2を含めて全て平仮名本行であるのに対し、下冊は二首が平仮名本行である以外、六首が片仮名書入である。

以上のように、上下冊は単に別筆であるのみでなく、書写様式にかなりの違いが認められる。

実は、本書を清輔筆とすることを疑い、上下冊が別筆ではないかとする説は、古く、本書の添状にも見えている。それらは恐らく松雲公前田綱紀の時代のものと思われる。署名の読み難い一通の「覚」には、一見上下冊筆跡が異なるようであるが、筆先の調った筆を用いた時と禿毫を用いた時とでは筆跡が異なる場合があり、下冊の方が少し老筆のようにも思えるが、やはり同筆であろうとしている。更に前田家襲蔵の手鑑とも比較し（内裏切と比べたらしい）、筆跡が少々相違するが似せ物ではないと言っている。また、林十郎左衛門、笠間文六郎、高円弥藤次連名の「覚」は松雲公の下問をこの三名が了珉に訊し、その答弁を復命したものと思われるが、やはり内裏切との比較から、勘物注記の内容が両者同じく、しかも何れも清輔自筆であるというなら、このような煩雑な書入のある古今集を二部も清輔が自ら書写したことになり、そのような例が他にあるかとの質問に、そのような例は知らないが、他人の書写した同一書二部に同じ書入れをした例はある。とにかく、本書のような秘本には二部作成することもあろうかと思われる等と苦しい答弁がされている。

これらを見ると、当時の鑑識眼の水準の高さ（特に松雲公）に驚かされる。

次に勘物であるが、上冊は本文と同筆である。但し、朱勘物について小松氏「異筆」とされる（上巻㈢の指摘）がこの点は類似の筆跡であり、判断に迷うところである（或いは小松氏は「追記」とされているので、朱注の一部のみを「異筆」と判断されているのであろうか。）ただ、朱注が墨注の後に書入れられていることは確実である。一方、下冊は更に複雑で、勘物には本文と同筆のものの他、後半に至って別筆も混っている。それら別筆の中には、上冊本文、勘物と類似の筆跡が存在する。朱注は、下冊本文と同筆のものと、上冊本文、勘物と類似のものとがあるようであるが、朱色は上下冊それぞれ異なっている。

以上の如く本書の書写形態は相当に複雑であり、細部に亘ると、同筆別筆の判断に困難を覚える点が少なくない。

また、本書の書写態度全般について言うと、他の清輔本もしくは顕昭本の古写本と比較して、いささか粗笨な印象を受ける。書き誤りを乱暴に訂正したり、穂先が割れたまま筆を走らせた部分が少なからず存在する等、謹直さに欠ける点がある。字句の書き落しの他、訂正の際、手直しの錯誤から文が続かなくなった箇所もある。従来、本書は清輔本古今集の代表とされて来たが、必ずしも善本とは言い難い点も存する。

さて、右の如く、本書の書写形態は相当に複雑であり、就中、上下冊の書写様式には明らかに相違が認められる。

すると、本書が単なる寄合書で最初から一本として書写されたものか、それとも上下冊は補写もしくは取合せの関係で別本であるのかとする疑問が生ずる。

小松氏は、この点を、「㈠上・下冊を別人による同時書写㈡上・下冊のいずれかを欠失したために、別本をもって補った。」と二通りの解釈をされ、このうち「後者の㈡を想定するのが妥当であろう。」とされた。

但し、上下冊別本とされる小松氏の場合も、上下冊の書写年代がほぼ同じであることは認めておられるようなので、上下冊が共に極めて古い本文であることは疑いない。

この別本か否かの問題に結論を出すのは困難であるが、下冊後半の勘物の筆跡が上冊本文並に勘物の筆跡に類似していることから、下冊の書写は上冊の筆者の周辺で行われた可能性は高いと考えられる。従って、同時の寄合書か、仮に補写としても上冊筆者の目の届く範囲でなされたもののように思われる。

更に書写様式の違いにもかかわらず、本書の上下冊は本文的に一貫しているようであり、別系統本と感ぜられる点はないようである。また、既述の如く、本書には、上下冊とも、作者に朱合点が付されているが、これは他の諸本には見られないところであり、意味は不明であるが、上下冊が少なくとも同一系統である証と見なしうる。

従って、以下の検討においても、原則として上下冊を区別しないこととする。

なお、本書が全巻清輔自筆でないことは、以上の筆跡の検討からも明らかであるが、それでも一部は自筆で、例えば上冊本文と勘物を書写したのが清輔で他は別筆というような可能性も考えられなくはないので、その点も検討しておく必要がある。

既に、西下、久曽神両氏の著書において、内容的にその点は否定されており、[5] 改めて記すまでもないが、それ以外にも気づ

いた事柄があるので併せて述べることとする。

西下氏が本書が清輔自筆でない理由として挙げられたのは四点で、すなわち、

一、二つの奥書が一筆で書かれてゐる。

二、余りにも誤写が多い。

三、清輔が書き落して彼が補入したと思はれる歌が普通の行に書かれてゐる。（後略）

四、和歌得業生清輔といふ署名は、筆勢・墨色から見て自筆とは認めがたい。

というものである（数字は稿者が私に付した）。

右の内一、四は下冊奥書部分にかかわる指摘であり、奥書は下冊本文と同筆であるから、たとえその部分が自筆でなくとも、それは下冊のみのことであり、上冊は自筆の可能性もあると反論することも出来るので、清輔自筆説を完全に否定し得たとは必ずしも言えないかもしれない。

しかし、二、三に関しては決定的とも言える箇所がある。西下氏の論を引用すると、次の如くである。

すなはち、秋下、二五一の「もみぢせぬ」の歌が、前田家本では平仮名で普通行に書かれてゐるが、頭注に「此片仮名ハ落秀書入也、以大仮名可書入」とあるから、片仮名で書かれてゐなければならないし、又この書落しは、清輔の誤つたものであらうから、行間か頭脚に書かれてゐなくてはならないのに、既に書入れの形式を失ひ、清輔の誤写は完全に訂正されてゐるのに、誤写の注記のみが残つてゐるのである。

少々補足すると、この注記は上冊本文並に勘物と同筆であり、本書で第一位と目される筆者のものである。従ってこのような齟齬を来したのは、自筆でない証拠と言ってよい。更に、「落秀」は「落哥」の誤りかと思われ、文意不通のまま書写しているようである。なお、この箇所、他の諸本は全て、和歌は本行にあり、注記は存在しない。

次に二の誤写については、右の注記の誤写も、自筆なら考えられないものであるが、久曽神氏は更に具体例を挙げて次の如く述べておられる。

単に誤字が多いといふのみでなく、清輔ならば常識となつてゐた筈の「万葉集」の「葉」を書誤つて改めたり（一〇三三）、清

輔が校合して記した筈の「無御本」を「三御本」(六七の次)と誤つてゐる如き例が少くない。嘗て清輔が校合注記したものを、後にそのまま転写したとしても、この種の誤の多いのは、清輔真筆を否定するものでなければならない。

久曽神氏の御指摘の通り、何れも自ら転写する際の誤りとは到底思われない。更に、以上二箇所の注記は下冊本文と同筆であり、下冊本文の筆者も清輔ではない。結局清輔筆の可能性は存在しないことになる(この場合、ごく一部の異筆に清輔自筆が混っている可能性まで考慮する必要はあるまい)。

以上で本書の筆者について清輔でないことは明らかになったが、更に、本文の誤りにつき、些か付け加えたいことがある。

本書の誤写の中、六「はるさめの」歌及び九「さくらばな」歌の注は注目に値する。この点は前稿注(37)で言及したが歌の排列ともかかわりがあるので、以下、諸本を比較して掲げる。(6)

まず、この箇所の本文は以下の如くである。一首以前の八「山たかみ」歌より掲げる。

ひえにのぼりて花をみてかへりまうできてよめりける(ヨメル(朱))

つらゆき

八山たかみゝつゝわがこしさくらばな風は心にまかすべらなり

くろぬし

六はるさめのふるはなみだぞさくらばなちるをゝしまぬ人しなければ

ていじの院の哥合の哥

九さくらばなちりぬる風のなごりにはみづなきそらになみぞ立ける

清輔本、顕昭本はほぼ共通してこの形であるが宮本家本のみ、六、八の順となり、従って九の作者が「つらゆき」になる(この箇所の存する伝本は宮曼穂伏天。金は欠落部で九詞書以下と勘物の一部を存す)。(7) また、宮本家本と欠落部に当る金を除き、本書を含めて諸本、御本は六、八の順である旨注記がある他、本書を除く諸本は八詞書の本行と朱注が逆転して「よめる」(ヨメリケル(朱))とある。

次に参考までに定家本(伊達家本)を掲げる。

ひえにのぼりてかへりまうできてよめる

つらゆき

八七山たかみゝつゝわがこしさくら花風は心にまかすべら也

題しらず　一本大伴くろぬし

八六春雨のふるは涙かさくら花ちるをおしまぬ人しなければ

亭子院哥合哥　つらゆき

八九さくら花ちりぬる風のなごりには水なきそらに浪ぞたちける

定家本における八九作者「つらゆき」は定家が昭和切において書き加えたものであって、俊成本にはなく、八六作者「一本大伴くろぬし」も恐らく俊成が校合して加えたものであろうとされている。とするなら、八七―八九は本来全て「つらゆき」の歌となる。

しかしながら、ここで問題としたいのは、古今集諸本における本文の異同ではなく、清輔本内部の異同である。

まず、宮本家本のみが、清輔本注記の御本の歌序と同じく八六、八七となっている。これは、亭子院歌合の歌である八九「さくらばな」歌の作者が大伴黒主では不審であることを避ける歌序である（雅経本は八七、八六、八六、八九で定家本とも清輔本注記とも一致せず、「さくらばな」歌はやはり「くろぬし」の歌となる）。

また、注(7)に言及したように建久五年奥書本も宮本家本と同一の歌序である。

しかし、ここで問題となるのは、八六、八九歌の勘物である。

宮

〔八六脚注〕目六云、大伴黒主、貞観之比人、又、延喜大曹(ママ)会哥ヨメリ、三首

〔八七頭注〕別紙

〔八九頭注〕此哥如=彼哥合一貫之哥也、又黒主件哥合非=作者一、又件哥合延喜十一年四月十八日也、女(如)何

この宮本家本における〔八九頭注〕は矛盾している。つまり、八六、八七と他の清輔本と排列を逆にすれば、八九歌の作者は「つらゆき」になるのであるから、頭注は不要の筈である。つまり、この頭注は、八七、八六の排列を前提にした注であり、宮本家本の排列は、八九歌の作者の不審を解消しようとした後次のものと見なければならず、この箇所については、一見、宮本家本の排列が後の形態であるように思われる。

曼

〔八六頭注〕後撰云、シガノカラサキニハラヘシケル人ノモトニミルトイフモノアリケリ、黒主ソコニキアヒテカノミルニコヽロヲカケテタハブレシケリ、ハラヘハテ、東(ママ)ヨリ黒主ニカヅ

ケ物セリ、黒主ソノモノゴシニカキテミルニヲクリケル、ナニセムニツタノミルメヲ思ケムヲキツタマモヲカヅクミニシテ、黒主若陰陽師歟

〔穴脚注〕大伴黒主、貞観之比人、又延喜大嘗会哥読レ之、三首、又着レ注一首、先祖不レ詳、又寛平法皇幸二石山一之時近江守打出浜御儲所二居二黒主一之由見二大和物語一、黒主薗城寺本主歟、彼縁記云、大伴黒主村主等以二氏寺一申二智證大師一寄二天占末寺一、是為レ免二国役一云〻

〔穴頭注〕此哥如二彼哥合一貫之哥也、又黒主件哥合非二作者一、此哥延喜十一年四月十八日也、花薗本次第ノゴトクハ当二貫之哥一歟

曼殊院本は注が大きく増加し、ほぼ保元二年本と同一である。但し、〔穴脚注〕の中、「又着レ注一首、先祖不レ詳」の部分のみが本書独自で、保元二年本に存在しない。

次に尊経閣本である。

尊

〔穴頭注〕別紙

〔穴七脚注＝実ハ穴脚注末尾部分〕みるめにをくりける、なにせんにつたのみるめを思けむおきつたまもをかづくみにして、然者黒主陰陽師歟

〔穴頭注〕黒主寛平法皇幸二石山一之時近江守打出浜御儲所居二黒主一之由見二大和物語一、黒主薗城寺本主歟、彼縁記云、大伴黒主村主等以二氏寺一申二智證大師一寄二天台末寺一、是為レ免二国役一云〻

〔穴脚注〕三首、目云、大伴黒主、貞観之比人、又読二延木大嘗会一歟

後撰云、しがのからさきにはらへしける人のもとに、みるといふものありけり、黒主そこにきあひてかのみるにこゝろをかけてたはぶれけり、はらへはてゝ車よりくろぬしにかづけものせり、黒主そのものごしにかきて

〔穴頭注〕此哥如二彼哥合一貫之歌也、又黒主非二件哥合作者一、又彼哥合延木十一年四月十八日也、如何、如二御本次第一、当二貫之哥一歟

曼殊院本と殆んど同じであるが、問題となるのは〔穴脚注〕である。曼殊院本の〔穴頭注〕と比較すれば容易にわかるように、末尾で文が中断し、続く文は〔穴七脚注〕の位置に存在する。しかも、〔穴七脚注〕で丁オモテが終わり、ウラの初めに〔穴脚注〕冒頭の「三首」以下が書かれている。

何故このような誤りが引き起こされたのであろうか。

ちなみに、同じ保元二年本である穂久邇文庫本にはこのような乱れはなく、金沢文庫本はこの注は一部しか残存しないが、やはり混乱は認められない。更に、頭昭本は注に増補が加えられているが乱れはない（何れも後述する）。

尊経閣文庫本の注の誤りの原因は前稿で指摘したように、注を加えた後に、八六、八七の排列を八七、八六に改めたためとしか考えられない。

つまり、宮本家本（建久五年奥書本も）の如く、八六、八七の排列を持ち、しかも、「くろぬし」に保元二年本のように、後撰集を引用した長い注が付され、それが次の歌である八七にまで、恐らく、丁や面にまたがって続いている本が存在したのであろう。その本をもとに、八六と八七の歌順を入れ換えた際、歌に伴う勘物の所属を誤り、八六の勘物の末尾部分を八七歌と一緒に前へ移動したのが、この結果となったのであろう。

このように考えると、八六、八七の排列を有する本が尊経閣文庫本以前に存在したことになる。

しかしながら、先に宮本家本の勘物を検討して述べたように、宮本家本の勘物は、八七、八六の排列を前提にして付されており、曼殊院本の存在も考慮すると、論理的に相矛盾し、解決するのは不可能である。

勿論、以上は現存伝本が清輔本の各発展段階を忠実に留めており、しかもその変化が一筋道であるとする仮定に基づいての論であり、そのようなことは現実にありえないことであるから、ここで余り論理を詰めるのは危険であろう。

田中氏論文が指摘されるように、八七―八八の箇所は古今集本文そのものに問題があり、殊に八八「さくらばな」歌は延喜十一年披講の亭子院歌合の貫之歌であるので、後に挿入されたとも考えられ、挿入、さし替えの際の手違いが、詞書、作者、歌相互の齟齬を生み、古今集諸本の異同を惹き起した可能性が高い。

事を清輔本に限ると、通宗本以来の本来の清輔本の歌序がどのようであったかは、宮本家本や建久五年奥書本が、八六、八七であり、尊経閣文庫本の前段階にもそれと同じ排列の伝本が存在したことが推定されることから、初期段階では八六、八七であったとも考えられるが、宮本家本、建久五年奥書本、更には寂恵本所引清輔本の頭注は、八七、八六の排列を前提にして付されており、結局何れであったかは明らかでない。

しかしながら、清輔本内部において、この二首の排列に関し

ては揺れが認められ、ある段階で歌序の入れ替えが試みられたことは明らかで、尊経閣本の過誤はそれに起因するものである。

いささか、記述が脇道に外れたが、尊経閣文庫本勘物の過誤が清輔自身によって惹き起こされたとは到底考えられず、また、この誤りが他の何れの伝本にも踏襲されていないことからも、この箇所は本書が清輔自筆ではない一証となろう。

以上、既に記述が長すぎるのであるが、この箇所は伝本ごとに注目すべき異同が存在するので、以下他の諸本についても簡単に列挙する。

穂久邇文庫本は尊経閣文庫本の誤りがない形態で、勘物内容は全同する。

金沢文庫本は、和歌は八九のみ存し、それ以前が欠けており、勘物は八八歌の後半が存在する。左の如くである。

金

〔八八、八九頭注〕（前欠）語、。此哥如彼哥合貫之哥也、又黒主非件哥合作者、又彼哥合延喜十一年四月十八日也、如何、如御本次第ハ当貫之哥歟

。黒主薗城寺本主歟、彼縁記云、大伴黒主村主等以氏寺中智證大師寄天台末寺、是為免国役云々（「黒主」ノ頭ノ。印ハ、ソレ以下ヲ「此哥」ノ前ニ移ス符号デアル）

（中欠）寺一人□老僧アリ、所謂教タイ和尚云々、件僧智證大師ニ奉付属之由アリ、黒主奉寄条如何（「中欠」以前ガ第十四紙、「中欠」以下ガ第十五紙、ソノ間欠落アリ、「中欠」以下ノ記事ハ顕昭本ニアルモノト一致）

〔八八脚注〕（前欠）フモノアリケリ、黒主ソコニキテアヒテカノミカ(ママ)ニコ、ロヲカケテタハブレケリ、ハラヘハテテクルマヨリクロヌシニカヅケモノセリ、黒主ソノモノゴシニカキテミルニオクリケル、ナニセムニツ(ママ)タノミルメヲオモヒケムオキツタマモヲカヅクミニシテ、然バ黒主陰陽師歟

伏（天も同じ）

〔八八頭注〕黒主寛平法皇幸石山之時近江守打出浜ニ御儲所ニ居黒主之由見大和物語、後撰云、シガノカラサキニハラヘシケルヒトノ許ニミルトイフ物アリケリ、黒主ソコニキアヒテカノミルニ心ヲカケテタハブレケリ、ハラヘハテ、車ヨリクロヌシニカヅケモノセリ、黒主ソノモノゴシニカキテミルニヲクリケル

ナニセムニヘタノミルメヲ思ケムヲキツタマモヲカヅクミニシテ

然者黒主陰陽師歟

黒主薗城寺本主歟、彼縁記云、大伴黒主村主等以氏寺申智證大師寄天台末寺、是為免国役云々、豊主又兄弟也、件寺ハ大友皇子建立之由宇治大納言物語ニ見、以之案之大伴黒主ハ彼皇子之後歟、件物語ニハ、彼寺一人ノ老僧アリ、所謂教タイ和尚云々、件僧智證大師ニ奉付ニ属之由アリ、黒主奉寄条如何

〔六八脚注〕如目六者先祖不詳、貞観之比人也

〔六九脚注〕此哥如彼哥合貫之哥也、又黒主件哥合非作者、又件哥合延喜十一年四月十八日也、如何、如御本次第者当貫之哥歟

金沢文庫本は保元二年本の中ではどちらかと言うと、穂久邇文庫本より尊経閣文庫本に近く、また、保元二年本本文の範囲を逸脱するような場合は殆んどなく、顕昭本と一致する記述が見えるこの箇所は唯一の例外である。また、頭注で一段落の位置を移動させているのは、単なる書き落しの訂正かもしれないが、本文、勘物とも不安定な箇所でもあり、何らかの意味があるのかもしれない。

顕昭本は、保元二年本を基に大幅な増補が加えられているが、作者注は例によって入集歌数を欠き、記述そのものも簡略化している。

金沢文庫本の作者注はあいにく欠落しているため確認できないが、他の箇所から考えて、顕昭本のような入集歌数を欠く簡略型であったとは考え難く、従って、金沢文庫本のこの箇所の勘物は、保元二年本と顕昭本の折衷型という独自のものであった可能性が高い。

以上は本来金沢文庫本の項で述べるべき事柄であるが、尊経閣本の過誤のついでを以て言及した。

さて、本書（尊経閣文庫本）本文に誤りが多いことは、西下氏以来言及されて来たが、具体例を次に掲げることとする。

本文の例に先んじて、巻末の作者目録に欠落が存することを指摘する。

以下に示す作者別入集歌数目録庶人の項の中、「　」内は本書の欠落を同じ保元二年本である伏見宮旧蔵一本で補ったものである。

（前略）貫之九十九（首）々　関雄二々　良香一々　〔有朋二々　利貞四々　今道三々　清樹一々〕　滋蔭一々　忠行一々（後略）

この「　」内は目録と奥書のみを書写した彰考館本にも存しており（但し、「有朋」を「有明」、「利貞」を「利真」と誤る）、

本書独自の脱落である。(8)

なお、歌人別入集歌数目録の冒頭に本書は「作者百廿四人 男八十九人 僧十人 女廿六人」とするが（伏見宮旧蔵一本も同じ、彰考館本は、「百二十人」「男八十八人」「女十六人」云々とする）、男、僧、女を加えると百廿五人になり一人多く、計算が合わない。目録本文の実数は〔 〕内の四人を加算すると「男八十八人」で計「百廿四人」になり、どうやらそういう計算のようである。何れにしろ、〔 〕内四人は本書の脱落である。

さて、本文の誤りであるが、単純な誤りの他、本行に不審な本文が書写され、主として平仮名、時として片仮名で穏当な本文が墨傍書される例（この場合、本行は見せ消ちされずそのままである）、同じく本行に不審な本文が書写され、墨で見せ消ちの後、片仮名で墨傍書される例が数多く見られる。前者は上冊部分に、後者は下冊部分に多く認められるという区分があるが、若干この区分は入り混っており、上下冊の書写態度に多少の違いは認められるものの、截然たる区別とも言い難い。

このような本文の訂正は本文と同筆と思われるが、概して乱暴な感じで、慎重謹直とは到底言い難い筆遣いである。

前者の例として次のようなものがある。上段が本書、下段が通常の清輔本本文である。下段は原則として保元二年本を用い、上冊部分は穂久邇文庫本、下冊部分は伏見宮旧蔵一本によるが、欠落破損等の場合は宮本家本以下を用いる。

仮名序　しらすなるへし—しらぬなるへし、八六　ゆきとたに—ゆきとのみ、九一　かをたにをくれ—かをたにぬすめ、三元　花ちれは—はなちれる、三三　あきかせは—あきかせに、四元　きのあきつね—きのありつね、六四五　をほつかな—おもほえす（宮ニヨル）、八四　よそにてききゝし—よそにそきゝし、九七　いつほとに—いつはかり（宮ニヨル）、一〇三　よみ侍ける—よめる、一〇七六　まきもこの—まきもくの（宮ニヨル）

逆に傍書、補入や訂正がかえって誤っている例もある。

三一　いまもかも—いまもかも、三三　くさもき。も—くさもきも、三六八　をのゝ。ちふるか—をのゝちふるか、四三　よめると。いふ—よめるとなむいふ（尊独自ニ前ニ「なん」アリ、重複）、八七〇　いそのかみのなむまつ—いそのかみのなむまつ、八九一　もとくたちゆく—もとくたちゆく、八九八　むへもとしとは—むへもとしとは、一〇七六　人もみるかね—人もみるかね（宮ニヨル）

以上のような例がある。

次に、見せ消ち訂正が片仮名の例を挙げる。この場合、誤って訂正した場合は殆んどない。

四六七　なへされは(ナレト)(9)—なへなれと、六二九　またきな。の(キナ)—またきなきなの、六六二　よみ人不知(ミツネ)—みつね（宮ニヨル）、八二七　きへぬあはと(ルワ)（訂正不十分）—けぬるあはとも、九一九　なみかとそ思ミル—なみかとそみる、九七五　■(ヲ)もほえす—おもほえす

以上掲げた例を見ると、本書の本文が不安定なことが目につく。それは、同じ保元二年本である穂久邇文庫本や伏見宮旧蔵一本と比べても著しい（金沢文庫本は現存部分が少ないので除外する）。また、次頁に挙げるような本文誤謬も多く、書写態度もいささか慎重さを欠いている。このような点から、本書は善本とは言い難いとする見方も当然ありうる。清輔の性格から考えても、清輔本古今集は、たとえ校合や注記により書写面が複雑になろうとも、本文の選択や校合の性格は合理的に弁別しうるようになっていたに違いなく、本書の如く、清輔本として何れの本文を採用すべきかにも迷うような判りにくい書写面を呈するのは、書写態度に問題なしとは言えないものである。

しかしながら、その一方、前稿三九—四〇頁で述べたように、清輔本が底本とした通宗本がどの程度信頼するに値する整然たる本文を有していたかは、なお疑問の残るところであり、傍書や見せ消ち、あるいは本文不通箇所を有する本であった可能性も否定出来ない。

清輔や俊成が、自家の証本を所謂三証本の中から選び定めたのは、歌道家としての将来を考えての選択という要素が強いと考えられるのであるから、通宗本や新院御本の本文が決定的に秀れていたとは必ずしも言い難く（と言って劣っていたとも思われないが）、底本を忠実に書写するだけでは家の証本とはなり難い事情もあったかもしれないのである。

従って、通宗本を底本として清輔本が作成される道程もさほど簡単ではなかったのかもしれない。

以上は全て憶測に過ぎないが、清輔本諸本間の本文の揺れを、単なる転写、校合上の転訛にのみ求めるのは難しいと考えると、通宗本本文の安定性、信頼性に疑問を感じざるをえないのである。

そのような観点に立つと、本書の本文が不安定で誤りが多いのも、単に本書の書写態度に帰せしめてよいのかどうか、なお問題は残ると言えそうである。

しかしながら、以下に掲げる誤りの多くは単純な書写上の誤

りと認められ、本書の書写態度に問題があることは否定し難く、通宗本本文の問題は問題としてなお存在するも、本書を以てその材料とすることは出来ないように思われる。

以下は本書の誤りと考えられる例である。

仮名序　いにしへのよゝのかみかと—いにしへのよゝのみかと、二頭注　「在金玉集」（二三頭注）ヲ混入、八一頭注　或御曹子傍也、孝坊也（後略、コノ種ノ注ノ誤多シ、以下略）—式御曹子傍也、或人云、以前坊也（金ハ「或人云、以」ナシ）、三〇七　たしらす—たいしらす、三六八　あひし。（朱）レりてはへりける人—あひしりてはへりける人の、四五五　なさけなつめそ—なけきなつめそ、同　すてぬものかは—すてぬものから、四六四　はなかことに—はなことに、五三五　人おしらなむ—人はしらなん（宮ニヨル）、異本歌7　サキツル花ヲ—ナキツル ハナヲ、六四五　いせ。（の）くに—いせのくにゝ（宮ニヨル）、六七〇　なきこひは—なきこひを、八三〇　さきのおほきおほきまうちきみ—さきのおほきおほいまうちきみ、八三五　ぬるかうへに—ぬるかうちに、八七四　きさいのみやのかたに—きさいのみやの御かたに（他本朱ミセケチ符号ナシ）、同　さむありける—さな（朱）むありける、八七五　くさきなれ—くちきなれ、八八〇　うとくもあるか—うとくもあるかな（宮ニヨル）、九〇〇　とふらす侍けれは—とふらはすはへりけれは、九二七　さふらふ人〳〵—さふらふ人〳〵に（宮ニヨル）、一〇九　うたゝるさまの—うたゝあるさまの（他本朱ミセケチ符号ナシ）、一〇四七　さやかくし（朱）ゝもよお—（朱）ニさやくしもよを（宮ニヨル）、一一〇〇　いろよかはらし—いろよかはらし（他本「いろはかはらし」）

これらの中には本書の単なる誤りと見なし難いものも若干含まれているが、先に挙げた傍書、見せ消ち等の例と併せると不審箇所の多さは否まれない。

最後にこれまでの諸本と同じく本書の特色を示す異文を注（10）に掲げる。

穂久邇文庫蔵本

存仮名序、巻一—十

〔鎌倉後期〕写・伝世尊寺経朝筆　一帖

綴葉装。後補萠黄色地龍唐草文様裂表紙（二五・一×一六・二糎）、左肩浅葱色地題簽「古今和歌集上」。見返し、布目金紙。料紙、斐紙。墨付、一〇五丁（第四折第三丁切取りを白紙で補う）。遊紙、前なし、後一丁。字面高さ、約一六・六糎。毎半

葉十行。和歌二行書。平仮名交り。内題、「古今和謌集巻第一春哥上」以下巻二より巻十まで全て「和哥」の文字を用いる。部立は「春哥上」以下、春和哥下、夏哥、秋哥上（下）、冬哥、賀歌、別離哥、羇旅哥、物名となっている。

第一丁ウに通宗の識語があり、

以二貫之自筆本一書写古今也／件本ハ於二皇太后宮一焼失畢／和歌等不レ似二餘本一、其説頗違矣

通宗

とし、二丁オより仮名序にはいる。

他の清輔本と同じく頭脚に朱墨で勘物が書き入れられている（本文同筆）他、新院御本との校合を示す朱傍書がある。

一方、他の清輔本に付されている『新撰和歌集』入集歌であることを示す歌頭の合点は存しない。但し、巻一巻頭には他の諸本と同じく「合点、新撰集歌也」と注するので、本書は何らかの理由で省略したらしい。

逆に、本書は仮名序に朱星点で声点を付しており、清輔本中、仮名序に声点が付されるのは本書のみである（詳細は後述）。

また、本書の紹介者である久曽神氏が指摘されるように（同氏著書研究編九一頁）、後人の書入注が全巻に亘って施されている。その時期は、室町末近世初ころかと思われるので、もとより、本書を清輔本として考察するには無関係であるが、本文、勘物ともにこの書入注によって改竄を被っており、時として本来の本文の復元が不可能になっている。

この点については、書入注の性格とともに後述する（本書について論ずる時は、特に断わらない限りこの書入れ改竄を除去した形で考察することは言うまでもない）。

印記はないが、伝来については、見返しに「披従五位勲五等？／権大警視修史館副長／丁野遠影」の貼紙があり、遠影宛の岩倉具綱書簡も付されており、それらによって、明治二十二年当時丁野遠影の所蔵であったことがわかる。(11)

更に久曽神氏によれば、本書は樋口光義「古正本古今和歌集考」（「好古叢誌」二編巻十明26・10）に紹介された樋口光義所蔵の二種の古今集の中、「六七百年間ノ古抄本欠本ニテ上巻一冊十巻に止ル」とする本であるとされている。(12)

また、本書は上冊のみのため奥書を確認出来ないが、久曽神氏が指摘されたように、勘物の比較により保元二年本である。

例えば、作者勘物における入集歌数の表示法（前稿七七頁参照）からも保元二年本であることは明らかである。

一方、本文からのみでは諸本の異同は複雑で、保元二年本と断ずることは困難であるが、後述するように、保元二年本と考えることに何らの支障はない。

さて、本書には一丁切取りがあり、巻三巻末が欠けている。つまり、一六七詞書中途の「こひにおこせたりけれはをしみ」までウラ丁末に至り、以下巻末一六八までが欠けている。現在は白紙で落丁が示され、次丁は巻四巻頭より存する。

次に異本歌並びに排列について示す。

八〇ノ次、異本歌1あり（本行片仮名）。朱合点を施し、「見二合或本一有二此哥一（墨）、此哥無二御本一（朱）」と頭注（諸本と同じ）。

サクラノヤリミヅニチリケルヲ　　貫之

ユクミヅニカゼノフキイル、サクラ花キエズナガル、ユキカトゾミル

八二ノ次、異本歌2あり（本行平仮名、本行片仮名と連続重出）。朱合点を施し、片仮名書和歌に「或本有二此哥一（墨）、無二御本一（朱）」と頭注（箇所諸本と同じ）。

雲林院にまかりてさくらのちりけるによめる

ゆきとみてぬれもやするとさくら花ちるにたもとをかづきつるかな

雲林院ニマカリテサクラノチリケルニヨメル

ユキトミテヌレモヤスルトサクラバナチルニタモトヲカヅキツルカナ

八三、八六、八四、八五、八七の排列となり、「御本次第如レ此（朱）」と頭注し、朱線で御本は、八三、八四、八五、八六、八七の排列であることを示す（諸本と同じ）。

一五四、一五三の排列で、朱線で一五三、一五四の排列を示すが、この朱線は既述の後人の手によるものかと思われる。注記の有無も後人の書入れにより不明。

二五四、二五三の排列で、朱線で二五三、二五四の排列を示すが、前項と同じく後人の筆か。

三〇七、三〇六の排列となり、「御本此哥在レ前、但題不レ知哥相並不審（朱）」と頭注し、朱線で御本は、三〇六、三〇七の排列であることを示す（諸本と同じ）。

四四六ノ次、異本歌3あり（本行片仮名）、朱合点を施し、「或本有二此哥一（墨）、無二御本一（朱）」と頭注（諸本と同じ）。

クレノヲモ　　貫之

コシトキトコヒツ、ヲレバユフグレノヲモカゲニノミ、エワ

タルカナ

四八を本行片仮名で書き、「正本ニ此哥書ニ別紙ニ押レ之（墨）、有ニ御本ニ（朱）、此哥大仮名ニテ可レ書ニ入之ニ（墨）」と頭注（本書のみ）。

カラハギ　　ヨミ人シラズ

ウツセミノカラハキゴトニトヾムレドタマノユクエヲミヌゾカナシキ

四六ノ次、異本歌4あり（本行片仮名）。朱合点を施し、「或本有ニ此哥ニ（墨）、無ニ御本ニ、在ニ伊勢語ニ（朱）」と頭注（諸本と同じ）。

ヲキノヰ　ミヤコシマ　　小町

ヲキノヰテミヲヤクヨリモワビシキハミヤコ□（「ヘ」後人抹消）シマノワカレナリケリ

四六二ノ次、異本歌5あり（本行片仮名）。朱合点を施し、「有ニ或本ニ、綾茂無ニ目六ニ（墨）、無ニ御本ニ（朱）」と頭注（諸本と同じ）。

ソメドノ　アハタ　　ヲフシノアヤモチ

ウキヨヲバヨソメトノミモノガレユク、モノアハダツ山ノフモトニ

以上の異本歌の中、注目すべき点が一、二ある。

まず、異本歌2が平仮名本行片仮名本行と重出する点である。これは尊経閣文庫本が平仮名本行と片仮名書入と重出するのと類似しており、あるいは保元二年本は異本歌2が重出するという特徴を有していたようにも思われる。しかしながら、同じく保元二年本と推定される金沢文庫本は異本歌2を片仮名本行としており（本文も片仮名書きである）、重出させることはない。従って、重出現象は保元二年本の成立と何らかの関係を有するとしても、保元二年本共通の特徴とは言えないことになる。

次に四八の扱いである。諸本の頭脚注を比較して示すと次の如くである。

宮

〔頭注〕題不ニ心得ニ、通宗自筆本ニ此哥ハ云（ママ）ニ別帋ニ押レ之（墨）、有ニ御本ニ（朱）

〔脚注〕根本

（参考）建久五年奥書本

〔頭注〕題字不レ得レ心、通宗自筆本ニ此哥ハ書ニ別紙ニ押レ之

〔脚注〕根本

尊

〔頭注〕正本ニ此歌ハ書ニ別紙ニ押レ本、片仮名書也、而大仮名ニテ可ニ書入ニ云々、仍書入了（墨）、有ニ御本ニ（朱）

〔脚注〕根本（朱）

伏（天モ同ジ）

〔頭注〕正本ニ此哥書ニ別紙ニ押レ之（墨）、有ニ御本ニ（朱）

この注記を見ると、四八は通宗本では片仮名書で押紙されていたことがわかる。そのままでは、四八は本来通宗本にあるべき歌であるのか、何らかの事情で加えられたのか明らかでないことになる。しかし、結局、御本にあるという理由で本文に加えられたのであろう。尊経閣文庫本は「仍書入了」と本行化の経緯を記しており、他の諸本（建久五年奥書本も本行平仮名であったらしい）も注記は残すものの本行化して区別をなくしている。

その中にあって、本書のみが片仮名書を残しているのは、久曽神氏が指摘されたように、尊経閣本より原形を伝えていると言えるであろう（研究編九〇頁）。

また、異本歌の扱いを考えても、全体として本行—書入—頭書の方向を辿ったと思われるので、書入形式が多い尊経閣文庫本より、本行（片仮名）形式の本書の方が原型に近いとも言いうる。

しかしながら、尊経閣文庫本の上冊部分には、異本歌を本行平仮名とした箇所も多く、本文の異同も画然とせず、全ての点で穂久邇文庫本の方が原型に近いと言いきれるか否かは猶検討が必要であろう。

事実、穂久邇文庫本には、次に述べるような独自な要素がある。

まず、先述したように、本書は仮名序に声点が施されている。声点が施されている清輔本としては、宮本家本（永治二年本）があり、それとほぼ同一系統と思われる寂恵所引本がある。しかしながら、それらに付された声点は本文のみであり、仮名序に及んでいない（顕昭本は全巻に付されている）。

ところが、本書は仮名序にのみ声点が付されている。もっとも本文にも声点が付されているが、これは後人による注の書入れに伴ってなされたもので、対象とならない。

そこで、次に声点を示すこととする。この点に関しては、稿者は全くの門外漢ゆえ、思わぬ過誤を犯さぬかと不安を覚えるが、本書の声点は従来未紹介であるので左記に一覧する。

記述は秋永一枝氏が『古今和歌集声点本の研究』以下で用い

られている方法に従い、声点の付されている語を示し、その下に声点を一字ずつ示すことにする。平は平声、上は上声、○は声点なし、ゴシック体は濁声点を示す。

なお、本書の声点は顕昭本（伏見宮旧蔵本、天理家隆本）より少ないが、一致の度合が高いので、両本と一致、もしくは矛盾しない場合、語頭に＊印を付すことにする。

＊しかあれとも　○○平上○○
＊よにつたはれることは　○○○○○○○平平上
＊心わきかたかりけらし　○○○**平**上○○○○○
＊ちりひちより　○○上**上**○○
＊（むつにはいはひうた……）といへることの　○○○○平平○
　はなをそふとて　○○○平上上○
＊つくはやまにかけて　○上上○○○平上上
＊あひをひ　平上○○
＊さかえおこりて　○○○上**上**上○
＊ときをうしなひ　○○○○○上平
＊よにわひ　上上上**平**
＊したしかりしも　○○○平平○○
＊かのおほむよや　○○平平○○○
＊みをあはせたり　上上○○○○○
　山。へのあかひと　○**平**上○○○○
＊こゝのかへり　平平上○○○
＊みそなはし　上上○○○
＊みつからの。をも（コト朱）　○○○○○○平
＊あすかゝは　平上上上上
＊それまくらことはに　上上平上○○○○○（「まくら」の下に朱句点を有する点も一致）
＊かこてれは（ク朱）　○○平上**平**
＊こゝろにはちおもへと　○○○○○**上**○○○○
＊たなひく雲の　上上**上**上○○
＊なくしかの　上上○○○
＊うたのもし　○○○○**平**
＊まさきのかつら　上平平○○○○

以上、比較の対象とする顕昭本の声点は秋永一枝氏『古今集声点本の研究　資料篇』（昭47刊）の調査結果によった。

本書の声点は右に示したように、顕昭本二本とかなりよく一致するが、特に伏見宮旧蔵本とは、本書の方が差声箇所が一方

的に少ないもののほとんど一致している（但し、最初の二項は伏見宮旧蔵本は欠丁部分）。

これに対して、天理家隆本は差声箇所が共通する場合はほとんど一致するが、天理家隆本の方が差声を欠く箇所が少なからずあり、本書と差声箇所にかなり出入りがあり、やや距りを感じさせる。

天理家隆本が本書に比べて差声がないのは、右の挙例の中、「かのおほむよや」「山へのあかひと」「こゝのかへり」「みつからのをも」「あすかゝは」「かこてれは」「こゝろにはちおもへと」「なくしかの」「うたのもし」「まさきのかつら」と主として仮名序後半に集中し、十箇所にも及んでいる。(13)

なお、右の一覧で、一致するとして＊印を付したのは、本書の差声が、顕昭本のそれと矛盾せず一致するという意味で、差声字数の出入りは相違と見なさない。

一致しない箇所は左の如くである。

「はなをそふとて」は伏見宮旧蔵本は一致するが、天理家隆本は「〇〇〇平上平上」と異なる。

「山へのあかひと」は伏見宮旧蔵本は「〇上上〇〇〇〇」で異なり、天理家隆本は声点がない。他の諸本も「へ」は「上」または「上」で「平」とするものはない。

以上のように本書の声点は一部顕昭本に一致しない点があるが、全体として見れば、かなりよく一致していると言ってよい。秋永氏の校本を見る限りでは顕昭本二本間で声点はかなり符合しており、しかも他の諸本とは差声箇所、差声内容ともに異って、独自の特徴を有している。

従って、本書がそれらに極めてよく一致しているということは、差声の点で顕昭本と何らかの関係があると考えざるをえない。

この点は宮本家本の声点が顕昭本のそれとさして一致を見ず、両者の間に関係を見出し難いのと対照的である。

一つの考え方は、本書の仮名序の声点は清輔による差声であり、顕昭本の差声は顕昭がそれを増補してなされたものであるとすることである。

しかし、その一方、前稿六五―七頁で述べたように、天理片仮名零本の場合の如く、伝本そのものは、全体として初期の清輔本であっても、その声点はむしろ逆に何らかの形で顕昭本の影響を受けた可能性が高いと考えざるをえない場合もあり、本書の声点も逆に顕昭本の影響下に付されたと考えることも出来

る。清輔本諸本間で差声がその有無からして一定しないのも、その疑いを抱かせる一要素となろう。

その何れであるかはにわかに決し難い。

稿者はこの問題をこれ以上論ずる能力を欠いているが、本書の声点は、清輔本に付された声点が、清輔の手になるか否か、あるいは顕昭の差声に清輔の差声が影響を与えているか否かという問題について何らかの手がかりを与える可能性を有するように思われる。

次に本書の特徴として指摘すべきは、新院御本との校異を示す朱傍書が他の諸本に比べ少ないことである。

既述のように、本書には室町末乃至近世初ころの清輔本とは無関係の後人の書入注があり、更に、その注は本文も伴っていたと覚しく、本文の校異も併せ書き入れられている（この書入注は本稿の題目とは直接関係がないが、いかなる性格の注であるかは、後述する）。

このため、本書の本行、傍注共に手が加えられ、原態が伺えなくなった箇所がある。

また、書入注は朱も使用しており、本書は本来仮名序のみの差声であったが、本文に朱点で声を差し、その他朱線や朱の囲みを加える等、本来の朱書と交錯する場合もある。

更に、本来の朱は褪色著しく、改竄の手を加えられていない場合でも肉眼で判読に困難を覚える点が少なくない。

稿者は前稿執筆後、御所蔵者の御好意により再度の調査を許され、疑問の箇所を点検したが、その結果、判読可能になった朱書もあるが、やはり最初から朱書は他の諸本に比してやや少なかったと考えるに至った（朱書の有無につき前稿と一、二相違が生じた点を許されたい）。

左記に、他の多くの諸本にある朱書で、本書には見えない箇所を幾つか挙げることとする。朱書は諸本により異同が多いので、尊経閣文庫本を下段に参考のため掲げるに止める。

仮名序　かのおほむよや—かのおほんよや（御（朱））

同　御かとの御めに—みかとの御めに（オホン（朱））

同　うちのそうきせは—うちのそうきせは（勢キ（朱））

同朱頭注　ナシ—已上未（ママ）合点注ハ序本注也、或人云、四条大納言注云（ママ）、通俊卿古今ニ其由被ニ記付一云々、但不レ得レ心事有ニ少々一、不レ被レ信ニ受之一

一　たちけるに—立けるに（ヒ（朱））

三　たてるやいつこ—たてるやいつこ（タ（朱））（ク（朱））

一九　みやこはのへに—みやこはのへに　ノ(朱)
二五　ふることに—ふることに　トキ(朱)
二八　しる人そしる—しる人そみる　シ(朱)
二九　むめのはな—むめのはな　ウ(朱)
一四四　ふるきみやこの—ふるきみやこの　ノ(朱)
一七〇　うちよする—うちよする　フキ(朱)
二五四　もみちはゝ—もみちはゝ　ニ(朱)
二七二　はなかあらぬか—はなかあらぬか　ソレ(朱)
三二七　にふのたゝみね—にふのたゝみね　ミ(朱)
三三九　あとはかもなく—あとはかもなく　ナクテ(朱)
三四六　君かやちよに—きみかやちよに　ソチ(朱)
四〇六　みかさの山に—みかさの山に　ヲ(朱)
四〇七　をのゝたかむら—をのゝたかむら　ノアソム(朱)
四四二　りうたむの花—りうたむのはな　ウ(朱)
四四九　むはたまの—むはたまの　ウ(朱)

右は、本書が後人により擦り消しや改竄を被っていない箇所に限ったものであるが、これ以外にも尊経閣文庫本独自の朱傍書も若干あり、同系統本と見なせるにしても、本書の朱書がいささか少ない感は否めない。

この点が、本書と尊経閣文庫本の関係を考える上で何らかの意味を持つか否かは微妙であり、判然としない。

仮に意味を有すると考えるならば、朱傍書は、概して初期の清輔本に少なく、顕昭本に多いという傾向が認められるので、保元二年本内部でも、朱傍書の少ない本書は尊経閣文庫本より以前の段階の面影を有していると考えられなくもない。

既述の如く、四八を片仮名書のまま残している点や、異本歌を本行に置いている点から、本書は尊経閣文庫本より以前の段階の伝本であると考えられなくもない。従って本書の朱傍書の少なさ（その一部は宮本家本、曼殊院本と一致する）をその推定を支持する一要素とすることも出来よう。

ただ、現存の資料からそこまで言い切るには不安があり注(14)に掲げた本書の異文から見ても、顕昭本に一致する例が比較的多い他、定家本と一致する場合、更に六条家本と一致する例も他の清輔本に比し目立つ等、到底本書の性格を一言に示すことは不可能で、今後更に保元二年本に新たな伝本が発見されることを期待し、後考を俟ちたい。

次に、他の諸本と同じく、注(14)に本書の特徴ある異文を掲げることとする。

最後に、本書に後人によって書き入れられた注の性格について述べる。

この注は、仮名序にはなく、巻一―十全巻にわたり、かなり詳細に書き入れられており、本文にも校合がある。

それらは、一首全体の注として書き入れられている場合もあるが、本文の字句に傍注として「……也」と付注する場合も多く見られる。書き入れの時期は前述の如く、室町末近世初ころと思われる。右のような特徴から、受講したものをそのまま書き入れたかの如くにも見えるが、実は、既に紹介されている古今集注の中にかなりよく一致するものが存在する。

それは、片桐洋一氏『中世古今集注釈書解題』第三巻（昭56刊）I五（八〇―一一三頁）で述べられている内閣文庫蔵『古今和歌集註』（二〇〇―一四）及び静嘉堂文庫蔵『十吟抄』（五一八―一五―二二〇二八）である。このうち『十吟抄』は片桐氏が指摘されるように、仮名序、巻一―十までと巻十一以下とは別の注で、前者が真の『十吟抄』と考えられるが、当面問題とする穂久邇文庫本は、仮名序と巻一―十のみであるから比較に支障はない。

本書の注をこの二者と比較すると、何れとも完全には一致しないが、内閣文庫本『古今和歌集註』により近いと認められる。比較の結果は、直接本書本文と関わらないので注（15）に示した。

金沢文庫蔵本

存巻一、二（有欠）　一軸

〔鎌倉後期〕写

紙背、応永三年（一三九六）英賢写『胎蔵法聞書』

巻子本。新補濃緑色裂表紙（三〇・三×二七・二糎）、外題なし。見返し、新補浅葱色地銀砂子散し鳥の子紙。料紙、斐紙。一紙二九・四×二一・〇糎内外（現状）。横四線の墨界をそれぞれ上端より約五・三、九・一、一六・六、二三・七糎に引き、和歌本文は第一線と第四線の間に、詞書は第二線、作者は第三線より書写し、頭脚欄に勘物を書き入れている。有界九行（現状）、界幅二・三糎。和歌二行書。片仮名交り。墨付、全三〇紙分残存。但し、末尾一紙は紙背のみ書写、第九、二七紙は途中紙継ぎがあり、それぞれ二紙と計算すれば、全三二紙となる。内題、巻一巻首欠、巻二は「古今和歌集巻第二春歌下」。

奥書、印記等なし。

他の清輔本と同じく頭脚に朱墨で勘物が書き入れられている他、新院御本との校合を示す朱傍書がある。この勘物の比較から、本書は保元二年奥書本と推定される。

また、『新撰和歌集』入集歌であることを示す墨合点を歌頭に付している。

さて、本書が現状となるまでの経緯は複雑で、現在の形態となったのは近時のことと思われる。

元来、古今集を概ね一紙十行余りずつ書写した巻子本であったものを、後代、紙背に『胎蔵法聞書』を書写して冊子本に改め、その際、次のような方法を採ったため、古今集本文の多くが失なわれたものである。

まず、巻子本を適宜九行ずつに截断し、紙背を表にし、これを横に二ッ折にして一丁として『胎蔵法聞書』を書写し、冊子本としたのである。

九行分ずつ截断するに際しては、多く一紙十行余りあるものの左右何れかの余分を裁ち落して廃棄したため、表の古今集は所々に不連続の箇所が生ずるに至った。また、九行截断する方法は無雑作で、巻子装の紙継ぎをまたいで九行切った場合もある（前述の第九、第二七紙）。またこの紙継ぎに古今集の文字が載っていることから、本来巻子本であったことが明らかである。

以上の如く、九行ずつ截断して大きさをそろえた料紙を、紙背を表にし、横に（古今集書写の行と直角方向に）折って冊子本として『胎蔵法聞書』を書写している。つまり、古今集と『胎蔵法聞書』（表と裏）の行が直角に交わって書写されている。

更に、この冊子を作成するに当って、古今集の書写順序は念頭に容れず、単なる料紙としてのみ利用したため、表と裏の書写順序は全くばらばらとなってしまっている。

近時、この冊子本に書写された『胎蔵法聞書』より、裏の古今集の方が価値が高いと見做されたためか、冊子を解体して古今集を表に、その順序に従って巻子本に復元したのが現状である。

このため、表の古今集は歌順を逐っているが、巻一巻頭より巻三作者までを欠き、「トシフレバ」より存し、以下巻二巻末まで断続的に存している。

左に現存状況を記す。詳細に列記するのは煩雑であるので、歌本文が一部でも存するものは現存と認め、新編国歌大観番号で示すこととする。

五三〜五六（以上第一、二紙）、五八〜六一（第三、四紙）、六三〜七三（第五、六、七、八紙）、七四〜七七（第九、十紙）、七九〜異本歌1（第十一、十二紙）、八二〜八三（異本歌2を含む、第十三紙）、八九〜九一（第十四紙）、九二〜九六（第十五、十六紙）、一〇〇〜一〇五（第十七、十八紙）、一〇八〜一一四（第十九、二十、二十一紙）、一一五〜一一七（第二十二紙）、一一九〜一二三（第二十三、二十四紙）、一二四〜一三一（第二十五、二十六、二十七、二十八紙）、一三二〜一三四（第二十九紙）、白紙（第三十紙）

先に述べたように『胎蔵法聞書』の冊子本を作成する際、古今集本文を全く顧慮せず、順不同で利用したため、古今集本文を表として巻子本に復元すると、今度は紙背『胎蔵法聞書』が順不同になってしまっている。

その結果、現在の第二十紙裏が『胎蔵法聞書』の本文共紙表紙であり、中央に梵字で書名が記され、左に「胎蔵法」、右に「□（キ）ヤラハク□（シ）ヤタラ□（マ）聞書」とし、右下に「英賢」と同じく墨書する。

また、第二十七紙裏に奥書があり、

応永三年丙子十月七日令二書写一了／　　英賢

とある。

本文が順不同のため、『胎蔵法聞書』が完好か否かは、専門外の稿者には判らない。

また、書写者の英賢についても不明であり、本書がいつの時点からいかなる事情で金沢文庫（正確には称名寺蔵金沢文庫保管）に蔵されるに至ったかも明らかでない。

さて、以下古今集本文について述べることとする。

まず、本書は先に述べた如く、全巻片仮名書である。また勘物の特徴から保元二年本と推定され、従って、天理図書館蔵零本、静嘉堂文庫蔵榎本寛親模写本のいずれの片仮名本とも系統を異にし、何らの関係も有しない。

次いで、異本歌は本行に他の歌と同じく片仮名書されている。左に現存部分の異本歌並びに排列を示す。

八〇ノ次、異本歌1あり。詞書並に歌頭に朱合点を施し、「見二合或本一有二此哥一（墨）、此哥無二御本一（朱）」と頭注（諸本と同じ）。

サクラノヤリミヅニチリケルヲ　　貫之

ユクミヅニカゼノフキイル、サクラバナ

キエズナガル、ユキカトゾミル

八二ノ次、異本歌2あり。詞書並に歌頭に朱合点を施し、「無二

御本ニ（朱）、或本有ニ此哥ニ（墨）」と頭注（諸本と同じ）。

雲林院ニマカリテサクラノチリケルニヨメル

ユキトミテヌレモヤスルトサクラ花

チル。ニタモトヲカヅキツルカナ

八二～八六の排列は欠落部分に当るため不明である。

また、本文内容については、巻一、二のみの零本であることもあり、これといった特徴は見当らない。

僅かに、異本歌2「ユキトミテ」歌を、同じ保元二年本である尊経閣文庫本、穂久邇文庫本と異なり、二度書写しない点が注目される他、八六、八九歌の勘物が一部しか存しないものの、他の二本の保元二年本と異なり、むしろ顕昭本と一致する点に特色を見るくらいである（尊経閣文庫本の項に勘物を引用し、比較した）。

むしろ、本書において注目すべきは、しばしば認められる擦り消しによる本文訂正の痕跡である。擦り消し訂正は全て同筆と考えられるが、本行の字句を擦り消してその上から別の本文を書写し、元の字句を傍書にしたかと疑われる箇所が多い。勿論、消された字句が読みえない場合も多い。左に例を挙げ、説明を加える。

八〇　ワツラヒ〔ハヘリ〕ケル時ニ

「ハヘリ」は墨本行であったのを擦消し、その上から朱で同じく「ハヘリ」と書き入れている。「ハヘリ」は曼定はなく、穂伏は朱傍書補入する。

八一　トウクノ閑（雅朱）院（ミ朱）ニテ

本来「雅」であったが、擦り消して「閑」に改め、それを更に朱ミセケチで「雅」に再訂正。諸本、宮天定は「雅」、曼穂伏は本書の現状と同じ、尊は本行「雅」、傍書「閑」、傍書に朱のミセケチ符号を付す。

九二　ウツロフイロヲ（ニ朱）（「ニ」ニ墨合点）

「ヲ」は擦り消しの上に書かれている。あるいは「ニ」とあったか。諸本、曼「ヲ」、定「に」の他は「お」（ニ朱）又は「を」（ニ朱）である。

九五　マ（レ朱、ママ）。カリケルトキニ

朱補入の箇所を誤るが、本行「カリケル」は擦り消しの上より書いている。諸本「まかれりけるときに」、但し、曼は「レ」（レ朱）に朱ミセケチ、穂は「まかりけるとき」、伏は「マカリケル時」（「レ」に墨合点）。

一〇三　。モトカタ（アリハラノ朱）

本行「モトカタ」は擦り消しの上に書かれており、本来、姓も書かれていた如し。曼穂伏原状と同じ、他の諸本姓を伴う。

一〇八　ヨメル（ミケル（朱））

本行に擦り消し跡あり。本来「ヨミケル」とあったか。宮曼穂伏天「よめる」（ヨミケル（朱））、尊「よみける」（ヨメル（朱））。

三六第三句　ウクヒスモ（ノ（朱））

「モ」は擦り消し上に書写。諸本「うくひすも」。

右に挙げた擦り消し訂正が何を意味するかは不明である。その多くが本文に異同のある箇所であることから、単なる書き誤りとは考えられない。また、本書の書写年代からして、清輔本作成の際の推敲を反映しているとも考えられない。

しかも、本行本文を改めて、消された本文を朱傍書にしたと覚しき箇所もあり、もし、このような訂正が、清輔や顕昭の与り知らぬ場で後代に行われていたとすると、前稿一一頁以下で取り上げた本行本文と朱校本文との入れ替り現象などとの関連で、現存諸本の本文の信憑性に疑問を抱かせることともなる。

本書の本文訂正について、本来本書は清輔本本文を有しておらず、清輔本との校合で本文を改め、勘物も記入されたとする考えは、異本歌二首が本行に書かれていることから、成り立つとは思えず、結局、その意味するところは不明である。

強いて可能性を考えれば、別の清輔本との校合による本文訂正であろうが、それも単なる可能性に過ぎない。

ただ、朱校の揺れに、本書になされたような本文訂正が何らかの形で関わっているであろうことが推測されるのみである。

付

ここで注(1)に言及した保元二年本の作者目録と奥書を抄写した彰考館蔵本について付記する。

彰考館蔵本（巳二〇—〇七五六九）

古今目録以下之事　　合一冊

〔江戸中期〕写

題会之庭訓・和哥会次第と合綴

袋綴。茶色表紙（二三・三×一七・五糎）。左肩題簽「題会庭訓／古今目録以下之事」。表紙、題簽は後補で恐らく合綴に際して付されたものであろう。料紙、薄葉斐紙。墨付、三一丁（扉も含む）。内訳は次の如くである。一オ左肩に「題会之庭訓」とし、扉となる（本来は元表紙か）。内題なく、二オより

本文に入り、一二ウにて終り、末尾に「為和／明融」と署名。一三ウに「和哥会次第」と内題して本文に入り、二一オにて終り、「此一巻乍ニ斟酌一御懇望之間以ニ／庭訓之旨一具注ニ進之一、家明鏡／深可レ被レ禁ニ外見一者也／為和／相伝忍雅」と奥書する。一丁の遊紙を隔てて、墨付二三オ左肩に「古今目録以下ノ事清輔朝臣筆写也」と墨書。合綴以前の表紙か。二三オより二九ウ中途まで保元二年本巻尾の部立別歌数、出典別歌数、作者別歌数目録を記し、続いて三一オまで次の如く奥書を記す。

此本従ニ坊御時一召ニ籠内裏一数年之後平治／元年七月九日返預、仰云、此本披露無レ由／思召、仍合ニ三帖一賜レ之、夢不レ可レ借ニ与他人一之由」云々、仍弥私(ママ)レ之、以ニ若狭守通宗朝臣自筆本一／書写古今也、文字仕不レ遠ニ彼本一、僧隆縁／為ニ彼朝臣外孫一所ニ相伝一也、端書文彼朝臣／筆也、以ニ片仮名一書入哥等同彼人所ニ考入一也／件古今貫之自筆小野皇大后宮御本之／流也、於ニ上下考物一管見所レ及予所ニ記付一也／真名序又以同前、後日校ニ合　新院御本一／朱雀院筆御本説也、件御本以ニ貫之自筆一本一書写古今云(ママ)、或院説件御本貫之妹自／筆云々、但有ニ序注一、少有ニ疑殆一、件正本ハ閑院／贈大政大臣本、々転々有ニ故花薗左府御許一、又／陽明門院御本説　注レ之、大略不レ遠ニ此本一／件本貫之自筆延喜御。本云々、後顕綱朝臣／給預、其後転々於ニ公信許一焼失了、若明号(ママ)ニ／讃岐入道本一此本也、如レ比古今二ヶ度書写也、而／為ニ難古人(ママ)一被ニ収公一了、仍保元二年五月比更以」書ニ写之一、平(ママ)今度深秘以古(ママ)中、死後可ニ左右一／而已

和歌得業生清輔

弘安八年三月十八日

但雖日本第一悪々為末々如　書レ之

保元二年奥書部分は損傷していたらしく、文字の読み誤りや「すりきえ」の注記があるが、既述の如く、字句の特徴から尊経閣文庫本等と同一系統の奥書である。

また、弘安八年（一二八五）奥書は本書独自のもので、保元二年奥書に直接係るものと認められる。

字面高さ、約一九・四糎。毎半葉、題会之庭訓、和哥会次第は九行、古今目録以下ノ事は八行。

題会之庭訓、和哥会次第は藤原定家原撰、冷泉為和改編の和歌作法書であり、既に川平ひとし氏の詳細な研究が具わり、本彰考館蔵本も伝本一覧の中に掲げられている。(16) それによれば、両書は多く合写して伝えられており、一方、古今目録以下ノ事

を合写もしくは合綴した伝本は本書のみである。更に古今目録以下ノ事の前にのみ遊紙一丁を有することからも、前二書と古今目録以下ノ事には何ら関係がなく、本書において合綴されているのは偶然と考えられる。

なお、三書は何れも臨模と言う程ではないが、底本の筆跡を真似ているようなので、前二書と古今目録以下ノ事が同筆か別筆かは判断しにくい（同時代のものであることは確実である）。

b

宮内庁書陵部蔵本（伏—六五一）

存巻十一—二十、真名序（有欠）

〔鎌倉中期〕写　　二軸

巻子本（近時綴葉装を改装）。新補紫色絹表紙（二三・九×二五・一糎）。左肩題簽「古今和歌集下　清輔本　一（二）」。これらは何れも改装時のものである。料紙、雲母引鳥の子紙。後述する如く、両面書を表裏に剝ぎ裏打ちしたものである。紙数、第一軸一〇六紙、第二軸一二九紙（更に享保十七年の添状二紙を末尾に貼り継ぐ。後述）。大半の料紙の左右が破損截断されているが、本来一紙二三・五×一五・〇糎程度の大きさであったと思われる（綴葉装時の寸法でもある）。字面高さ、約一七・〇糎。一紙（毎半葉）本来九行書（巻末目録、奥書八行書）。和歌二行書。平仮名交り（朱校は平仮名書と片仮名書を混ずる）。内題、「古今和謌集巻第十二　恋。二哥（朱）」（巻十一は首欠）、以下巻十八、十九は「歌」字を用い、巻二十は内題破損。部立は、恋。三哥（朱）、恋歌四（五）、哀傷哥（「哥」朱補）、雑哥上（「上」朱補）、雑下、短哥となっている。

本書は『新撰和歌集』入集歌を示す墨合点を歌頭に付す他、新院御本との校異を示す朱校が施されているが、過去に著しく保管状況が悪化した時期があったと覚しく、料紙が茶褐色に変色し、改装時の水洗い等のためか、朱は薄れ読みにくい。

また、真名序に朱で句点、返点、振仮名、送仮名、ヲコト点が詳細に施されている。

奥書は、保元二年本の項の冒頭に尊経閣文庫本と比較して掲げたので再記しないが、通常の保元二年本の奥書と趣旨は同じであるが字句が異なり、嘉応元年（一一六九）に再び書写するに際して改められたものと考えられる。(17)

印記はないが、伏見宮旧蔵本である。

さて、本書が現在のように巻子本になる以前を推測させるも

のとして、第二軸末尾に貼り継がれている二紙の添紙が参考となる。

二紙の添紙は何れも覚書風で脈絡なく語句が書き付けられているが、第一紙には「物数弐百四拾弐枚」「一枚メ手鏡ニヲス」「但」「四拾八　七十二　百二　弐百十一　弐百十二　弐百弐拾弐　弐百廿四」と書かれ、第二紙には「清輔自筆を」「従二位家隆筆写」「享保十七壬子（一七三二）之九月廿九日改　古今切二百四十一枚」「古今之切二百四十弐枚（コノ一行墨デ塗抹）」と書かれている。恐らく第一紙が先に、第二紙が後に書かれたもので、本書はこの時点で古筆切の束となっていたと考えられる。第一紙によれば二四二枚存し、一枚目を手鏡に押したという。事実、巻十一内題を含む巻首一枚は現存しない。第二紙に二四一枚とあるのは手鏡に押した残りの枚数であろう。抹消された部分に二三六枚とあるのは、現存二三五枚に近い枚数である。

さて、この添紙の記述と現状とを考え合わせると、次のようになろう。

本書は元来綴葉装二帖本の下帖であるが、ある時期保管が悪く、料紙が朽損変色し、殊に左右の痛みが甚しく、綴糸も切ればらばらになったと思しい。これを近世一葉ずつ表裏に剝がして裏打ちし、古筆切に仕立て、手鑑には貼らずそのままになっていたらしい。これが添紙の時点である。

更に、近時順を逐って、切の一枚一枚を貼り継いで巻子装に仕立てたのが現状である。

従って、欠葉も所々に存するが、一葉の左右が一、二行程欠損し、毎半葉九行書であるにもかかわらず、一葉が九行に及ばない箇所が随所にあり、下帖全体から見ると、本文の現存する割合は高いにもかかわらず、行単位の欠落箇所が非常に多い。

以下に欠落状況を示すが、二百三十余箇所の継ぎ目の大半が、欠葉もしくは欠行のため連続していない現状では、詳細に述べるのは余りに煩雑であるので、先の金沢文庫本にならって、次のような方法をとる。

歌本文が一部でも存すれば現存として扱い、新編国歌大観番号で示すこととする。

その場合、一〜三とあれば、一番歌、三番歌いずれも歌本文が少なくとも一部は存し、しかも一から三までは連続して残存していることを示し、一、三とあれば、同じく共に歌本文の一部は存するが、一と三の間に、詞書、作者、歌句の一部等何らかの欠損があることを示す。今回はそれぞれの歌が第何紙にあるかは省略

する。

第一軸

首欠、四七三～四七四、四七六、四七七～四七八、四七九～四八〇、四九〇～四九七、四九九～五〇六、五〇八～五一五、五一七～五一九、五二三～五二四、五二六～五二九、五三九～五四六、五四八～五五四、五五五～五六二、五六四～五六六、五六七～五七三、五七五～五七六、五七八～五七九、五八一～五八二、五八六～五八八、五八九～五九〇、五九二～六〇一、六〇三～六〇八、六〇九～六一一、六一三～六一四、六一六～六一八、六二〇～六二一、六二三～六二四、六二六～六二七、六二九～六三〇、六三三～六三三、六三五～異本歌7、六三七～六三九、六四七～六四九、異本歌8～六五八、六六〇～六六一、六六三～六六四、六六五～六六七、六六九～六七〇、六七二～六八五、六八六～六九八、六九九～七〇二、七〇三～七〇四、七〇五～七一一、七一九～七二一、七二三～七二四、七二五～七二七、七二九～七三四、七三五、七三六～七三七、七三九～異本歌10、七四〇～七四一、七四三～七四八、七四九～七五三、七五四～七五六、異本歌13～七五九、七六一～七六三、七六五～七六七、七六九～七八五、七八六～七九七、八〇一～八〇二、八〇四～八〇八、八一〇～八一五、八一七～八二三、八二四～八二六、八二七～八二八

第二軸

八二九、八三一、八三三、八三四～八三五、八三七～八三九、八四一、八四三～八四五、八四七、八四八～八五〇、八五一～八五七、八五八、八六〇～八六五、八六七、八六九～八七四、八七五～八七六、八八三～八八四、八八五～八九八、九〇〇～九〇一、九〇三～九〇九、九一一～九一三、九一四～九二三、九二三～九二四、九二七～九三一、九三二～九三五、九三六～九三七、九三八～九四三、九四五～九四六、九四八～九五〇、九五二～九五四、九五五～九五六、九五八～九五九、九六一、九六二、九六四～九六五、九六九～九七一、九七三～九七五、九七七～九七九、九八六～九九六、一〇〇一～一〇〇六、一〇一二～一〇一六、一〇一七～一〇一九、一〇二一、一〇二三～一〇三二、一〇四〇～一〇四一、一〇四三～一〇四六、一〇四八～一〇四九、一〇五一～一〇五一、一〇五四～一〇六五、一〇六七～一〇六八、一〇七一～一〇七三、一〇七八～一〇八〇、一〇八九～一〇九五、一〇九七～一一〇〇

真名序は冒頭「夫倭歌」より六歌仙評の「在原」まで存し以下欠。

次いで、部立別歌数目録より作者別入集歌数目録まで完存。

末尾に保元二年奥書並びに嘉応元年奥書を存す（前掲二九九頁参照）。

奥書部分は、保元二年奥書の前後それぞれに紙継ぎがあるため、何らかの記述が失われている可能性が存する。

前者については、尊経閣文庫本等では「此本従二坊御時一召二籠内裏一云々」の平治元年の追記があり、本書における存否が問題となる。

本書の紙継ぎを検するに、作者別入集歌数目録と保元二年奥書の間六行分が截除されており、これが白紙のための截除か、

平治元年の追記（四行分程の長さ）が破損して失われたものかその何れかである。何れの可能性も存するが、この前後、本文の残存状態は良好で破損が殆んどないことを考えると、四行にも及ぶ平治元年の追記が全て失われたとは考えにくく、最初から存しなかったと考えるべきであろう。もし、そうであるならば、本書の奥書はその点でも、他の保元二年本に対して独自性を有することになろう。

一方、保元二年奥書の後には他の諸本では、「和歌得業生清輔」の署名と「書写校合不レ交二他人之功一云々」の一行が存する（彰考館抄出本この一行なし）。

こちらは字数が少ないため存否の判定が難しい。本書の保元二年奥書は、丁度紙面末行で終わっており、次紙の嘉応元年奥書は短かいため紙面に余裕があり、左右が切り詰められている。従ってその部分に署名その他が存在していた可能性は否定出来ない。

しかしながら、平治元年の追記の存在を否定したのと同じ理由で、やはりそれらも存在しなかった可能性が高いと考える。署名については、嘉応元年奥書に「散班清輔」とあるため、保元二年奥書には省略したのであろう。

以上により、本書の奥書には失われた字句は恐らくなかったであろうと考える。

次に排列並びに異本歌は次の如くである。

下冊部分には排列の異同はなく、異本歌のみ存する。異本歌は全て片仮名書入（一行書）である。

異本歌6、欠落部分。

六三六ノ次、異本歌7あり。歌頭に朱合点を施し、「有二或本一（墨）、無二御本一（朱）」と頭注（諸本と同じ）。

マツ人モコヌモノユヘニウグヒスノナキツルハナヲオリテケルカナ

六四九ノ次、異本歌8あり。歌頭に朱合点を施し、「有二或本一（墨）、無二御本一（朱）」と頭注（諸本と同じ）。

スマノアマノシホヤキゴロモナレヌレバウトクノミコソミエワタリケレ

この箇所、六四九と異本歌8の間に紙継ぎがあるが、他の清輔本諸本（顕昭本も）は異本歌8の前に「よみ人しらず」とある。

本書にその一行が存したか否かは判断が難しい。元来この「よみ人しらず」は六四七の「よみ人しらず」と重複しており、尊伏天の諸本には「読人不知字重畳、如何」と注記がある。従

って、本書が重複を嫌って省略したとも考えられ、しかも、異本歌は細字となっているので紙幅は僅かしか必要とせず、尚更判断に迷う。零静宮の比較的初期の伝本は、「よみ人しらず」を重出させながらも「読人不知字重畳、如何」の注はなく、保元二年本以後、注が付せられている。

この点、本書にこの注が存在しないのは、余白等によりほぼ確実なので、「よみ人しらず」の重出が削られた証なのかもしれない。何れにしても、この箇所に「よみ人しらず」とあったのか否かは明らかでない。

六七ノ次、異本歌9あり。歌頭に朱合点を施し、「或本此哥違(墨)、無二御本一(朱)」と頭注(静は五四ノ次にあり。伏天黒は六八ノ次を指示。又、「或本此哥違」の字句は宮尊と同一であるが、意味不明。この点は前稿八八頁で言及した)。

ミチシラバツミニモユカムスミヨシノキシニオフテフコヒワスレグサ

七九ノ次、異本歌10あり。歌頭に朱合点を施し、「有二他本一(墨)、無二御本一(朱)」と頭注(諸本と同じ)。

マナヅルノアシゲノコマヤナガヌシノワガマヘユカバアユミトゞマレ

七一ノ次、異本歌11あり。詞書、歌頭に朱合点を施し、「或本有二此哥一(墨)」と頭注(諸本と同じ)。

アメノミカドノアフミノウネベニタマヒケル

イヌガミヤトコノヤマナルイサラガハイサトコタヘヨワガナモラスナ

異本歌11ノ次、異本歌12あり。詞書、歌頭に朱合点を施し、「両首無二御本一(朱)」と頭注(諸本と同じ)。

ウネメノカヘシ

ヤマシナノオトハノヤマノオトニダニ人ノシルベクワガコヒメヤハ

七七(但、本書破損)ノ次、異本歌13あり。詞書、歌頭に朱合点を施し、「有二或本一(墨)、無二御本一(朱)」と頭注(諸本と同じ)。

ソト□リヒメノミカドニタテマツルウタ

トコシヘニキミモアヘムヤイソナトリオキノタマモヽヨルトキ〳〵ニ

七八ノ次、異本歌14あり。歌頭に朱合点を施し、「無二御本一(朱)、有二或本一(墨)」と頭注(諸本と同じ。伏天は七九ノ次を指示)。

コト□タレナラ□クニヲヤマダノナハシロミヅノナカヨドミスル

七三ノ次、異本歌15あり。歌頭に朱合点を施し、「有二或本一（墨）、無二御本一（朱）」と頭注（諸本と同じ）。

トシフレバコヽロヤカハルアキノヨノナガキモシラズネシハナニドキ

以上異本歌については、異本歌8に「よみ人しらず」があったか否かという点を除けば、他の諸本と同じで問題はない。

さて、本書の本文であるが、奥書の字句に手が入れられていることから、同じ保元二年本でも、尊経閣文庫本よりも後の成立であろうかと考えられるのであるが、本文によりそれを立証するのは容易でない。

まず、異本歌が片仮名書入であるのは、後出の証とも見られるが、尊経閣文庫本も下冊を中心にそのような形態をとっており、そう言い切れるか否か確かではない。

最も問題となるのは尊経閣文庫本の項（三〇〇頁）で述べた朱校の点である。

本書は概して特異な本文は少ないが、朱校の箇所に限ると朱校箇所数が尊経閣文庫本よりやや多く、しかも、本行、朱校共に顕昭本（殊に伏見宮旧蔵本）に一致する例が多い。この朱校部分の異同が、保元二年奥書の字句の異同と関連があるか否かはともかく、本書と伏見宮旧蔵本とが類似していることはまぎれもない。

以下朱校箇所を中心に、本書の特色ある本文を示すこととする。

本来なら左に示すべきであるが、朱傍書の比較が多く、組版が煩雑であるので、末尾の注（19）に記したので、参照して頂きたい。

これを見ると、本書の独自異文にはさして注目に値するものがなく、やはり問題となるのは朱校部分であろう。

朱校部分は目立って伏見宮旧蔵顕昭本に一致しており、一方、天理蔵顕昭本とはさして一致を見ない。

これらの朱校については既に前稿二八頁及びその箇所に付した注（11）で述べたことがあるが、当時においても、現在においても、稿者は明確な見通しを持ち合せていないというのが実情である。

問題を本書に限れば、本書の現存している下冊部分と比較可能な保元二年本は尊経閣文庫本のみであるが、本書の方が朱校

箇所が多くなっていることが認められる。ところが、新たな朱校箇所を見ると、例外も多いが、大半が、本書の本行本文が従来の清輔本本文と異っており、従来の本文が朱傍書された形となっている。

注（19）に掲げた中では、四六、五〇一、巻十二部立、五七三、巻十三部立、七〇五、七〇六、七二四、七三五、七四七、七七六、巻十六部立、八二九、八四七（三箇所）、八五四、八五七、巻十七部立、八七三、八七五、九一八、九二〇、九二六、九二八、九七五、九九三、九九四、一〇〇二、一〇〇三、一〇一二、一〇一三、一〇一三、一〇四九、一〇六三、一〇六五、一〇六六、一〇六八、一〇九九がそれに当る。しかもその過半の本行、朱書の形態が伏見宮旧蔵顕昭本に一致している。

新院御本との対校という観点からすると、本書と伏見宮旧蔵顕昭本の朱校本文は他の清輔本の指示する本文と結果的に同一になる場合が多く、例外はあるものの、大きな矛盾は認められないようである。

すると、問題は、本書の段階に至って、本行本文がしばしば変えられているのは何故かということになる。

清輔本の底本は通宗本であるから、本行本文は本来動かない筈であるのに、しばしば本文に揺れを生じ、その原因が不明なのは、くり返し述べ来ったところである。

これを後代の転写や、他本もしくは他系統本との校合の所為に帰するのは簡単であるが、原因を本文の転訛のみとするには、余りにも各系統間相互に本文の類似性や一貫性が認められ、細部に亘ればともかく、全体として、何らかの形で、現存伝本間の異同には、清輔本、顕昭本の成立と展開の跡が反映していると考えざるをえない。

それでは、本書における本文の変化と、それに伴う新院御本本文の再校合は何人の手によって行われたものであろうか。

それらが清輔によるものであるとも、そうでないとも、何れとも決し難いところがある。

仮に、本書の本文が、ある段階での清輔本の姿を比較的忠実に保っているとするならば、奥書から言っても、保元二年本として最終段階の伝本と認めることは可能であり、本文的には伏見宮旧蔵顕昭本に近接していることは明らかであるから、本書の段階から顕昭本へ進んだと考えることが出来よう。奥書の字句の改訂と本文の変化、更にそれに伴う新院御本との校合を示す朱傍書の手直しが、相互に関連して清輔によって行われたとする考え方である。この場合、この一連の作業が清輔以後、顕昭以前の六条藤家の誰かによってなされた可能性も勿論存在す

るが（その場合は奥書の字句の改訂のみが清輔によるもので、その他の事項とは関連しないことになろう）、現存伝本の範囲では痕跡を見出せない仮定を立てることは現在の段階では避けるべきであると考えるので、その可能性についてはさし当り考慮しないこととする。

そこで右の如く、本書から伏見宮旧蔵顕昭本へという流れを考えた場合、一つの障害は、またしても奥書である。本書の奥書が、字句の改訂されたb型であるのに対し、伏見宮旧蔵顕昭本、ノートルダム清心女子大学黒川本の保元二年奥書はいずれもa型であって、尊経閣文庫本と同一型である。

ここで、先に述べた想定は保留せざるをえない。

従って、奥書の字句の改訂と、本文の字句並に朱校の異同が果たして連動しているものかとの問題とも関わり、結論を出すことは困難となる。

なお、本書と伏見宮旧蔵顕昭本は共に伏見宮に伝来した古写本であることから、二本に何らかの関係、例えば本文の接触、影響等が生じていないかという危惧もまた存在する。

しかし、この点は、現存二本に限っては、そのような事実はなさそうである。

伏見宮旧蔵顕昭本は奥書が顕昭自筆かと疑われる程の古写本で、しかも真名序本文と奥書以外は全巻一筆である。

一方、本書は書写年代は顕昭本よりは下ると認められるが、前者と比較して左程遜色ない程の古写本であり、こちらもまた、朱書を含めて全巻一筆と認められる。

従って、両者に影響関係があるとするならば、顕昭本が本書に影響を及ぼしたことになるが、どのような場合を想定しても、現存二本におけるような本文関係を生じそうにない。

勿論、第三の伝本を介在させる等、別の可能性も考えられようが、二本本文の比較から考えて余り現実的ではなく、結局、本書と伏見宮旧蔵顕昭本との関係は後代的なものではなく、本文系統上の関係であろうとする点に戻ってしまうのである。

現存伝本、現存資料の範囲では、右の問題に判断を下すことは避けるべきであろうかと思うのであるが、考えの糸口という点からすると、伏見宮旧蔵顕昭本は、その書写年代の古さ、本文の確かさから考えて、後代的転訛を殆んど考慮せずとも差支えない基軸となる伝本である。

更に次に述べる如く、そのような本文を有する顕昭本に、既に複数の清輔本を合成したと思しき痕跡が認められることから、

本来顕昭本は集成本的性格を有していると考えざるを得ない。

この点は、次に再度考察するが、もしそうであるならば、保元二年奥書のa型b型の問題も、絶対的障害とはなりえないとすることも可能であろう。

但し、以上は多分に希望的観測をも混えていることは否定しない。

本書における本文の独自性が清輔によるもので、それが顕昭本に反映されたと言い得るまでには、なお、検討を要する点があるが、本書が清輔本から顕昭本への変化という点を考える上で鍵を握る伝本であることは否定出来ない。

Ⅲ　顕昭本

顕昭本としては冒頭に五本を掲げたが、(イ)ノートルダム清心女子大学蔵黒川本は未見、(ウ)内裏切第一種は比較的多く集成されているものの古筆切であり、内容的にも他の諸本と同列に扱えないため、本稿では、(ア)の三本を中心に論ずることとする。

(ア)

まず、(ア)に分類した三本の関係について概説すると、宮内庁書陵部蔵鷹司本は天理図書館蔵伝家隆筆本の江戸中期における臨写本で、字詰まで一致している。従って、実際は、伏見宮旧蔵顕昭本と、天理蔵伝家隆筆本が対象となる。二本は頭脚欄の勘物が酷似しており、字句はもちろん、用字までほぼ一致しており、直接の転写関係を疑いたくなる。

しかしながら、仔細に見れば直接の転写関係は認められず、更に、本文の比較からその点は否定される。

詳細は後述するが、二本の本文は、勘物の酷似によって、あらかじめ予想されるものとは異なり、かなり隔っている。但し、別系統本文ではなく、異同は朱校部分に集中する傾向にあり、天理本が朱校の意味を十分認識しないまま、本文を改訂したのではないかと思われる点が多い。また、天理本には誤写もやや目立つ。

細部に亘れば問題も存するが、全体として、天理本は伏見宮旧蔵本に極めて近い伝本に発し、それが後代的改変を被ったと考えられ、この点は、声点の比較をされた秋永一枝氏の結論と矛盾しない。(20)

従って、天理本は伏見宮旧蔵本の落丁箇所や若干の誤写を補正する意味を持つが、本文的価値は伏見宮旧蔵本に及ばない。

ここで、本項に所属する三本を中心として顕昭本の特徴を示すこととする。

第一に異本歌は頭書され、排列当該箇所は符号で指示されている。

清輔本では、曼殊院本を除いて、異本歌は当該箇所に本行もしくは書入の形で書写されており、初期伝本では本行、後期伝本では書入の形式をとる傾向があった。

一方顕昭本では、頭書形式となり、しかも、指示された箇所が本項三伝本においては、異本歌6 9 14三首について、(イ)黒川本は異本歌9一首について、清輔本と位置が異っている。何れにせよ、異本歌を頭書するのは顕昭本の特徴である。(21)

第二に『新撰和歌集』入集歌であることを示す歌頭の合点を有しない。これに伴い、巻一第二首目に付されている（宮本家本は巻二十巻末）「合点新撰集歌也」の注記も削除されている。

但し、(イ)黒川本は合点を有すると覚しく（久曽神氏著書研究編二八頁書影）、この特色は顕昭本全てに及ぶものではないのかもしれない。なお、(ウ)内裏切第一種には合点はない。

第三に、(ア)伏見宮旧蔵本、(イ)黒川本が保元二年清輔奥書を有する（何れもa型）ことから予想されるように、頭脚の勘物は保元二年本を基本としている。但し、顕昭が増補訂正を行い、より詳細になっている場合と、作者注記のように、入集歌数が省略されたり、注記そのものが削除されたりして、簡略になっている場合と両者があり、顕昭本の勘物は保元二年本に比べてより詳細になっているとは必ずしもいえない。

特に、省略、削除の場合、その理由が全く不明な場合が大部分である（勘物についてはなお言うべきことがある。後述）。

第四に、(ア)の三本には声点が付され、それらは顕昭の差声と認められ、資料として重要である。なお、(イ)黒川本に声点が存するか否かは不明。(ウ)内裏切第一種にはない。

第五に、真名序は保元二年本（尊経閣文庫本、伏見宮旧蔵一本）とは本文が異なる（この点も後述する）。

大体以上が、(ア)系統三本を中心とした顕昭本の特色と言ってよいであろう。

その他、伏見宮旧蔵一本の項で述べたように、朱校の箇所において、伏見宮旧蔵一本と伏見宮旧蔵顕昭本が近しい関係にあることも注意すべき点であろう。

更に、仮名序の声点に関して、穂久邇文庫本と伏見宮旧蔵顕昭本が近しいこと、真名序の本文訓点において、天理図書館蔵

零本、伏見宮旧蔵顕昭本、天理図書館蔵顕昭本の三本が酷似していることも既に述べた（前稿六六―七頁、真名序の本文訓点については、天理零本が顕昭本の影響を受けたもので、後のものであろうことも述べた）。

顕昭本については、右に挙げた第三、勘物、第五、真名序を初め検討すべき点が多いが、最も信拠すべき伝本は伏見宮旧蔵顕昭本であると考えられるので、以下該本の検討中に述べることとする。

宮内庁書陵部蔵本（伏―二三〇）

〔鎌倉初期〕写・建永元年顕昭令写ヵ　一帖

綴葉装。本文共紙表紙（二六・八×一五・九糎）。これは遊紙が表紙代りとされているものである。外題なし。料紙、雲母引鳥の子紙。押界が横に四線あり、それぞれ、料紙上端より、約四・六糎、六・六糎、一四・九糎、二二・〇糎に引かれ、第四線より下端までは約四・七糎を余している。一方、左右小口よりそれぞれ約一・四糎に縦の押界が引かれ、行の界線はない。内題は第一線より、歌本文は第一線より第四線まで、詞書は第二線より第四線まで、作者は第三線より第四線までの各欄に書かれ、頭脚欄に勘物が書き入れられている。墨付、一八三丁。但し、落丁があり、計十折の中、第一折の一番外側と外側より三枚目の二枚四丁、第二折の外側二枚四丁、第十折の末尾一丁（本文共紙裏表紙）が欠けており、それぞれ白紙で補い、それと示している（複製本は折数、丁数ともに原本を再現している）。毎半葉十一―二行書（真名序七行書）。和歌二行書。片仮名交り。内題、「古今和哥集巻第一　春哥上」。以下部立は、春哥下、秋上、秋下哥(朱)、冬哥、賀哥、別離哥、羈旅哥、物名、恋歌(ママ)、恋哥(朱)二、恋三、恋哥四（五）、哀殤傷哥(朱)、雑哥上（「上」ヽ(朱)朱補）、雑下、短哥、大歌所御哥となっている（巻三内題は落丁箇所）。また、前巻末に続いて内題を書き、頁を改めず次巻を書写する場合があり、巻八、十、十四、十五、十六、廿がそのようになっている。一方、真名序は、「古今倭歌集序　紀淑望」とする。

新院御本との校異を示す朱校はあるが、『新撰和歌集』入集歌であることを示す歌頭の合点は存しない。また、仮名序、本文には朱点、真名序には墨圏点で声点を付す。仮名序古注は本行、二―三字下げやや小字で朱書されている。この点は、頭脚注とし、朱合点を付し、勘物と区別している清輔本と形態を異

にする。更に、仮名序、本文の主として朱校のある箇所に本行、傍書それぞれに朱墨で左右の合点が付されるが（最多一箇所に計三本）、何らかの校合の印とは推測されるものの、具体的には意味不明である。また、真名序には前述の声点の他、墨にて振仮名、送仮名、返点、縦点等が付されている。

巻頭に

以二貫之自筆本一書写古今也／件本ハ於二皇太后宮一焼失畢云〻／和歌等不レ似二餘本一、其説頗遠／矣　　通宗

と清輔本と同じく通宗の識語がある。

奥書、巻二十巻末にやや小字で朱書して、

号二御本一新院御本、貫之自筆之流也／文字仕正本ニ不レ遠云〻

とあり、又、真名序末に同じくやや小字朱書、

或本云、花山法皇御本也、於二関白殿撰／和哥所一校二貫之自筆本一畢、于レ時長元第／八秋也云〻

以二書写本一一校了、考物朱付并注等同以校二合之一　　僧印雅

とある。「或本云」以下の朱書は清輔本にはなく本書と黒川本のみにあるものである。

次いで、墨書で保元二年本の奥書がある。

以二若狭守通宗朝臣自筆本一書写古今／也、文字仕遠（ママ）二彼件本一、僧隆縁為二彼朝臣／外孫一所二相伝一也、端書文彼朝臣筆也、以二」片仮名一書入歌等同彼人所二考入一也、件古／今貫之自筆小野皇太后宮御本之／流也、於二上下考物一者管見之所レ及予所二／記付一也、真名序又以同前、後日校二合／新院御本一云〻、朱筆彼御本説也、件御／本以二貫之自筆本一書写古今云〻」但有二序注一、少以有二疑殆一、件正本者閑／院贈太政大臣本云〻、転〻在二故花薗左／府御許一、又陽明門院御本説間〻注二／付之一、大略不レ遠二此本一、件本貫之自筆／延喜御本云〻、後顕綱朝臣給預、其後／転〻於二公信朝臣許一焼失了、若州号二／讃州入道本一此本也、如レ此古今二箇度」書二写之一、而為二難レ去人一被二収公一了、仍保元／二年五月比更以書二写之一、至二今度一深／秘二苔中一死後可二左右一而已

書写校合不レ交二他人之功一

此本従二坊御時一召二籠内裏一数年之／後平治元年七月九日返二預之一、仰云／此本披露無レ由思食、仍合二三帖一賜レ〔之〕」夢不レ可レ借二与他人一之由云〻、仍弥秘〔也〕

次に、出典別の歌数が列記されるが、これと共に保元二年本に付されていた巻別歌数、作者別入集歌数の目録は存在しない。

そもそも、これらの目録は保元二年奥書の前に存していた。

最後に、

建永元年五月廿三日以顕昭闍梨本／□令書写了□

建永元年九月廿八日始／同十月二日奉授古今集廿巻／了　　阿闍梨伝灯大法師　（花押）

此本證本也、尤可令秘蔵〻〻」

建永元年十月二日奉授同権／別当法印了　阿闍梨顕昭

と書かれている。

本書が顕昭本とされるのはこの奥書の故である。

さて、これら一連の奥書には問題が多い。

まず本書の保元二年奥書は、平治元年の追識語の方が後に書かれている点が尊経閣文庫本、彰考館蔵抄出本とは異っており、黒川本と同じ形であるが、何れにしてもa型であり、伏見宮旧蔵一本とは字句を異にしている。

また、奥書中、（ママ）を付した「文字仕遠彼件本」は他の諸本何れも「文字仕不遠彼件本」とある。「彼件本」は通宗本をさすので、本書の「文字仕遠彼件本」は不審で誤りと考えられる。本書は本文の誤りが極めて少ない本であるので、この箇所も誤写ではなく、何らかの意味があると疑えなくもないが、前後の文脈から見て、やはり単純に「不」字の脱落とすべきであろう。

また、平治元年の追識語の位置であるが、保元二年清輔本である尊経閣文庫本や彰考館蔵抄出本では、保元二年奥書の前にあり、本書と黒川本では後にあることから、顕昭によって移された可能性が高い。年次の順を逐うためにそのような措置が採られたのであろう。

平治の追識語は清輔本古今集と注古今の二条天皇への奏覧と返預にかかわるものであるが、前稿曼殊院本の項で述べたように、稿者は二条天皇に奏覧された清輔本古今集は仁平四年本であろうと考えるので、永治二年本（宮本家本）や保元二年本に書き入れられている二条天皇への奏覧に関する識語は、返却された本そのものに記されたのではなく、伝授その他の際に、過去の事実として加えられたものと解する。従って追識語は必ずしも保元二年奥書の次に年次を逐って置かれなくてもよいものである。従って顕昭本の形態は解り易さを重んじた顕昭の所為ではなかろうかと考える。

さて、本書の奥書で最も問題となるのは、最後の建永元年の

年記を持つ本書独自の奥書群である。

この点については、宮内庁書陵部刊行の複製本の解題（昭36刊、無署名）に筆跡の分析をはじめ詳細に論じられ、次いで、西村加代子氏「顕昭の古今伝授と和歌文書」（神戸大学「国文論叢」21昭60・3）が更に一歩を進められた。本稿はそれらに導かれているが、なお不明の点も存する。

「解題」に述べられていることを稿者なりにまとめるとほぼ左の如くになろう。

まず、本書は全巻一筆で、真名序本文のみが別筆と認められる（真名序の勘物や訓点は他の部分の書写者と同筆）。

書写態度は謹直そのもので、不注意による書き落しや誤写は極めて少ない。

一方、建永元年の三種の奥書のみはさして丁寧な書き方ではなく、自由に崩した書き振りである。これらが本文と同筆であるか否かが問題である。

一見、三種の奥書は一筆で、本文とは別筆と思えるが、「解題」に詳述されるように、第一番目の奥書は本文と同筆、第二、三番目はよく似ているが本文とは別筆のようである。

更に第二番目の奥書に印された花押は模写とは思えない。

また、第一の奥書にある抹消箇所の内、二行目第一字は一行目末尾「本」字の衍、二行目下部は署名の抹消かと思える。

「解題」は右の諸点を論じられた後、断定は避けられながらも、第一の奥書を顕昭から伝授を受けた某の書写奥書、第二、第三の奥書を顕昭の花押と加証とし、本書をその原本とする可能性があることを指摘された。第一の奥書と、第二、第三の奥書の筆蹟が極めて近く一見同筆と思えるのも、両者が師弟であればありうることである。

但し、第二、第三の奥書を顕昭自筆の可能性ありとしても、「解題」に指摘されるように、確実に顕昭自筆とされる筆蹟も花押も他に知られておらず、比較すべき対象がないので断定することは出来ない。(22)

以上が「解題」における筆跡にかかわる分析であるが、「解題」は更に奥書の訓みについて、第三の奥書の「同」の意味として、「同じく」授け奉るのか、「同じ」権別当法印に授け奉るのかと問われ、恐らくは前者で、顕昭は建永元年十月二日、第一の奥書（署名抹消）の人物と、第三の奥書の「権別当法印」と二人に同時に伝授したのであろうとされた。

もし、本書の建永元年の三つの奥書が全て自署でしかも右の

想定によるならば、本書は顕昭から第一の奥書の人物に相伝された古今集そのものということになろう。また、仮に後者が正しく、「同じ」権別当法印と訓むべきとしても、本書はやはり第一奥書の署名者に相伝されたものとなる。

次いで西村氏は前者の推定によりつつ、一歩を進められ、この奥書中の「権別当法印」を、顕昭の弟子であり、顕昭から古今集を譲られ、あるいは、顕昭の文書を顕昭の弟子印雅からその死後譲られた石清水第三十三代別当幸清と断ぜられ、幸清と共に伝授された人物は、本書真名序末の奥書に名の見える印雅であろうとされた。

西村氏により、奥書中の「権別当法印」が幸清であることが明らかになったことは大きく、更に、前者の推定による限りにおいて、第一奥書の署名が印雅である可能性も高くなろう。

すると、本書の書写者は印雅で、本書は顕昭が印雅に授けた原本ということになろう（人間関係、伝記の詳細は西村氏論文に尽くされているので省略する）。

但し、右の推定には、果たして奥書は全て自筆かという疑問を除いても、まだ問題がある。

それは、第一奥書が印雅（もしくは他の某であっても同じ）、第二奥書が顕昭とすれば、何故第三奥書を更めて書く必要があったのかということである。一体いかなる理由で、同時に他の人物にも伝授したことを書き加える必要があるのであろうか。しかも右の推定による限り、幸清の名はどこにも表われていないので「権別当法印」と名を記さぬのも唐突といえば唐突である。

このような書き方がありうるのか否か、正直な所、稿者には判断がつかない。

また、同時に伝授するという点についても、後代には、同席（同聴）して伝授を受けるという形式があるが、顕昭当時の伝授形態がどのようなものであったかは、推測の限りではなく、しかも、この場合、伝授される古今集は二部必要となり、それぞれに同時の伝受者があることを記してあったことになるので、第三奥書の字句解釈の疑問と相俟って、今一つ不審なしとしない点がある。

従って、稿者としては、第一奥書の署名を印雅とする推定の他に、「同じ」権別当法印に授け奉ると訓む後者の場合により、第一奥書の抹消された署名を幸清とする可能性をも留保したい。この場合、本書は顕昭が幸清に伝授した本ということになる。

また、一歩譲って本書の三奥書がそれぞれの自筆自署であることを否定し、本書が原本であることを認めない立場をとったとしても、本書の書写年代の古さ、本文、注記の確かさから、右に推定した事情により成立した原本に極めて近い関係にある伝本であることは疑えず、本書を軸に顕昭本本文を考えることに問題はないと考える。(23)

なお、真名序末の奥書は、真名序の検討と共に後述する。

次に、落丁による本文の欠落は次の通りである。

仮名序冒頭より、「すさのおのみこ」まで一丁欠、「トヨリゾ」より存。

巻一、四詞書冒頭より、八上の句まで一丁欠、「カシラノユキト」より存。この欠丁は仮名序の欠丁に対応するものである。

巻一、一五和歌冒頭より、三六詞書まで三丁欠。「トモノリ」より存。三丁の欠落の中、最初の一丁は本文共紙表紙の欠落に対応、次の二丁は左の欠落に対応。

巻二、一三三下の句より、巻三、一四四上の句まで二丁欠、「コヱバカリコソ」より存。

巻末裏表紙一丁欠。

次に排列と異本歌を示す。異本歌は朱頭書して、入るべき箇所を示している。

異本歌1、朱頭書、朱線朱丸で八〇ノ次を指示（位置諸本と同じ）。

見合或本有此哥（墨）

サクラノハナノヤリミヅニチリケルヲ　　貫之

ユクミヅニカゼノフキクルサクラバナキエズナガル、ユキカトゾミル

此哥無御本（朱）

異本歌2、朱脚書、朱線朱丸で八二ノ次を指示（位置諸本と同じ）。

或本有此哥（墨）

雲林院ニマカリテサクラノチリケルニヨメル（墨）(24)

ユキトミテヌレモヤスルトサクラバナチチルニタモトヲカヅキツルカナ

御本無（朱）

八三、八六、八四、八五、八七の排列となり、「御本次第如此（朱）」として、御本は、八三、八四、八五、八六、八七の排列と朱線朱丸で指示（諸本と同じ）。

一五四、一五三の排列となる（諸本と同じ）。

二五四、二五三の排列となる（諸本と同じ）。

三〇七、三〇六の排列となり、朱線朱丸で御本は、三〇六、三〇七の排列であることを指示、三〇六に「御本此哥前也、但題不知ト並ル不レ得レ心（朱）」と頭書（諸本と同じ）。

異本歌3、朱頭書、四六ノ次を朱墨重書の丸で指示（位置諸本と同じ）。

或本有二此哥一（墨）

クレノオモ　ツラユキ

コシトキトコヒツ、ヲレバユフグレノオモカゲニノミ、エワタルカナ

無二御本一（朱）

異本歌4、朱頭書、朱線朱丸で四五ノ次を指示（位置諸本と同じ）。

或本有二此哥一（墨）

ヲキノヰ　ミヤコベシマ　小野小町

伊勢語（墨）

オキノヰテミヲヤクヨリモワビシキハミヤコヘシマノワカレナリケリ

無二御本一（朱）

異本歌5、朱頭書、朱線朱丸で四三ノ次と四六ノ次と二箇所を指示、四三ノ次には墨左合点、四六ノ次には墨右合点を付す（諸本四三ノ次、天は二箇所を指示、合点なし）。

或本有（墨）

ソメドノ　アハタ　オフシノアヤモチ

ウキヨヲバヨソメトノミモノガレユククモノアハタツヤマノフモトニ

無二御本一（朱）

この箇所、前稿三二一―三頁に掲げた異本歌一覧では、伏天ともに他の諸本と同じく、四六ノ次としたのは、挿入記号の見落しで、右の如く、四六ノ次、四三ノ次と二箇所を示している。

特に本書は、四六ノ次の指示（朱丸）に左合点、四三ノ次の指示（同じく朱丸）に右合点を付し、ある本では四六ノ次、ある本では四三ノ次に存在することを意味すると覚しい。しかしながら、それぞれの合点が示す伝本がどのようなものかは知るよしもなく不明である。「ウキヨヲバ」は清輔本では四三ノ次、俊成本では四三ノ次にあるが、本文に付された合点の比較からは、両合点が両本を示すとは言い難いようである（右合点は俊成本に一致する場合もあるが、関係を云々する程ではない）。

この排列に付された両合点に注目すると、先の三〇六、三〇七の御

本の排列を示す朱丸にも左右の墨合点が付されていたことにも意味があるらしいことがわかる。つまり、右合点、左合点の二本も共に御本と同排列という指示である。

しかし、いかなる本なのかは判らない。

異本歌6、朱頭書、朱丸で吾三一ノ次を指示（位置天理顕昭本とのみ一致、清輔本、黒川本は吾三三ノ次）。

有二他本一（墨）

オチタギツカハセニナビクウタカタモオモハザラメヤコヒシキコトヲ

無二御本一（朱）

異本歌7、朱頭書、朱丸で六三六ノ次を指示（位置諸本と同じ）。

有二他本一（墨）

マツヒトモコヌモノユエニウグヒスノナキツルハナヲ、リテケルカナ

無二御本一（朱）

異本歌8、朱頭書、朱丸で六四九ノ次を指示（位置諸本と同じ）。

有二或本一（墨）　ヨミ人シラズ

スマノアマノシホヤキゴロモナレヌレバウトクノミコソミエワタリケレ

無二御本一（朱）

六五五、六四四の排列となり、朱線朱丸で御本は、六四四、六五五の排列であることを示す（この排列、清輔本、顕昭本中本書のみ）。

この排列は本書のみであり、本書と近しい関係にある天理顕昭本も、六四四、六五五の排列であることを考えると、書き誤って、正しい排列に訂正したに過ぎないとも考えられるが、訂正が朱線でされている点から、一概に書き誤りの訂正とも言い難い。

しかも、六五五、六四四の排列は花山法皇御本（志香須賀文庫本）、基俊本にも見えており、必ずしも誤りとは言えない。本書のみこの排列をとる理由は不明である。

異本歌9、朱頭書、朱丸で六八ノ次を指示（位置、天理顕昭本、黒川本と一致、他の諸本は六九七ノ次、但、静嘉堂寛親本は五六四ノ次）。

ミチシラバツミニモユカムスミノエノキシニオフテフコヒワスレグサ　ツラユキ

無二御本一（朱）

七二九書き落し、小字補入。

異本歌10、朱頭書、朱丸で七二九ノ次を指示（位置諸本と同じ）。

別(墨)マナヅルノアシゲノコマヤナガヌシノワガマヘユカバアユミトゞマレ

無二御本一(朱)

㐅一重複書写。後の方に墨合点を付し、抹消の意を表わす。

異本歌11、12、朱頭書、朱丸で㐅一ノ次を指示(位置諸本と同じ)。

アメノミカドノアフミノウネベニタマヒケル

イヌガミヤトコノヤマナルイサラガハイサトコタヘヨワガナモラスナ

ウネベ御カヘシ

ヤマシナノオトハノヤマノオトニダニヒトノシルベクワガコヒメヤハ

両首無二御本一(朱)

異本歌13、朱頭書、朱丸で㐅七ノ次を指示(位置諸本と同じ)。

有二或本一(墨)

ソトホリヒメノミカドニタテマツルウタ

トコシヘニキミモアヘムヤイソナトリオキノタマモ、ヨルトキ〳〵ニ

無二御本一(朱)

異本歌14、朱頭書、朱丸で㐅九ノ次を指示(天理顕昭本と一致、他の諸本は㐅八ノ次)。

有二或本一(墨)

コトデシハタレナクニヲヤマダノナハシロミヅノナカヨドミスル

異本歌15、朱頭書、朱丸で㐆二ノ次を指示(位置諸本と同じ)。

有二或本一(墨)

トシフレバコヽロヤカハルアキノヨノナガキモシラズワレハナニドキ

無二御本一(朱)

以上の排列並に異本歌の中、六五、六四の排列のように、本書独自で必ずしも誤りとは言えないものもあるが、何と言っても注目すべきは、異本歌6、9、14と三首もその指示する箇所が清輔本諸本と異っている点である。

これらはいずれも位置が一首前後するのみであるので、異本歌を頭書形式に改めた際の単純な誤りと見ることも出来るが、六五、六四の排列が花山法皇御本(志香須賀文庫本)、基俊本と一致する他、異本歌6を㐆三ノ次に置く伝本としては関戸家本が、異本歌9を六八ノ次に置く伝本としては基俊本、永暦二年

俊成本（墨滅歌）があり、異本歌14を除いて他の諸本に同様の例が見出せる点、単なる誤りとは一概に断ぜられない。

更に、異本歌5に四三ノ次、四三ノ次の二箇所の位置が指示され、それぞれに、左合点、右合点が付され、伝本により位置が異なることを指示していることもその点を示唆している。

つまり、顕昭は異本歌の位置について、清輔本をそのまま踏襲せずに別の資料も用い、複数伝本の比校を行った可能性が高いと考えられる。

顕昭がその際資料として用いた伝本については、本文、傍書に加えられた合点の依拠した伝本とともに、現在では明らかにすることを得ないが、何れにせよ、顕昭が清輔本に増注したり、誤りを訂正するのみではなく、他の伝本も参考にして、自らの判断で手直しをしていることが伺える。

右の点が一段と明瞭になるのは真名序本文である。

顕昭は保元二年本の真名序とそれに付されていた勘物は採用せず、本文、注ともに新たにしているのである。真名序本文の比較は後にするとして、本書の奥書中、まだ言及していなかった真名序末にある朱書奥書に注目したい。念のため再記すると左記の如くである。

或本云、花山法皇御本也、於二関白殿撰和哥所一校二貫之自筆本一畢、于レ時長元第八秋也云〻

以二書写本一一校了、考物朱付并注等同以校二合之一

僧印雅

前半、長元八年の奥書は基俊本の元奥書とされるものとほぼ同一であり、後半の奥書の署名者印雅は既述の如く、顕昭の弟子でその死後、文書を相続した人物であり、更に本書そのものを顕昭から伝授された可能性があり、もし、そうであるならば書写者でもあることは既に述べた。

さて、長元八年の奥書は恐らく基俊本より転記されたと考えられるのであるから、この奥書は、真名序のみに係わるとするのが順当であろう（この考え方は、既に「解題」に示唆されている）。

真名序を有する古今集は平安時代に於ては必ずしも多くはなく、俊成本が基俊本によって真名序を加え、それが定家本に引き継がれたことを考え合せれば、顕昭が同じく基俊本より真名序を取り入れることはあり得ることであろう。

しかし、その次の印雅の奥書は、真名序のみに係わると考えることは出来ない。

何故ならば、「考物朱付并注等同以校二合之一」とあるが、真名序には朱はなく、これらの記述は仮名序や本文も含むと考えなければならないからである。

従って、この場合、真名序と長元八年の奥書が一具で、印雅の奥書は真名序を含め、古今集全体の勘物や注記に係っているとすべきであろう。

印雅の奥書がここに存するのは、注を必要とする古今集本体はここまでで、以下は奥書や目録のみという意味なのではあるまいか。勿論、書写と伝授に関わる建永元年の奥書は末尾に改めて書かれている。

さて、右のように考え来ると、本書の真名序本文は基俊本によっており、保元二年清輔本の真名序とは本文を異にしているのではないかとの予測がされるのであるが、比較の結果は、後に示すように、本書の真名序は保元二年本の真名序本文と異同が多く、それを踏襲していないことが明らかになる。

そこで、次に、本書の真名序本文は、果たして先に推測したように、基俊本より取り入れられたものであろうかという疑問が生ずる。

この点を明らかにするのは実は困難である。何故なら本書と比較すべき基俊本の真名序本文がないからである。まず、基俊本の真名序を採用したとする俊成本、定家本の真名序が底本本文の原形をどの程度保っているかが明らかでない。この両本の真名序以外の本文が新院御本を底本としていることは、俊成、定家が明言しているにもかかわらず、本文の忠実度には、なお疑問の余地があることは、既に知られているところである。真名序も同様でないという証拠は存在しない。

それでは、黒川本の真名序に比校されている基俊本（女本）の本文はどうであろうか。黒川本は稿者未見であるが、黒川本はそれに校合された基俊本の本文を示すため、久曽神氏著書資料編上に基俊本との校合を本行化して翻刻されている。その真名序の部分を見ると僅か一箇所しか基俊本との校合がなされていない。

従ってこれによって、一応、基俊本の真名序本文を推定出来るとともに、顕昭本である黒川本の真名序本文をもほぼ知ることが出来る筈である。ところが、ここに至って如何ともし難い矛盾に逢着することになる。

実は、稿者は初め、黒川本の真名序に僅か一箇所の校異しかないことを以て、顕昭本の真名序が基俊本の真名序によってい

る証となると考えた（前稿六七頁）。

つまり、黒川本には、末尾に花山法皇御本にかかわる奥書が二つ付されているので、基俊本から真名序を採用し、別の機会に再校合したため、殆んど校異がないのではないかと考えたのである。

ところが、右の想定は崩れざるをえなかったのである。予期に反して、黒川本の真名序本文は、本書や天理顕昭本の真名序本文（この両者は酷似している）と必ずしも一致しなかったからである。

その異同の状況は全く系統を異にすると言う程ではないが、やはり微妙に異っているのである。

抽象的な記述が続くが、具体例は後述の校異に譲るとして、大きく言って、保元二年本である尊経閣文庫本と伏見宮旧蔵一本（後半欠）は、やや前者に独自異文が目立つものの明らかに同一系統である。

次いで、本書と天理顕昭本も極めてよく一致している。更に、俊成本（昭和切を使用）と定家本（梅沢本を使用）もよく似ている。

この二本ずつの三組を比較すると三者三様であり、しかも三者が全く別々の本文を有すると言うより、二組が一致し、一組のみが別本文となることがしばしばあり、三者の真名序本文が何らかの形で接触しているのではないかとの疑いすら起り、これを以て何らかの結論を出すことは不可能である。

また、予想した顕昭本と俊成本、定家本の真名序本文の一致は全くない訳ではないが、目立つ程は認められないことも判明するのである。

更にこの三者三様の中に、黒川本の真名序を加えて比較すると、まず予想外であるのは、黒川本の真名序本文が本書や天理顕昭本のそれと余り一致しないことである。

この一致しない内訳はかなり微妙であり、全然別系統という程でもなく、かと言って、同一系統とは到底認め難いほど異同があり、保元二年本に一致する場合と本書に一致する場合が相半ばし、独自の本文の場合もあると言った具合である（結果的に黒川本は本書よりは保元二年本にやや近い）。

以上のような真名序本文の異同を見ると、先の予想、つまり、本書の真名序は基俊本より取り入れられ、従って、同じく基俊本系の真名序を有する俊成本、定家本と近しい本文を有するはずであるとする見方は頓挫せざるを得ないことになる。

そもそも、顕昭本の真名序相互に見逃し難い本文の異同があっては、推論の立てようがない。

ただ、本書においては、真名序が、巻二十巻末に引続き、保元二年奥書より前に書写されているのに対し、黒川本は、巻二十巻末に保元二年清輔奥書・平治二年追識語と出典別目録があり、しかる後に、真名序、長元八年奥書、顕昭識語、康和二年基俊奥書、長元八年奥書と類似の無年記奥書となっているとのことであるから（西下氏著書一五五―八頁、久曽神氏著書研究編二八、九五頁参照）、明らかに両本は真名序の位置が異っており、顕昭本の中でも、少なくとも真名序に関しては、差し替えや位置の変更が行われた可能性が考えられ、本文の異同もそれと何らかの関係があるのかも知れない。

ともあれ、未見の黒川本について、これ以上臆測を重ねるのは本意ではなく、以下に異同を示して後考を俟ちたい。

しかし、いささか未練をこめて一言すれば、本書の伝来の確かさ、本文の善さを考慮すると本書の真名序本文が基俊本（もしくはそれを溯る花山法皇御本系の伝本）に依拠しているとする想定にも依然として可能性は残されていると考える。

以下略号を用いて主要な校異を示す。略号は従来用いてきた、保元二年本（尊、伏一）、顕昭本（伏、天、黒）の他に、俊成本昭和切（昭）、定家本梅沢本（梅）を使用する。黒、昭は久曽神氏著書資料編に、梅は西下経一・滝沢貞夫両氏編『古今集校本』（昭52刊）によった。なお、久曽神氏著書は、「歌」と「哥」、「体」と「躰」を区別していないので、本校異に限り区別しない。また、訓点等も省略する。

表題なし（尊伏一黒）―古今倭謌集序　紀淑望（伏）―古今和謌集序　紀淑望（天）―古今和歌集序　紀淑望（昭梅）

夫倭歌（尊伏一）―夫倭歌者（伏）―夫和歌者（天黒梅）―夫倭謌者（昭）

詠形彰歟於言（尊）―詠形彰或於言（伏一）―詠形於言（伏天黒昭梅）

其詞楽（尊伏一伏天黒）―其声楽（昭梅）

素盞烏尊（尊伏一黒）―素戔烏尊（伏天昭梅）

三十一字之詠（尊）―有三十一字之詠（伏一伏天黒昭梅）

今返歌（尊伏一黒）―今反哥（伏天昭梅）

通情者（尊伏一昭梅）―通情者也（伏天）―通情也（黒）

換頭旋歟（尊）―換頭旋或（伏一）―換頭（伏天黒）―旋歌（ママ）（昭）―旋頭（梅）

至如（尊伏一昭梅）―至于如（伏天黒）

難波津之付（ママ）（尊伏一）―難波津之什（伏天黒昭梅）
上古之歌（尊伏一伏黒）―上古之謌（天）―上古歌（昭梅）
古質之躰（語歟）（尊）―古質之躰（語或）（伏一）―古質之語（躰或）（伏）―古質之語（天昭梅）―古質之体（黒）
教戒之端（尊伏一昭梅）―教誡之端（伏天黒）
古之天子（尊伏一伏天黒）―古天子（昭梅）
漢家之字（尊伏一黒昭梅）―漢家之字（文或）（伏天）
他（ママ）我日域之俗（尊）―化我日域之俗（伏一伏天黒昭梅）
有山辺赤人者并倭歌之仙也[25]（尊）―有山辺赤人者（並或）并倭歌之仙也（伏一）―有山辺赤人者并和哥之仙也（伏黒）―有山辺赤人者并和謌之仙也（天）―有山辺赤人者並和歌仙也（昭梅）
澆醨（薄或）（尊伏一）―澆醨（伏天黒）―澆漓（昭梅）
皆以落（尊伏一黒）―皆落（伏天梅）―皆。（以）落（昭）
其華独以栄（尊伏一）―其花独栄（伏天）―其花独以栄（黒）―其華孤栄（一本猶）（昭）―其華孤栄（梅）
以之（尊伏一）―以此（伏天黒昭梅）＊二箇所共同じ。
二三人而已（尊伏一伏天黒）―二三人。（一本而已）（昭）―二三人（梅）
華山僧正（尊伏一昭梅）―花山僧正（伏天黒）
其歌華而（尊伏一）―其詞甚華而（伏天）―其体花而（黒）―然其詞華而（昭梅）

以下伏一は落丁。

「文屋康秀詞物然」「文林巧詠物」（尊）―文林巧詠物（伏天黒）―文琳巧詠物（昭梅）

尊は二通りの文を連記する形である。

其体近俗也（尊伏天）―其体近俗（黒昭梅）
詞甚華麗而（麥或衰或）（尊）―其詞甚華麗而（伏天昭）―詞甚花麗而（黒）―其詞華麗而（梅）
大伴黒主歌（尊黒）―大伴黒主之哥（伏梅）―大伴黒主之謌（天昭）
息花前也（尊黒昭梅）―息花前（伏天）
姓氏（尊黒）―氏姓（伏天昭梅）
為基（本）（尊）―為本（伏天黒）―為基（昭梅）
不知歌趣（尊伏黒）―不知謌趣（天）―不知歌之趣（昭）―不知。（和）歌之趣（梅）
不用倭歌（尊黒）―不用詠哥（和或）（伏）―不用詠謌（天）―不用（或）詠和謌（本無詠字）（昭）―不用詠和歌（梅）
将相（尊伏天黒）―相将（昭梅）
富餘（尊昭梅）―富饒（伏天黒）

滅世上（尊昭梅）―滅於世上（伏天黒）
後輩（尊伏天黒）―後世（昭梅）
義通神明也（尊伏天黒）―義慣神明也（昭）―義慣神明也（梅）
其間（尊伏天黒）―其後（昭梅）
野相公（尊伏天黒）―野宰相。（昭）―野宰相（梅）
雅情（尊）―軽情（伏天黒梅）―軽情（昭）
皆依他才（尊黒）―皆依他才（伏天）―皆以他才（昭梅）
由斯道（尊）―以斯道（伏天黒梅）―以斯道（昭）
階下御宇九載（尊）―伏惟陛下御宇于今九載（伏天黒）―伏惟陛下御天下于今九載（昭）―陛下御宇于今九載（梅）
秋津嶋（尊黒）―秋津洲（伏天昭梅）
砂長巌（尊）―沙長為巌（伏天）―砂長為巌（黒昭）―砂長巌（梅）
前甲斐少目（尊伏天黒梅）―前甲斐小目（昭）
左衛門府生（尊）―右衛門府生（伏天黒昭梅）
。重有詔（尊）―曰続万葉集於是重有詔（伏天昭梅）―於是重有詔（黒）
名曰古今集（尊伏天黒）―名曰古今和歌集（昭梅）
況乎（尊伏天黒）―況哉（昭梅）
人丸（尊梅）―人麻呂（伏天）―人麿（黒昭）
四月十八日（尊伏天黒）―四月十五日（昭梅）

真名序本文の異同については前に述べたのでくり返さないが、勘物について一言すれば、本書と天理顕昭本の勘物は保元二年本（尊経閣文庫本、伏見宮旧蔵一本）の勘物（両本は一致する）とは全く異なり、顕昭によって新たに付されたものと認められる（訓みも一致していない）。つまり、仮名序、本文において、基本的に清輔本の勘物に従い、しかる後に手を加えているのとはその方法が異っている。

このことは、真名序本文がいかなる本より採り入れられたにせよ、本文を更めたことと関連があると認められよう。

さて、次に、真名序以外の本書の勘物について検討する。

既にくり返し述べているように、本書（及び黒川本）には保元二年清輔奥書が付されていることから、顕昭本は保元二年本を底本としているとされており、その見解は基本的には正しいと認められる。

勘物の比較からも、顕昭本が保元二年本の勘物を発展させていることは明らかである。

しかしながら、顕昭は自ら古今集の証本を作るに当って、無条件に保元二年本に依拠せず、他本も参照したと考えられる。

真名序が、本文、訓み、勘物何れも保元二年本を踏襲せず、面目を一新しているのは、この一例である。

一方、比較的忠実に保元二年本に拠っている仮名序、本文の勘物にも独自の点がある。

作者勘物については、既に屢々述べているのでくり返さないが、入集歌数が省略されている他、記述に簡略化と増補、双方が行われている。しかし、入集歌数の有無を除けば、大きな手直しはされていない。

それ以外の勘物については、踏襲、増補という基本は崩していないが、一部に宮本家本と一致するものが見出される。以下にその例を示す。

仮名序「カキノモトノヒトマロ」

宮

人丸大宝元年文武天皇幸二右代(ママ)一之時扈従之由或物(ママ)

曼

人丸大宝元年文武天皇幸二磐代一之時扈従之由見二或物一、又如二万葉集一文武幸二吉野宮一之時扈従之由見レ之、従二持統御時一至二聖武御時一マデ五代之間祇候之由又見二万葉一ニ、此以前以後ハ不祥(ママ)、赤人又同時之由見云ゝ

尊

人丸、従二持統御時一至二聖武御時一マデ五代之間〔祇候〕之由見二万葉集一、此以前以後ハ不レ詳、赤人又同時由見レ之

伏

人丸大宝元年文武天皇幸二石代一之時扈従之由見二或物一、人丸従二持統御時一至二聖武御時一五代之間祇候之由見二万葉集一、此以前以後ハ不レ詳、赤人又同時之由見レ之

同「チウタハタマキ」

宮

和哥千一百一首也、付二云吉一云二千哥一歟、但射山御本ニハ千九十五首也、件本貫之自筆云ゝ

（以下朱）此外他本哥十五首書入ラレタリ

曼

凡和謌千百首也、而ヲ千哥廿巻之条不審、餝レ筆テ書レ之歟、但或説二貫之自哥ヲ不レ入テ千首撰上、而後貫之哥九十九首ヲ依二勅点一追二入之一云ゝ、如二目録一千九十九首也、恋第一無名哥一首過上

尊

凡歌千百首也、而ちうた廿巻之条不審、如レ此事必も不レ称二定数一歟、付レ筆書歟、但或説云、貫之自歌ヲ不レ入撰二上千首一、而後貫之哥九十九首ヲ依二勅点一追二入之一云々、如二目録一千九十九首也

伏

和歌千一百一首也、付二云吉一書二千歌一歟、但射山御本ニハ千九十五首也、件本貫之自筆云々、但或説云、貫之自哥ヲ不レ入撰二上千首一、而後貫之哥九十九首ヲ依二勅点一追二入之一云々、如二目録一千九十九首也

（以下朱）此外他本哥十五首書入ラレタリ

以上が仮名序の勘物中、本書が保元二年本をそのまま踏襲せず、宮本家本の勘物を採用したり並記した例である。

本文においても同様の例があるが、その前に、前稿でも問題とした、各巻巻頭の歌数表示についても比較検討する。

巻一巻頭の歌数表示は諸本次のようになっている。

宮

春上六十八首

曼

歌六十八首、此中返哥一々

尊

歌六十八首、此中返歌一〻

天（伏欠丁）

春上六十八首

次は巻二の表示である。

宮

春下六十六首

但御本ニハ六十四首也

（以下朱）此外他本哥二首カキ入ラレタリ

曼

尊と同じ。以下尊とほぼ同じ時は項を立てない。

尊

歌六十六首、其外他本哥二首勘二入之一、已上貫之哥

（以下朱）此部如二目六一無名哥十七（ママ）首（曼穂金「十九首」）、而十八首也、躬恒歌六首也、而七首、若一首ハ無名歟

伏

春下六十六首

（以下朱）此外他本哥二首カキ入ラレタリ

（以下墨）已上貫之哥、此部如㆓目六㆒無名哥十九首、而十八首也、躬恒哥六首也、而有㆓七首㆒、若一首〈無名歟

まず、表示方式を比べると、宮本家本は「部立名幾首、他本歌幾首カキ入ラレタリ」とするのに対し、曼殊院本、尊経閣文庫本は「歌幾首、他本歌幾首勘㆓入之㆒」としている。

この点は、下冊のみ存する天理図書館零本、静嘉堂文庫寛親本も含め、初期の清輔本は前者、後期の清輔本は後者の方式をとることが明らかになっている。

ところが本書は、宮本家本と一致し、初期の清輔本の方式を採用し、保元二年本と異っている。しかも、全面的に宮本家本に依拠しているかと言えば、巻二で「但御本云々」はなく、逆に保元二年本の「已上貫之哥」以下は採用され、折衷している。

更に奇妙なのは、本書（勿論天理頭昭本も同じ）が初期方式を採用するのは、巻一―五まで（巻一、三は本書欠丁、天による）で、巻六からは「歌幾首、他本歌幾首勘㆓入之㆒」の保元二年本と同じ後期方式となっていることである。

その理由については全く不明である。

本書の勘物が、巻一―五は永治二年本系、巻六以下が保元二年本系というような徴証はなく、全巻保元二年本系を基礎にしていることは明白であるので、何とも理解し難い。

しかしながら、唯一点、これに関連があると思われる事実が存する。

それは、次に述べるように、本書（天理頭昭本も全く同じ）の勘物は、保元二年本を基礎にしているにもかかわらず、一部に宮本家本（永治二年本）によった注が混入していることである。しかもその混入は、仮名序と巻一―四にのみ認められる（巻五には格別に認められない）。

この点は、猶後述する。

なお、宮本家本は巻十一以降は「部立名幾首」ではなく、「歌幾首」と書かれているが、「カキ入ラレタリ」方式をとるなどやはり以後の伝本と違いが認められ（寂恵所引清輔本も同じ）、更に下冊部分のみ存する天理図書館零本、静嘉堂文庫寛親本は、「部立名幾首、此外他本歌幾首カキ入ラレタリ」方式をとっている。左に例として、巻十四巻頭を掲げる。

零

恋四七十首

（以下朱）此外他本哥二首カキイレラレタリ

静

恋哥四(26)　七十首

（以下朱）此外他本哥二首カキイレラレタリ

宮

哥七十首

（以下朱）此外他本哥二首カキ入ラレタリ

尊

歌七十首

此外返哥二、中

此外地本哥二首勘入也、已上不レ知レ人、但一首貫之哥次也

伏

歌七十首

此中返哥二首

（以下朱）此外他本哥二首勘ニ入之一、已上人不レ知、但一首貫之哥次也

返歌の記述の有無ともども、本書がここでは保元二年本によっていることは明らかである。

以下、本文の勘物で宮本家本の影響が認められる箇所を掲げる。

七左注「さきのおほきおほいまうちぎみ」

宮

前太政大臣并黒主等、或所現ニ作者一也、或所着住、女何、案也、其人哥ト許ロ伝ニ聞伝天慥無ニ所見一哥以レ之着レ注歟

曼

前大政大臣并黒主等哥、或所現ニ作者一也、或所着レ注、是雖ニ口伝聞ヲ之無ニ慥所ヲ見哥歟、又於ニ奈良帝并人丸等一者事幽異之故歟

尊

前大政大臣并黒主等、或所見ニ作者一也、或所着レ注、是雖ニ口伝聞ヲ之不レ知ニ定説一哥歟

天（本書欠丁）

前太政大臣并黒主等、或所現ニ作者一也、或所著レ注、如何、案レ之其人哥ト許ロ伝ニ聞伝テ慥無ニ所見一哥以レ之著レ注歟

三六「シル人ゾシル」

宮

普通ニハシル人ゾシル

曼尊

ナシ

伏

普通ハシルヒトゾシル

七五「キエガテニスル」
宮
消誰(ママ)也、難ハカヌルナリ
曼
消難也、難ハカヌルナリ
尊
消難也、きえかぬるなり
伏
消難也、難ハカヌルナリ、キエカヌルナリ
九一作者「ヨシミネノムネサダ」
宮
遍照俗名也、良峯宗貞、蔵人頭従五上左近少将、嘉祥三年三月廿一日天皇崩、仍同日出家
曼
ナシ
尊
遍照俗名也、有三首一
伏
蔵人頭従五位上左少将、嘉祥三―三月廿一日(朱)天皇崩、同月日出家、号二良僧正一
天ハ朱補モ一致
一〇四詞書「ウツロヘルハナヲミテヨメル」
宮＊右ノ詞書ナシ
無二彼哥合一
曼尊
ナシ
伏
無二彼哥合一

この箇所は本書が宮本家本系統から勘物を取り入れたため、矛盾を生じた例で、逆ではないことを証している。

一〇四は、宮本家本と建久五年奥書本のみ詞書がない。このため、両本においては、一〇二の詞書「寛平の御時きさいの宮の哥合のうた」がこの歌までかかることになり、「無二彼哥合一」の注記が付されている。

しかし、曼殊院本以下の諸本は全て、一〇四に詞書があり、この歌を寛平御時后宮歌合の歌と考える必要はなく、注記は無用で削除されている。ところが本書と天理顕昭本には注記が残っており、明らかに本文と矛盾している。

これはむしろ残ったのではなく、宮本家本のように注記があ

る本によって注を誤って増補したと考えるべきであろう。

一六〇「五月雨ノ」

宮

在二家持集一、彼集失歟、家持家(ママ)十一首有レ之

曼

別ゝ

在二家持家集一、彼集失歟、家持哥十一首在レ之

尊

別紙

在二家持集一、〻失歟

伏

別

在二家持集一、彼集失歟、家持哥十一首有レ之

「家持哥十一首有レ之」の記述は一七一にある本もあり、宮は一六〇、曼と伏は一六〇、一七一に重複、尊は一七一に存する。

一五五「モミヂヲフネニ」

宮

御本ニハ橋ヲ直テ云(ママ)レ舟、件本貫之自筆云〻、自窺也

但実方集云〻、アマノガハカヨフウキ、ニコト、ハムモミヂノハシハチルヤチラズヤ、若此哥本ニテヨメル歟、然者猶橋トイフベキニヤ、実方僻事知哉

曼

花薗本ニ橋直テ船トカケリ（以上朱）

実方集云、アマノガワカヨフウキ、ニコト、ハムモミヂノハシハチルヤチラズヤ、若此哥ヲ本ニテヨメル歟、然者猶橋歟、彼人僻事知哉

尊

御本ニ橋ヲ直テ船トカケリ（以上朱）

実方集云、あまのがはかよふうきゝにことゝはんもみぢのはしはちるやちらずや、若此哥を本にてよめるか、然者猶橋といふべきにや、彼人僻事知哉

伏

御本ニハ橋ヲ直テ書レ舟、件本貫之自筆云〻、自窃見レ之、但実方集云、アマノガハカヨフウキ、ニコト、ハムモミヂノハシハチルヤチラズヤ、若此哥本ニテヨメル哥歟、然者猶橋トイフベキニヤ、実方僻事知哉

二〇七「ハツカリガネゾ」ノネゾ(朱)

宮

此哥寛平后宮哥合哥也
御本ニハツカリノネゾ、本文
尊
此哥寛平后宮哥合也、如何
別紙本文也
三十六人撰（コノ一行曼穂ナシ）
伏
三十六人一、別
此哥寛平后宮哥合哥也
御本ニハツカリノネゾ、本文
三三、三三（二首共ニ）
宮
同度
曼
後度也
尊
後度
伏
同度

三四
宮
昌泰元年度
尊
昌泰元年
伏
昌泰元年度
三四「キリ〳〵ス鳴ユフグレノ」
宮
無二件哥合一、別紙
尊
件哥合ニハ、ひぐらしのなくゆふぐれ、別紙
伏
無二件哥合一
ヒグラシノナクユフグレ、別

ここも折衷して矛盾を生じたと思われる例である。寛平御時后宮歌合にはなく、あるのは「ヒグラシノナクユフグレ」とある歌のみとするのは、余りに苦しい解釈であろう。

さて、先に述べたように、本書の勘物に保元二年本ではなく

宮本家本（永治二年本）との一致もしくは影響が認められるのは、巻四巻末近くの三四辺りが最後で、以後は全くと言ってよい程、痕跡が認められない。僅かに、次のような場合がそれかと思われる程度である。

一〇〇「アフコトノ」

零静

廿四韵

宮

廿四韻

尊

廿六韵

伏

廿四韵

一〇四九「モロコシノ」

零静

ナシ

宮

此哥伊勢集ハ枇杷大臣哥也、三輪山伊加仁待見乃哥ノ返哥也、但又伊勢集ノ此モロコシノ返哥ナキモアリ、又此哥有二両義一、考二別紙一

尊

此哥如二伊勢集一ハ枇杷大臣歌也、みわのやまいかにまちみんとしふとん(も)の哥の返哥也、但又伊勢集のこのもろこしの返哥なきもあり

伏

此哥如二伊勢集一ハ枇杷大臣哥也、ミワノヤマイカニマチミムトシフトモノ哥ノ返哥也、但又伊勢集ノコノモロコシノ返哥ナキモアリ、又此哥有二両義一、考二別紙一

一〇七「アサタチクレド」

零

ナシ

静

普通ハアサタチクレバ

宮

普通ハアサタチクレバ

尊

普通はくれば

伏

普通アサタチクレバ

以上の現象をどのように解釈すべきかは難しい。

まず、宮本家本の影響が認められる箇所については、本書は保元二年本の勘物を基本としながらも、宮本家本（永治二年本）をも参照して一部の勘物を取り入れ、或いは増補したと考えるべきであろう。

宮本家本が後代的変化を被り、顕昭本の勘物に影響を受けたのではないか、或いは、顕昭本は宮本家本と保元二年本の中間的形態の伝本の勘物を基礎にしているのではないかとする見方は、一〇四や二四のように、本書が両本の注を集成しようとして誤ったとしか考えられない場合があることから成り立たないと思われる。

以上の推定はかなり可能性が高いと考えるが、宮本家本の影響が、仮名序と巻一―五にしか及んでいない点は、いかなる理由か判断に苦しまざるをえない。

巻六以降にも、本書が取り入れても不思議とは思われない宮本家本独自の注が散見されるからである。

単なる推測だけなら、本書の底本となった顕昭本は、宮本家本系統の伝本からも勘物を採り入れたが、それは仮名序と巻一―五に止り、以後は何らかの事情で中止されたとも考えられる。

ともあれ、本書の勘物は保元二年本の踏襲のみでなく、宮本家本系統からも影響を受けており、そのことは、とりもなおさず、顕昭が複数の清輔本を利用し得る立場にあったことを示唆していると言えよう。

なお、次に、本書の本文に検討を加えるべきであるが、伏見宮旧蔵一本の項で述べた如く、本書本文の特徴は主として朱校部分において伏見宮旧蔵一本に近似している他、比較的独自異文に乏しい。

寧ろ注目すべきは、勘物の酷似にもかかわらず、本文的には異同の目立つ天理顕昭本との関係である。

従って、本文の提示は、次項天理顕昭本において、まとめて行うこととする。

天理図書館蔵本（九一一、二三―イ一三）　二帖

〔鎌倉後期〕写・伝藤原家隆筆

綴葉装。後補焦茶色地金銀泥山水霞文様表紙（二六・五×一六・七糎）。左肩金泥斐紙題簽「古今和歌集上（下）」。見返し、金紙。料紙、黄蘗色雲母引鳥の子紙。墨付、上冊一二七丁、下

冊一三二丁。遊紙、上冊前一丁、後なし、下冊前二丁、後六丁。字面高さ、約一七・五糎。毎半葉九行（真名序七行）。和歌二行書。平仮名交り。内題、「古今和歌集巻第一　春哥上」、以下、巻二―四、九、十一、十三―廿は「謌」を、巻五―八、十、十二は「哥」を用い、部立は、春哥下、夏哥、秋上、秋哥下、冬哥、賀哥、別離哥、羈旅哥、物名、恋哥（ママ）、恋哥二、恋三、恋哥四（五）、哀傷哥、雑哥上（下）、短哥、大歌所御哥となっている。真名序は「古今和謌集序　紀淑望」とある。

新院御本との校異を示す朱校はあるが、『新撰和歌集』入集歌であることを示す歌頭の合点はない。また、仮名序、本文には朱点、真名序には朱圏点（一部墨圏点）で声点を付す他、仮名序に朱句点、真名序に朱返点、縦点、墨振仮名、送仮名がある。仮名序古注は本行、二―三字下げやや小字で朱書されている。また、伏見宮旧蔵顕昭本に見られた仮名序、本文の朱墨の合点は殆んどなく、僅かに仮名序数箇所に記されるのみである。

本書は後述の勘物一箇所を除くと全巻一筆で、巻頭に、

以二貫之自筆本一書写／古今也、件本者於二皇太／后宮一焼失畢云々、和哥等／不レ似二餘本一、其説頗違矣

とあるが、保元二年清輔奥書も含めて、伏見宮旧蔵顕昭本に見られた奥書は一切なく、僅かに、巻二十末（真名序の前）に、

号二御本一新院御本貫之自筆／之流也、文字仕正本ニ不遠云々（朱）

とあるのみである。

本書に印記はないが、佐佐木信綱氏旧蔵本であり、早く『百代草』（大14刊）に書影が掲げられた他、『竹柏園蔵書志』（昭14刊）に解説がある。それらによれば「樋口光義旧蔵」であるという（但し、樋口光義の「古正本古今和歌集考」に見える二本とは明らかに別本である）。

また、本書を伝藤原家隆筆本と称するのは、箱の表書に金泥で「古今集　家隆筆」とあるのによるが、これは佐佐木氏も（後述の如く大口周魚氏も）ふれているので、それ以前であることは確かであるがさほど古いものとは思われない。[27]

なお、本書は特殊な黄蘗色の染紙を用いているので、書写年代が見きわめにくい。〔鎌倉後期〕写としたが、今少し遡る可能性もあろう。

本書は一枚の欠丁もなく、完存しており、排列の異同、異本

歌は次の通りである。異本歌は伏見宮旧蔵顕昭本と同じく、朱頭書して、該当箇所を指示している。

異本歌1、朱頭書、墨線朱丸で八〇ノ次を指示（位置諸本と同じ）。

見合或本一有此哥一（墨）

サクラノハナノヤリミヅニチリケルヲ　貫之

ユクミヅニカゼノフキクルサクラバナキエズナガル、ユキカトゾミル

此哥無御本一（朱）

異本歌2、朱脚書、朱線朱丸で八二ノ次を指示（位置諸本と同じ）。

或本有此歌一（墨）

雲林院ニマカリテサクラノチリケルニヨメル（ノヒムガシノ）（墨）

ユキトミテヌレモヤスルトサクラバナチルニタモトヲカヅキツルカナ（朱）

伏見宮顕昭本にあった「御本無（朱）」の一行がない。

八三、八六、八四、八五、八七の排列となり、「御本次第如此（朱）」として、御本は、八三、八四、八五、八六、八八、八七の排列であると朱線で指示（諸本と同じ）。

一五四、一五三の排列となる（諸本と同じ）。

二五四、二五三の排列となる（諸本と同じ）。

三〇七、三〇六の排列となり、朱線朱丸で御本は、三〇六、三〇七の排列であることを指示、「御本此哥前也、但題不知ト並ル不レ得レ心（朱）」と頭注（諸本と同じ）。

異本歌3、朱頭書、朱丸で四六ノ次を指示（位置諸本と同じ）。

クレノヲモ　ツラユキ

コシトキトコヒツ、ヲレバユフグレノオモカゲニノミ、エワタルカナ

無御本一（朱）

伏見宮顕昭本の「或本有此哥一（墨）」がない。

異本歌4、朱頭書、朱線朱丸で四五ノ次を指示（位置諸本と同じ）。

或本有此哥一（墨）

ヲキノヰ　ミヤコベシマ　小野小町

オキノヰテミヲヤクヨリモワビシキハミヤコヘシマノワカレナリケリ（伊勢語）（墨）

無御本一（朱）

異本歌5、朱頭書、墨線朱丸で四三ノ次と四六ノ次と二箇所を指示（諸本四六ノ次、伏は同じく二箇所を指示、但、朱丸各々

に合点あり、本書合点なし)。

或本有(墨)

ソメドノ　アハタ　　オフシノアヤモチ

ウキヨヲバヨソメトノミモノガレユク、モノアハタツヤマノフモトニ　　無御本(朱)

異本歌6、朱頭書、朱丸で吾三ノ次を指示(位置伏見宮顕昭本とのみ一致、清輔本、黒川本は吾三ノ次)。

有他本(墨)

オチタギツカハセニナビクウタカタモオモハザラメヤコヒシキコトヲ

無御本(朱)

異本歌7、朱頭書、朱丸で六三ノ次を指示(位置諸本と同じ)。

有他本(墨)

マツヒトモコヌモノユヱニウグヒスノナキツルハナヲ、リテケルカナ

伏見宮顕昭本にある「無御本(朱)」がない。

異本歌8、朱頭書、朱丸で六九ノ次を指示(位置諸本と同じ)。

或本(墨)　　ヨミ人シラズ

スマノアマノシホヤキゴロモナレヌレバウトクノミコソミエワタリケレ

無御本(朱)

異本歌9、朱頭書、朱丸で六八ノ次を指示(位置伏見宮顕昭本、黒川本と一致、他の諸本は六七ノ次、但、静嘉堂覚親本は五四ノ次)。

ツラユキ

ミチシラバツミニモユカムスミノエノキシニヲフテフコヒワスレグサ(朱)

伏見宮顕昭本にある「無御本(朱)」がない。

異本歌10、朱頭書、朱丸で七九ノ次を指示(位置諸本と同じ。別(墨)マナヅルノアシゲノコマヤナガヌシノワガマヘユカバアユミトドマレ　　無御本(朱)

異本歌11、12、朱頭書、朱丸で五一ノ次を指示(位置諸本と同じ)。

アメノミカドノアフミノウネベニタマヒケル

イヌガミヤトコノヤマナルイサラガハイサトコタヘヨワガナモラスナ

ウネベ御カヘシ

ヤマシナノオトハノヤマノオトニダニヒトノシルベクワガコ

ヒヤハ（ママ）

両首無御本（朱）

異本歌13、朱頭書、朱丸で七七モノ次を指示（位置諸本と同じ）。

有或本（墨）

ソトホリヒメノミカドニタテマツルウタ

トコシヘニキミモアヘムヤイソナトリオキノタマモ、ヨルトキ〳〵ニ

無御本（朱）

異本歌14、朱頭書、朱丸で七九ノ次を指示（伏見宮顕昭本と一致、他の諸本は七八ノ次）。

有或本（墨）

コトデシハタレナラナクニヲヤマダノナハシロ水ノナカヨドミスル

異本歌15、朱頭書、朱丸で七三ノ次を指示（位置諸本と同じ）。

或本ニアリ（墨）

トシフレバコヽロヤカハルアキノヨノナガキモシラズワレハナニドキ

無御本（朱）

以上、異本歌の注記に多少の異同はあっても、基本的には伏見宮顕昭本と同一と言ってよい。唯一、伏見宮顕昭本独自であった六九、六四の排列が本書においては何らの痕跡も見出せない点のみが異なる。

さて、本書が本文的に伏見宮顕昭本に近しいことは、既に久曽神氏著書に指摘があり、周知の事実で、親近関係は殊に勘物において著しく、先の異本歌の注記には字句の異同が散見されたが、それ以外の勘物では一部に本書の脱落かと思われる箇所二、三があるが、大抵は一、二の字句の異同で、用字の異同もごく僅かである。重要な異同は左の一箇所のみである。

仮名序の「ならのおほむとき」に対する勘物の此較は、尊経閣文庫本の項（二九三―四頁参照）に掲げたが、宮本家本では「此奈良何帝哉、可尋考之」とし、その他の勘物も簡略であったのが、曼殊院蔵本以下では聖武帝のこととされ、詳細な勘物が付されている。顕昭本は基本的には保元二年本と同一であるが、一部に宮本家本と一致する字句があり、両者併せて参照した節があるが、ここで問題としたいのは、顕昭本共通の部分ではなく、本書のみに見える長文の勘物である。

それは、「ならのみかど」は聖武帝であるとする共通の勘物の次に、字様が変り、大きく、やや崩した字体で次のように書

き入れられている。

顕昭考云、平城天子撰二万葉集一者大同天皇也、古今序云、昔平城天子詔二侍臣一令レ撰二万葉集一、自レ尓以来時更二十代一数過二百年一、然者以二平城天子一何称二聖武天皇一乎、両帝混濫歟?、又時更二十代一と書り、所謂平城四年、嵯峨十四、淳和十年、仁明十七、文徳八年、清和十八、陽成八年、光孝三、宇多十、醍醐卅三年也、然者已叶二十代一、又叶下数過二百年一之詞上、其故者延喜五年四月十八日被レ仰二下古今撰一之由已以叶二百年詞一、若指二聖武天皇一者已十六代也、又百七十年也、平城号、十代詞、過二百年一之条、皆相叶、此上様々有二證拠等一、専可レ存二大同帝一者也

この勘物が顕昭の手になることは、『万葉集難事』と全く同様の論旨で平城天皇説を主張していることで明らかである。

しかし、この部分のみ字様が異なり、別筆かと思われるのはどのような事情があるのであろうか。久曽神氏著書でも、この部分を「別筆」と注記されている（研究編一〇二頁）。

この部分、字様は歴然と異なるが、書写年代は他の部分とそれ程隔っているようには見えず、後の書き入れにしても同時代のものかと思われる。

更に、他の部分と筆跡を比較すると、別筆には違いないが、似通った筆遣いも認められ、見た目ほど書風は異っていないようである。

以上を勘案すると、本文の書写者の周辺の人間によって、何らかの資料（他本あるいは付箋等）から追記されたもののように思われる。

さて、本書の勘物は伏見宮旧蔵本に酷似しており、他に目立った異同として次のようなものがある。何れも本書の欠落であるので、伏見宮顕昭本により欠落する勘物を列記する。

仮名序、古注最後「おもひいでゝ」「かゞみやま」歌の箇所

已上朱、序本注也、或人云、四条大納言注云々、通俊卿古今二其由被二記付一云々、但不レ得レ心事有、少々不レ被レ信二受之一（朱）

三「やまかぜに」

金玉集

三「はなのかを」

別

三八「きみならで」

普通ハシルヒトゾシル

八一「えだよりも」

本書は目移りによる書き落し部分を末尾に追記。

ㄇ五「いざけふは」

別

一六〇「さみだれの」

別

二五「おくやまに」

三十六人―

二六「あきはぎに」

別

三三左注「ならのみかど」

伏

聖武天皇也、在二首-

天

平城天皇也、前同注了

この箇所は、伏見宮旧蔵本と本書が別の注を有する珍しい例であり、又しても「ならのみかど」に関わる部分である。他の諸本は、宮本家本には注がなく、曼殊院本と保元二年本から「聖武天皇也云々」の注が付されるようになる。伏見宮顕昭本はそれをそのまま踏襲しているが、本書は顕昭自身の説によって「平城天皇也」と改めている。この箇所などは、本書が伏見宮顕昭本の転写の系譜にないことを示していよう。

更に六三左注「ならのみかど」も曼殊院本以下の清輔本に「聖武天皇也」とし、伏見宮顕昭本もそれに従っているのに、本書のみその注がないのは、意図的に削除したものであろうか。

なお、本書の「前同注了」は既述の仮名序における「顕昭考云」をさすのではなく、ㄇ作者「ならのみかどの御哥」に対する注「平城帝也、目六云、桓武天皇長子」をさしている。従って、本書のこの箇所の注が仮名序の「顕昭考云」に対応するという考えは成立しない。

もう一つ注意を促すと、ㄇにおいて「ならのみかど」を「平城帝也」とするのは、宮本家本以来全ての清輔本、顕昭本に共通であるが、この箇所に限って清輔本においても、清輔の「ならのみかど＝聖武天皇」説を採用していないのは、清輔所引の古今集目録に「平城帝」としているのにそのまま従い、異を立てていないためである（現行の『古今和歌集目録』〈群書類従巻二八五〉は聖武説だが、ㄇについてはやや不分明）。

三五「ひとのみる」

同度

二六一「つゆもゝりしを」

（朱傍書）御本ニモ、ルヲ直モリシトアリ

この注、清輔本では朱頭書。

二九七「みる人も」

三十六人、金玉

三三一「ふるさとは」

本ニ説也

四〇六「あまのはら」

金玉、深窓

万葉、アマノハラフリサケミレバヨゾフケニケルヨシエヤシヒトリヌルヨハアケバアケヌトモ

三六一「あか月の」

別紙

公三作者「かむつけのむね（ママ）を」

一首、承和比人

公六一「つひにゆく」

伊勢語、又大和語、〻トテナムタエイリニケル

公八八「むらさきの」

別

公七一作者「なりひらの朝臣」

（朱傍書）御本ニ或本ニナカヒラノアソムトアリ、僻事也

清輔本は零伏一を除き、同様のものが朱脚注としてある。

九九二「あかざりし」

万葉〻、シロタヘノソデワカルベキヒヲチカミコヽロニムセビナキノミシナク

私〻不レ可レ書哥歟、如何

九八八「あしたづの」

別

一〇二一「誹諧哥」（朱）

私〻

万葉〻　アソビヲトワレハキツルヲヤドカサズワレヲカヘセリヲソノタハレヲ

詞〻、曰作（ママ）斯哥以贈諧戯焉

先に述べたように、右に挙げた箇所で本書の方が勘物が少なく、その大半が脱落と思われる。その一方、「ならのみかど」の場合のように本書が改めた系統本によっていると思える点もあり、伏見宮顕昭本の転写本ではない。

本文の比較においても、本書は伏見宮顕昭本に比べると、些

細な字配りや誤字の一致がある一方、声点、合点、朱校が少なく、しばしば、朱校等による複数の本文を適宜一つの本文にまとめてしまったような感じがあり、また、誤写と思しき点も少なくなく、一見あまり忠実でない転写本にも思えるが、仔細に見れば、転写本としては、理解し難い異同も多々あり、結局、伏見宮顕昭本に酷似した本によっていると考えるのが適当であろう。また、本書の書写態度は比較的丁寧であるので、祖をほぼ同じくする伏見宮旧蔵顕昭本とこれ程異同が多いのもいぶかしく、中間に別の写本が介在しているのかもしれない。

左記に伏見宮顕昭本と本書が近しい関係にあることを示す例と、本書が前者の転写本ではないことを示す例をそれぞれ二、三挙げておく。

五七第二句、オナジムカシニ（伏）―をなじむかしに（天）
（ナガラ（朱）　ムカシナガラニ（墨）　ナガラ（朱）　ムカシナガラニ（墨））

伏には「オナジ」に左右墨合点、「ムカシ」（傍書）に墨右合点があるが天には一切ない。

左傍書はこの二本のみ。

異本歌2詞書、雲林院ニマカリテ云々（伏）―全同（天）（ノヒムガシノ（墨））

墨の傍書二本のみ。

三〇勘物、貞文哥合、一三勘物、此哥合哥有二五首一、延木五年二月廿九日（伏）―全同（天）

この勘物は全て三〇に付すのが正しく、二首に分けて記す二本は誤り。

一六五勘物、在二猿丸集一、一六六勘物、詞云、アキノハジメツカタモノヲモヒケルニヨメル（伏）―全同（天）

ここも二首に分けたのは誤りで、全て一六五に付すのが正しい。

三四勘物、「又在二家持集一」ヲ三五勘物中ニ混入（伏）―全同（天）

この種勘物の位置の誤りの一致例は他にも多い。

次に、明らかに異なる例を挙げる。

一〇七第五句、オトラザラマシ（伏）―おとらざらまし（天）（マシヤハ（朱））

九六五作者、ナシ（伏）―よしみつねのむねさだ（天）（〻（墨））

この箇所、作者を欠くのは伏のみ。ところが、宮本家本以下「或本此哥宗貞也、目六又叶レ之、本失歟」（表記は伏天による）の勘物があり、清輔本は本来作者なし（九六四の「よみ人しらず」がかかる）であったらしい。にもかかわらず、伏以外の諸本（零静宮尊天、伏一は欠丁）作者を有するのは不審。どのように解釈するかは別として、本書には作者があり、伏の転写本でないことは明らか。

九四第五句、ヒトリユクラム（伏）―ひとりこゆらん（天）
同左注、サレドモツラゲナルケシキモミエデ（伏）―さりけれどもつらげなるけしきもみえで（天）
何れも清輔本以来同じく、本書の本文の方が穏当であり、伏は異文。
以上のように、本書は伏見宮顕昭本と近しい関係を有するが、転写関係はない。
さて、顕昭本二本の特徴的な異文は、注（28）に掲げた。顕昭本二本の中では、伏見宮顕昭本の方が純粋な本文を有しており、本書は特に校合本文の処理が任意と認められ、原型を崩しているように思われる。

宮内庁書陵部蔵本（二六六―一三二）
〔江戸中期〕写　二冊
前記天理図書館蔵伝家隆筆本の臨写本
袋綴。浅縹色艶出表紙（二九・四×二二・〇糎）。左肩題簽「古今和歌集　上(下)」。料紙、やや薄手鳥の子紙。字面高さ、約一七・五糎。印記、各冊巻首「鷹司／蔵書記」（朱印）。
本書は天理顕昭本の字詰まで忠実な臨写本であるので、以下の記述は略する。補入部分を一部本行化したり、朱書に若干の書落しがある程度の異同はある。また、流布本と異なる本文を有する箇所に訂正本文（流布本本文）を書いた小紙片を貼り、注意を喚起している。また、既述の天理本に付された大口周魚氏の添紙に言う「油紙もてねもころに影写」した本と本書との関係は本書の料紙が影写可能な程薄くなく、「油紙」というにはふさわしくない点や、表紙の色が異なる点から、別本ではないかと思われる。

(イ)、ノートルダム清心女子大学蔵黒川本
ノートルダム清心女子大学付属図書館蔵黒川本（E一〇九）については未見ゆえ、いずれ機を見て検討することとしたい。
黒川本は真名序の校異の際に明らかになったように、基俊本との校合を除いても、(ア)で扱った二本の顕昭本とは明らかに別系統本と思われる。
また、基俊本の校合が顕昭の手になるものか否かについても、今後に検討すべき問題が残されているように思われる。

(ハ)、内裏切第一種

内裏切第一種とは内裏切を集成整理された小松茂美氏編『古筆学大成』第三巻（平1刊）に収められた十三種の内裏切の中、第一番目に掲げられているため、仮にこのように呼称させて頂くこととしたものである。

古今集切の中、清輔本の勘物を有し、清輔自筆と伝称される内裏切が一種類ではないらしいということは従来も指摘されるところであったが、小松氏の博捜と厳密な調査により実に十三種もの区別があることが明らかになった。

それらの中には一、二葉しか発見されていないものもあるので、寄合書の場合を考慮すれば、必ずしも十三部の清輔本（もしくは顕昭本）の切があるとは断言出来ないが、何れにしてもかなりの部数であることは確かであり、清輔本古今集の存在が過去においては、必ずしも稀れではなかったことを窺わせる。

内裏切以外でも、伝鴨長明筆土佐切（藻塩草所収）、伝慈円筆古今集切、伝源通具筆古今集切（以上『古筆学大成』第四巻所収）の如く、清輔本もしくは顕昭本の勘物を有するものがあり、勘物のみの移写の場合もあろうが、その流布の影響は無視出来ないものがある。

さて、多くの内裏切の中、最も多量に残存し、しかも、現行の何れの清輔本、顕昭本とも別系統の本文を有するのが、内裏切第一種である。小松氏の集成には巻十七（九五歌より九七作者までを欠くが、ほぼ完存）を巻子一巻に仕立てたものを初め、その他切二十五枚を収めている。

稿者は現物を一葉も目睹していないが、諸書の記述から、本来綴葉装四半本で、二五×一五糎程の大きさ、料紙、斐紙、毎半葉九行、和歌二行書、平仮名交り、注片仮名交り、字面高さ、約一六・五糎（頭脚注を除く）であったと推定される。書写年代は鎌倉時代とされている。また、『新撰和歌集』入集歌であることを示す歌頭の合点はなく、声点もない。

ところで、内裏切第一種については、小松氏の集成以前に、他の内裏切と弁別して独自の集成を試み、その性格を明らかにした論文が存する。

田島智子氏「清輔本古今和歌集内裏切の一分類―顕昭注と基俊本校合を持つ内裏切―」（「詞林」2昭62・11〈大阪大学古代中世文学研究会〉）がそれである。

田島氏は計十一枚の集成（内一枚存疑、存疑一枚を含め三枚は小松氏の集成と重複しない）を基に考察されたが、間然とする所のない結論で、小松氏の集成によって資料的に大いに進展

した現在でも、新たに付け加えられる点は殆んどない。

田島氏によれば、本切の勘物は明らかに顕昭本の系統に属しているが、その他に、基俊本との校合と、片仮名交りの注釈が書き入れられている。

その中、基俊本との校合は黒川本のように全巻に亘って付されるのではなく、勘物としてごく一部が注記されるに止まり、黒川本とは相互に補う面もあり、別種の校合である。

一方、片仮名交りの注釈は詳細に頭脚に書き入れられているが、それらは、『顕注密勘抄』の顕注と、顕昭『古今集注』にかなり類似し、前者と一致もしくは類似する場合が多いが、後者と一致もしくは類似する場合もある。これらは、何人かによって前記二著から引用されたと考えるより、顕昭の第三の古今集注を想定すべきであろう。

本文は独自異文が多いが、誤写もあり、一部伝後鳥羽天皇宸筆本と一致する場合もあるが、おおむね清輔本系の本文であるといえよう。

田島氏論文の要旨を稿者なりに多少の補足も含めて記すと大体右の如くになろう。

基俊本との校合を有し、しかも黒川本とは異なる顕昭本である点は全くその通りで、書入注の性格についても、他に顕昭独自の書入れの可能性もあろうが、概ねその通りと考えられる。

但し、最後の、本文について「おおむね清輔本系」とする点は、資料の増加に伴って、改めて検討の余地があると思われる。

清輔本の本文にはかなりの揺れがあり、前稿で清輔本の一種の可能性が高いとした六条家本のように、多量の独自異文を有する例もある。従って、本文の校合によって直ちに清輔本か否かを客観的に決定するのはなかなかに困難である。従って内裏切第一種に異文が多いと言っても、どの程度本文が隔っていたら、清輔本と（あるいは顕昭本と）認められなくなるのかという問いに答えることは難しい。

田島氏は「おおむね清輔本系」とされながらも結論を留保されたが、私見は寧ろその逆で、結論は保留するものの、清輔本系とは思われないとしたい。その理由は左の如くである。

第一に、内裏切第一種は、部立を内題の下に書かず、部立改行方式をとっている。本切は、巻四、八、十六、十七の巻頭が知られているが、いずれも、内題、巻数を一行に書き、部立は改行している。

前稿六条家本の項（五九―六〇頁）に述べたように、清輔本

は通宗本に倣って（恐らく小野皇太后宮御本以来の特徴として）部立を内題下に書く一行書方式をとっており、六条家本が清輔本の一種ではないかと考える一根拠ともなったものである。

その法則を本切に適用すると、本切は改行方式であるので、清輔本でも顕昭本でもないということになろう。(29)

第二は異本歌である。

本切には基俊本との校合により、基俊本の和歌が書き入れられているにもかかわらず、現存の切の範囲では清輔本の異本歌が、本行、頭脚注何処にも見当らない。

まず、基俊本の歌は次のように取り入れられている。

四九ノ次、「基俊本有也、本押脣書」と注記し、本行とする。

けふ人をこふるこゝろはあすかゞは
ながるゝみづにおとらざりけり

この位置は花山法皇御本と同じ。基俊本は四一ノ次にある。

六五〇、六五一辺りの脚欄（挿入箇所欠損で不明）に異本歌11、12を書入れ。清輔本では七一ノ次であるので、この書入れは基俊本によるものかと思われる。基俊本（黒川本注記による）は六三ノ次、但し、花山法皇御本（志香須賀文庫本）は六四九ノ次。

（前欠）ヤマナルイサラ河イサトコタヘテワガナモラスナ
ウネメノ御返事
ヤマシナノヲトハノ山ノヲトニダニ人ノシルベクワガコヒメカモ

八七〇ノ次、挿入符号、脚書。

右近衛府生ヨリ右近衛将曹ニナリテトネリラニサケタウビケルツイデニ
三井ノ貞ノリ
カシワギノモリノアタリヲウチスギテミカサノ山ニワレハキニケリ

基俊本有也、押脣

この歌、基俊本（黒川本注記）には見えないが、花山法皇御本（志香須賀文庫本）はこの位置にある。

一〇六一ノ脚書（挿入箇所不明）。

心コソ心ヲハカル心ナレ心ノアタハ心ナリケリ

基俊本在也、押脣

久曽神氏著書資料編上（一八頁）に紹介された切で、久曽神氏は「内裏切などとは別である。」とされているが、田島氏は内裏切第一種として認定された。写真による比較であるが、両者の筆跡は一致しており、田島氏の認定は認められよう。

なお、「心コソ」の脚注は、最初一〇六二の脚欄に一旦書かれた後、擦り消し、更めて同筆で一〇六二脚欄に書かれている。

この歌、黒川本校合には見えないが、花山法皇御本（志香須賀文庫本）には一〇六〇ノ次に存在する。

既に久曽神、田島両氏も指摘されているが、基俊本による校合書入歌に関して、黒川本の校合と本切の校合は異なる場合があり、それらの中には、単なる誤脱もあろうが、後述のように本文に異同があったことを窺わせる点もある。

次に、清輔本の異本歌のあるべき位置の状態が明らかなのは次の一箇所のみである。

六九七もしくは六九八ノ次に異本歌9が存在すべきが、本行、頭脚注何れにも見当らない。

以上の如く、基俊本の歌は校合によって保有するにもかかわらず、ただ一箇所のみであるが、清輔本の異本歌を有しない点、清輔本とみなすには問題が多い。

第三に新院御本との校合を示す朱傍書がない。

本切は写真で見るのみの稿者には確言出来ないが、清輔本、顕昭本の特徴である朱校が存在せず、校異は全て墨書のようである。しかも、それらの校異は清輔本、顕昭本に見られるそれとは異っている。

既述のように、清輔本、顕昭本の朱校は、伝本によってかなりの異同が認められ、更に、相互に矛盾も存在し、その原因や理由は明らかにし難い点が多い。従って、ある程度の異同や齟齬は許容されるのであるが、本切のそれは、その範囲を逸脱しており、新院御本との朱校は殆んど存在していないと認められる。

以上の三点が、本切の本文を清輔本（もしくは顕昭本）系統の古今集と認め難い理由である。

仮に、本文が清輔本本文ではないとすると本切はどのようにして成立したのであろうか。

一つは、本切のような形態の古今集は全く顕昭の与り知らぬところであって、顕昭本の勘物は転記されたに過ぎないとするものである。

この場合は、本切の勘物は他に類を見ないものであり、特に基俊本との校異を含んでいる故、重要な資料となるものの、本文との有機的な結びつきは期待出来なくなり、その面での価値は低下せざるをえないこととなる。

しかし、もう一つの考え方として、本文は清輔本系統でない

にしても、顕昭の手元には、清輔本系の本文を有する古今集しかなかったとは限らないのであるから、顕昭が手元にある古今集の一異本に自ら注記や校異を書き入れる可能性もありうるとすることも出来よう。この場合ならば、顕昭本系統とは言い難くとも、顕昭の与り知らぬ本ではなくなるのである。

しかしながら、この可能性は小さいのではないかと考える。本切には、顕昭の勘物として、作者の勘物や本文に関わる注記、更には本切特有の注釈が書き入れられている。

それらは何れも本来、本文と密接な関わりがあり、正しい本文と相俟って、十全な意味を持つものである。従って、幾ら心覚え、手控えとしても、別系統の本文の古今集にこれ程多くの書き入れを施すのは、やはり常識的には不自然であろう。

次に、本切の本文と注釈が齟齬している例をあげる。

だひ(ママ)しらず　　よみ人しらず

一七一わがせこが衣のすそをふきかへし

うらめづらしき秋のはつかぜ(かぜかな)（「はつかぜ」ニ合点）

（頭注）在二家持集一、但ワギモコガ、又アキノハツカゼ、凡家持哥十一首在レ之

（脚注）ワガセコガハ、ヲトコニモメニモワタルナリ、或ハワガセコトハ、ヲトコヲイフコトアレドコノ哥ハメヲイフトキコヘタリ、サレバコソ、コロモノスソヲフキカヘサセテウラメヅラシトモイヘ、ヲトコノキヌノスソフキカヘストイフベカラズ、□コノ哥ヲワギモコガトカケルコトモアリ

脚注は『顕注密勘抄』の顕注と行文が類似しているが、問題としたいのは頭注で、これは清輔本、顕昭本と同じである。但し、清輔本、顕昭本においては、本文第五句が「秋のかぜかな」とあり、それ故の「又アキノハツカゼ」という注であったのが、本切は第五句が「秋のはつかぜ」とあり、注と齟齬している。本文と注との関連が無視された一例である。

ともあれ、本切は本文と勘物が本来別々であった可能性が高く、もしそうであるなら、顕昭本と呼ぶのは正確でないことになるが、勘物はまぎれもなく顕昭のものと認められることから、今ここに置き、更なる検討を俟つこととする。

なお、本切の特徴的な本文は、主として顕昭本との比較を中心に注（30）に示したので参照されたい。

本切に独自異文が多いことは、既に田島氏が指摘されたとこ

ろであり、また、同じく田島氏御指摘の伝後鳥羽院宸筆本との一致も集成が進むことにより一層明らかになった。但し、巻により一致度に多少違いがあるかの如くで、同一系統とまでは言えないようである。その他では、定家本と一致する場合も散見され、清輔本中では、天理零本と静嘉堂寛親本との一致がやや目立つ。

何れにしても本文的に清輔本（顕昭本）系統とは言い難く、系統も不明である。

最後に本切に校合されている基俊本について一言する。

既に基俊本との校合によって書き入れられた歌に関して、黒川本の校合と一致しない点があることは指摘したが、その他、本文にも異同が認められる場合がある。

次に掲げるのは、八四「たまだれの」歌の脚注に書き入れられた当該歌の基俊本の詞書で、そのままの引用で校合でない数少ない例である。これを黒川本の校合と比較してみる。

（本切書入れ）

寛平御時ニウヘニサブラヒケルヲノコドモカメヲモタセテ中宮ノ御方ニ御ミキヲロシトキコヘケレバ、蔵人ドモワラヒテカメヲ御マヘニモテイデ、テモカケデカヘリキタリテ、サナムアリツルトカタリケレバキ、テ蔵人ドモノ中ニヲクリケル

基俊本押帋

（黒川本校合基俊本）

寛平御時うへのさぶらひにはべりけるをのこどもきさいの宮の御かたに御きみのおろしきこえにたてまつれたりければ、くら人どもわらひてかめをゝまへにもていでゝ、ともかくもいはずなりにければ、つかひかへりきて、さなんありつるといひければくら人のなかにをくりける（久曽神氏著書資料編上による）

後者は顕昭本への校異（傍線箇所）であるから正確を期し難いのは当然であるが、校異本文である傍線箇所も多く一致していないのは不審である。基俊本そのものが現存せず、校合本文によっている現状では、その本文を論ずる際には慎重さが要求されよう。また、本切の存在価値もその点にあるといえる。

おわりに

清輔本並びに顕昭本古今集について、以上縷々述べ来ったにもかかわらず、徒らに問題を紛糾させたに止まり、その解決の遠いことを嘆ずるばかりとなったことを恥じ入らざるをえない。

従って、本稿の論点を更めて要約することは敢て行わない。

また、黒川本が未調査である等、調査の不備も一、二に止まらず、それらについては、今後も力めたいと考えている。

新資料の発見により、問題が一挙に解決する場合もあるが、若干の疑義は解決しても、反ってまたより多くの疑義を生む場合が少なくない。現存の資料を出来得る限り丁寧に読み解くことも、その解決に寄与する筈である。本稿はその点に力を尽くしたつもりであるが、稿者の力不足、努力不足もあって、甚だ不満足な結果となった。

なお、前稿発表後、何人かの方から、口頭もしくは書信で、御教示、御意見を賜った。個々の問題については、それらの方々が、御論考等で発表された時点で、再考すべきものは再考し、お答えすべきものはお答えするつもりであるので、ここで言及はしないが、本稿における稿者の立場について一言述べさせて頂きたい。

それは、稿者が、現存の清輔本（顕昭本も含む）について、余りに静的にとらえようとしているかの如く理解されているのではないかという点である。

つまり、現存の清輔本が、清輔による発展段階のそれぞれを忠実に反映しているととらえ、目前の本文の比較のみによって分類しようとし、後代的変化や校合、本文の接触等の要素を軽視しているのではないかとする見解である。

そのような観点について、稿者は軽視するつもりはなく、本稿においても、それなりの配慮をしたつもりであるが、いささか性急に過ぎる論の展開が誤解を招く所少なしとしなかったかもしれない。

しかしながら、本稿でしばしば述べたように、異本歌の形態、各巻巻頭の歌数表示の方法、作者勘物の形式等において、初期の清輔本から後期の清輔本、更には顕昭本へと、まぎれもなく一貫した方向が認められ、細部に亘ればともかく、古写本の多い清輔本諸本は意外に原態を止めていると考えて然るべきと思われるのである。

一、二の例を挙げれば、天理図書館蔵零本の余りに少ない勘物は、あるいは省略されたものであって、量が少ないことが即ち最初期の伝本であることを意味しないとしても、前記の諸形式からして、初期の清輔本と見做す他なく、更に本文的に静嘉堂文庫蔵寛親本と近しいことが、それを補強すると考えられる。

また、宮本家本には、清輔自身の平治元年以後の追識語を存

しており、その年記は保元二年本より下るにもかかわらず、「ならのみかど」を誰に比定するかの一事を以てしても、永治二年本としての性格を保持していると考えられるのである。

本稿の如く、伝本研究の形をとるならば、結局、所与の伝本の形態と本文に執着せざるを得ないというのが、稿者の立場であることを述べさせて頂き、蕪雑な稿のとじめとしたい。

〔注〕

(1) 西下氏著書（二四九―五一頁）には保元二年本としてこの他に、土肥慶蔵博士蔵本（尊経閣叢刊の活字本において、尊経閣蔵本の切取り箇所を補うために用いられている）及び岡山池田家蔵本が挙げられているが、共に未見である。また小杉榲邨氏「貫之朝臣の真蹟といふもの」（「好古叢誌」〔第一編〕巻十一明25・11）には蜂須賀家所蔵の古筆古今集の奥書として保元二年本の奥書が全文引用されている。その他、改めて述べるが、一覧中に彰考館蔵抄出本として掲げた『題会之庭訓』『和哥会之次第』と合綴された保元二年本の作者目録と奥書のみの抄出本も存在する（巳二〇―〇七五六九）。

右のように保元二年本に関する資料は他の清輔本に較べて多い。

(2) 尊経閣叢刊の活字翻刻本は、判読不能箇所にまま字句が補われており、それらは、土肥慶蔵博士蔵本によるものと思われる。しかしながら、他の保元二年本との比較によれば、その補塡はかなり杜撰で、補塡し損ねたり、不十分な補塡を加えた場合が認められ、また、補塡箇所の明示もないので、活字本の利用には注意を要する。

(3) 巻九末尾のウラ丁の左端（ノド）の中央辺りに「和哥」と書かれているのは、切取られた次丁オモテ初行の内題の「古今和歌集巻第十」に対する訂正か傍書の文字と思われる。

(4) 古筆了珉の添状によれば、「奥書　青蓮院殿尊円尊道ノ内大形尊円ニ而可レ有二御座一候と奉レ存候」、「外題　大覚寺殿随庵御筆ニ而可レ有二御座一存候」とある。また、林十郎左衛門の「覚」には、畠山牛庵の極によれば「奥書ハ青蓮院尊道親王筆、外題ハ二条摂政康道筆」であると見えている。

(5) 西下氏著書二四七―九頁、久曽神氏著書研究編八九頁。

(6) この箇所は古今集本文に、歌順の異同があり、しかも、詞書、作者と歌本文との整合性に問題がある。

この点に着目して古今集の成立、改修論の立場から論じられたものとして田中喜美春氏「古今集所収亭子院歌合歌追入説」(「国語と国文学」平2・4)が存在する。

綿密精緻な論考で教えられる点が多いが、稿者にはこの箇所に関して、古今集諸本や成立にまで広げて論ずる用意がないので、本稿では清輔本内部の異同についてのみ考察の対象とすることとする。

(7) 前稿宮本家本の項で言及した六人部是香の校合書入れによって知られる建久五年奥書清輔本を是香の校合によって推定すると、歌序は㐅、㐆、㐇、㐈、㐉、㐊であり、宮本家本と一致している。更に、㐇の詞書を欠く点も宮本家本とのみ一致している。但し、㐊作者「つらゆき」を欠き、㐉作者は「つらゆき」を細書に書入れているという。従って㐊―㐉は本来全て「くろぬし」歌となる。

また、頭書勘物も宮本家本に一致している。

前稿にも述べたが、建久五年奥書本は、宮本家本と同一系統本とは考えられないが、本文的には二本のみの一致がしばしば認められ、この箇所も完全には一致しないが、最も近しい関係にある。

左記に是香の頭書注記を参考のため引用する。

按ニ、(隆)阝本良風ノはる風は云々ノ次ニ題ハナクシテタヾくろぬしトバカリアリテ、春雨のふるは涙かノ哥ヲ入、次ニ、ひえにのぼりて□ハシガキノ哥入タリ、按ニ、みつねノ雪トノミノ哥ハ阝本ノ如ク、上友則ノ前ニ入タルゾヨロシカルベキ、ソハ同ジハシガキノ重複スベキイハレナケレバ也、又黒主ノ哥ヲコヽニ挙タルハワロシ、サテハ良風ト一座ニテヨメル哥トナリテ、雨中ノ哥ナレバ良風ノ哥ニカナハズ、コハ今本ノ次第ゾヨロシカルベキ、サテ阝本ノ次第并二ツノ貫之ノ名ナケレバ、春雨のふるは云々、山高み云々、桜花散ぬる風の云々、此三首黒主ノ哥トナレリ

(8) 毘沙門堂本『古今集註』の巻末には仁平四年清輔本奥書をはさんで前後に二種の目録が付載されている。それらのよりどころを確定することは難しいが、奥書の前に存在する簡略な目録が仁平四年本のものであり、後に存

在する歌人別入集歌数を含む詳細な目録は保元二年本のものではないかと思われる。仁平四年奥書の次にある「号イ本ニ御本ハ新院御本也」の肩注「イ本」が以下の目録全てに及び、この異本は保元二年本ではないかと考える。なぜなら、この目録は注記等の些細な点を除き、形式や歌人の排列が保元二年本の目録と一致しているからである（僅かに、庶人中、万男、忠臣の二人と女の中、小町姉の一人、計三人が書き落しを補ったかの如く、各項末尾に回っている）。

この目録においても、有朋以下四人は所定の位置に存在している。

（9）従来の翻刻本が傍書を朱書とするは誤り。

（10）尊経閣文庫本の特徴ある異文を掲げる。前稿の場合と同じく、上段が本書、下段が他の清輔本で、後者は上冊部分は穂久邇文庫本、下冊部分は伏見宮旧蔵一本を用いる（代表しえない場合、破損の場合等は宮本家本以下を用い、その旨注記する）。また、本書と同一本文の伝本がある場合は略号で示し、定家本は伊達家本を用い、本書と一致する場合にのみ注記する。

仮名序「延喜五年四月十八日」ノ注　重案ル之ニ人〳〵ニ召ニ古哥ニ事ハ以前也、不レ注レ之、各所レ進之哥を合テ令レ撰ル初日四月十八日にて有歟、貫之集詞叶ニ此議ニ歟（尊独自注）、二五　たてまつりける—たてまつれる、三六　東三条大まうちきみ—東三条の右の大まうちきみ、三八　きみなくて—きみならて、六二　やよひ（穂）—やよひに（宮ニヨル、金「ニ」朱ミセケチ）、六八脚注　集云哥合時（尊独自注）、巻二部立　春和哥下（穂）—春哥下（宮ニヨル）、一〇八　よみける（朱ヨメル）—よめる（朱ヨミケル）、一一七　まうてたりける（定）—まうてたりけるよ、一七三　いなはもそよと（曼「ソヨキテイ」朱傍書）—いなはそよきて、一七四　きみかへらは—きみかゝへらは、二四七頭注　在ニ人丸集ニ（曼伏天）—在ニ猿丸集ニ、二六八　ありはらのなりひら—在原のなりひらの朝臣、二七三　ふきあけのはまに—ふきあけのはまのかたに、二七三　われはへぬらん—われはへにけむ、二七四　もとにて人の（お）—もとにて人のひとを、二八〇　うつしうゑたりける（ゝ）を（定）—うつしてうゑたりけるを、三五　冬そさひしさ（穂定）—冬そわひしさ（宮ニヨル）、三八　つきてふらなん（或本きえてあらなん）—傍書ナシ、三五七　詞書ノ末ニ「春」

ナシ（定）—「春」アリ（伏「春」ヲ朱ミセケチ）、三七五
このうた—この哥は、三八九　よめる（曼）—よみける、四〇二
おつるなみたに—おもふなみたに、四一〇　たひのこゝろ
よまん—たひの心をよまむ、四一八　いたるといふこゝろ—
いたるといふ心を、四六六　そこはしらなん—そこはしられ
む、四九二　おとにもたてし（伏一）—をとにはたてし（宮
ニヨル）、五〇八　ものおもふころ—ものおもふころを、五二四
ありやする（静伏一）—なりやする（宮ニヨル）、五三五　た
のめつゝ—たのみつゝ（宮ニヨル）、異本歌6　カハセニ
ウカフ—かはせになひく（宮ニヨル）、五八九　やよひはかり
（宮）—ヤヨヒハカリニ（伏ニヨル）、巻十三部立　恋哥三
（静宮定）—恋三（伏天、伏一「恋。哥（朱）三」）、六一六　そほふりた
りける—そほふりける、六一八　かへし—かへしによめる、
六四九脚注　或本云、此哥或人天智天王ノアフミノウネメニ
タマヒケルトナムイヒツタヘタル、此事尤不審也（尊独
自注）、六五七　おもひのまには—おもひのまにま、六八一　み
ゆとはみえし（いは）—みゆとは見えし、七〇三　あめのみかとの
うねへに（メヽ）—あめのみかとのあふみのうねめに（宮ニヨ
ル）、七〇五　よめる—よめりける、七〇八　しほやくけむり—
しほやくけふり、七一八　まつそかなしき—まつそこひしき
（宮ニヨル）、七二〇　こゝろあるとや（零宮定）—こゝろある
ことや、七四九　藤はらのかねすけ（天）—藤原かねすけの朝
臣（宮ニヨル、伏「ノ朝臣」墨ミセケチ）、七五二　しりなから
（伏一）—いひなから（宮ニヨル）、八〇七　よをはうらみし（ヒト）
（宮定傍書ナシ）—人はうらみし、八一二　なへてくさきの—
なへてくさはの、同　いろまさりけり（カハ）—いろかはりけり、
八三三　（み）ゝまかりにける—みまかりにける時、八三三　かむつ
けのゝみねを（零）—かんつけ（む）のみねを（宮ニヨル）、八三七
みまかりにけれは—みまかりにける時（零静「ミマカリニ
ケル」）、八四七　ふかくさの御かとのときに—ふかくさのみ
かとの御時に、八五三　ありし前栽—ありし前栽も、八六一　よ
はくなりにける時に—よはくなりける時、巻十七部立
雑歌（伏一「上」朱補）—雑哥上（宮ニヨル）、八六九　あやおく
るとて（零静宮）—あやをゝくるとて、八八五　あきらけきこ
のみはゝ（宮）—あきらけきこのみこをはゝ（零「アキラケ
イコノミ。ハ、」、天「あきらけきこのみこをはゝ」）、
九一六　まかれりける（リタリ（朱））時に—まかれりける（リタリ（朱））とき（他本朱ミセ
ケチ符号ナシ）、九二四　吉野のたきにて（静）—よしのゝた

きをみて（宮ハ詞書欠）、九六九　よふくるまてに（静）―よふくるまて（宮ニヨル）、九七〇　まかりはへりけるに―まかりてはへりけるに、九七二　このうた―このうたは、九七八ゆきとつもらは―ルトイ本（朱）傍書ナシ、九八五作者「よしみねのむねさた」同脚注「或本此哥宗貞之（ママ）、目六又叶レ之、本失歟」―作者同（零静宮天定）、作者ナシ（伏）、欠丁（伏一）―注アリ（宮伏天）、注ナシ（零静）、欠丁（伏一）（作者、注トモニ存スル本書宮天ハ矛盾スル）、九九二　おむなともたちと（ニ（朱））（伏一）―女のともたちと（宮ニヨル、他本「の」ナシ）、九九三　めされてはへりけるに―めされてはへりける時に、同　よのなかきうへに―よなかきうへに、九九四人おし。りて（あひし）―人をあひしりて、一〇〇三　たてまつりける―たてまつれる、同　なみのしわかや―なみのしわにや、一〇〇五　としのをあまたも―としをあまたも、一〇六七　さるやまのかひにさけふかう（伏一）―「かう」ナシ、同　たいにして―たいにて、巻二十巻頭頭注　如二目録一合千九（ママ）首也、而如二此本一千百首也、恋第一部無名歌一首過歟（朱）―コノ注アリ（伏天、「千九首」ト誤ルモ同ジ）、コノ注ナシ（零静宮、伏一落丁）、一〇七三脚注　但御本ニモシツハヤマ（朱）―コノ注アリ（伏一伏、但頭注）、「但御本シハツ山」トスル（天）、コノ注ナシ（零静宮）

(11)　本書には、筆者を久我通宗（通親男、建久九年〈一一九八〉薨、三十一歳）と極めた当時の所蔵者丁野遠影宛明治廿二年六月廿七日付岩倉具綱書簡並に、大正六年のものかと思われる密山高蔭（不詳）の大口周魚宛書簡が付されている。高蔭の書簡は一部破損している上、難読であるが、当時の所蔵者らしい。

また、岩倉具綱書簡の封筒及び別紙二枚に記された考証は大口周魚の筆蹟で、久我通宗の履歴の他、丁野遠影について「丁野氏ハ土佐高知藩出ニテ容堂公ノ待（ママ）タリ、司法〔修史〕ナリ、又行政官トモ転ズ、晩年ヲ郷里ニ養テ終ル、明治四十年以後ニ没セリト思フ」と注している。遠影は土佐藩儒で漢詩人の丁野丹山のことで、大正五年十月十八日没、八十六歳。岩倉具綱は具視の長子、宮中顧問官に任ぜられ、大正十二年十月十六日没、八十二歳（何れも平凡社『新撰大人名辞典』による）。

なお、本書の紹介者久曽神氏が、本書を伝世尊寺経朝筆とされたのは、前記別紙において大口周魚が「下集ハ

散佚シテ各手鑑ニ貼シアル(ママ)、世尊寺経朝ト古筆了岷(ママ)ノ札ヲ見ル」とするのによられたもので、岩倉具綱が久我通宗筆としたのと同じく古来の極めが存在する訳ではない。本稿の表示はそれに倣ったに過ぎない。

(12) 本書に樋口光義の前述の論考(或いは光義自筆草稿か)が添えられているのもそのためであろう。

光義はその論考中で「古抄本ノ方ハ古人ノ校合モ無ク小野宮証本ノ真面目ノ儘ト見ユ同ク巻首ニ通宗端書アリ此端書ノ事袋草岳ニハ被書表紙トアルハ原本巻子本ニテ表紙ノ裏ニ書カレシナラン此本ハ粘葉即チ胡蝶装ナリサレド書体ヲ見ルニ疑ヒナキ七百年間ノ抄本ナリ唯惜ムラクハ下巻欠ケタリ又此本ノ序ノ註ハ仮名ニテ細字ヲ以テ本文ニ入レズ上下ニ書ケリ全ク書キ入レノ体ナリ」と述べている。この記述は本書と符合する(「粘葉即チ胡蝶装」が今の「綴葉装」であることは想像に難くない)。

ただ一点、気になるのは「古人ノ校合モ無ク小野宮証本ノ真面目ノ儘ト見ユ」とある点である。光義当時、既に本書に後人の書入れがあったことは間違いなく、それを無視して「古人ノ校合モナク」とするのは不審とも考えられる。

しかし、この疑問も、「古人ノ校合」とは基俊本との校合をさすのであり、室町末近世初ころの書入れはそれには当らないとすれば散じられよう。

(13) 秋永氏著書には天理家隆本の「みそなはし」に声点の記載がないが、伏見宮旧蔵本、本書と同じく「上上○○○」の声点がある。

(14) 穂久邇文庫本の特色ある異文を示す。掲出方法は前と同じく、上段に本書を、下段に原則として尊経閣文庫本を示す。今回は定家本の他、六条家本も本書に一致した場合は、注記した。

仮名序　人まろかめには—人まろかめに、同　山。へノ(朱)の(伏)—山のへの、同　くれたけのよゝに(定)—くれたけのよに、同古注　康秀歌ノ後ニ「此康秀哥此本書落、仍□(予カ)追書入」ト注アリ、同　すてたまはぬあまり—すてたまはぬあまりに(伏「ニ」補入)、同　御書。のあつかり(朱)(伏天)—御書のところのあつかり、同　あをや(朱)。きのいと—あをやきのいと、同　まつのま—まつのは、

六　はなとやみらむ(宮定)—花とやみえん、七　さきの

おほいまうちきみ（六）―さきのおほきおほいまうちきみ、九　きのつらゆき（宮定六）―つらゆき、二四　哥合によめる（曼定六）―うたあはせに、四六　袖につゝみて―そてにうつして、五八　。よめる（曼金伏、定補入ナシ）―みてよめる、巻二部立　春和哥下（尊）―春哥下、七四　ちらすして―ちらすとて、七六　あひしりける―あひしりて侍ける、七九　山のさくらを（曼天定、伏「ノ」朱ミセケチ）―山さくらを、八〇　わつらひ。ける（伏、曼定朱補入ナシ）―わつらひはへりける（金「ハヘリ」スリケシ、朱本行書入）、八六　さくらの（天定）―さくらのはなの（曼伏「ハナノ」朱補入）、九三　いたるいたらぬ（金伏天）―いたりいたらぬ（諸本傍書ナシ）、一〇三　。もとかた（曼金伏）―ありはらのもとかた、一二脚注　十七首、出羽国郡司女、如衰形伝以玉造氏也、小野住所名歟（曼）―十七首、出羽国郡司女、一二五　女ともの（伏、曼ミセケチ符号ナシ）―女の、一一七　ゆめのうちにもはなそちりける（定）―ゆめのうちにそはなもちりける、一三三　あめふりけるに（天）―あめのふりけるに、一三五　このうたは（曼天）―この哥、一四四　ならのいそのかみにて―ならのいそのかみのてらにて、一八二　なぬかのよ―なぬかのよの、一九七　かなしかるらむ（定六）―わひしかるらん、一九八　わかねぬとこや―わかねぬことや、二〇九　なきつるかりか（宮）―なきぬるかりか（天「なきつるかりか」）、二三二　御哥なむまうす―御うたとなむまうす、二三九　きてぬきかへし―きてぬきかけし、二四二　かなしかりけり―わひしかりけり、二四六　はなのひともと―はなのひもとく、二四七頭注　在猿丸集（宮）―在人丸集（尊曼伏天）、二五五　おなしえに（曼六、宮伏天「おなしえに」）―おなしえを、二五六　いし山のてらに（伏天六）―いし山てらに、二六二　もみちしにけり―うつろひにけり、二六五　こほの山辺を―さほの山へを、二六九　きくの花。（伏曼「ヲ」朱傍書）―きくの花を、同　つかうまつりたりける―つかうまつりたりけるなり（宮伏天「つかまつりたりけるなり」）、二九七　まかれりける時よめる―まかれりける時によめる、二九八　かねみのおほいきみ（六「かねみねのおほいきみ」）―かねみのおほきみ、三〇二　たれかしらせむ―たれかしらまし、三〇九　きたの山に―きた山に、三三五　ふゆそさひしさ（尊定六）―冬そわひしさ、三三三　は

なそまきける―はなそさきける、三五　なりまさるらし（後人「らし」ヲ「なり」ニ改竄）―なりまさるなり、三三　よしのゝわさに（ゝゝ）―よしのゝさとに、三五　ゆきのふるをよめる―雪のふれるをよめる（伏「レ」朱傍書）、三六　御（カノ朱）おはに（曼、伏「カノ」朱傍書）―かの御おはに、三七　おくらさめやは―おくらさむや（メ朱）は、三八　みちのくのすけに（曼伏定）―みちのくにのすけに、同　まかりける。時（朱）に（曼伏）―まかりけるときに、同　あひとふる―あひそふる、三九　人のむまのはなけ（ゝゝ）にて―人のむまのはなむけにて、三九作者注「この本ナシコト本ニアリ」ナシ（伏天）、三九二　あるかひも―あるかひは、三九三　山に（ヒエ朱）（曼ゝ朱）伏、天ミセケチ符号ナシ、定六「山に」）―ひえに、三九八　かねみのおほいきみ（六）―かねみのおほきみ、三九九　かねみのおほいきみに（六）―かねみのおほきみに、四〇二　かきつくし（六、曼「クツシイ本」ト朱傍書）―かきくら（朱）つし（伏天左右朱書ナシ、宮定「かきくらし」）、四〇六脚注　年七十二―年七十三（伏天、宮ハ不記）、四一七　たちまのくにへ（六）―たちまのくにのゆへ、四一九　みこのうたを（宮）―みこゝのうたを、四二四　なかれたる（六「なかれたる」）―みたれたる、四四八　カラハキ（定）―題唐萩（カラハキ朱）、四五一　「たゝふさかもとにはへりける」ナシ、同　「正本」ナシ（伏天定六）、異本歌4　ミヤコシマ（定六）―みやこへしま、四六二　ゆきかたのなき（六）―ゆくかたのなき、四六八　よめる（六）―よみける

（15）　穂久邇文庫本の書入れを内閣文庫蔵『古今和歌集註』〔室町末近世初〕写二冊、静嘉堂文庫蔵『十吟抄』〔江戸中期〕写四冊（最初の二冊が真の『十吟抄』）と比較する。

一「としのうちに」歌注

穂久邇文庫本書入（以下「穂」と略称）

（詞書）立春日内宴トテ碩儒等参内シテ奉二詩賦一也、我朝ニモ円融院ノ比マデハ被レ行、此歌ハ宇多醍醐之比ノ歌歟

（としのうちに）年字四有、上古ハ病トセズ

内閣文庫蔵『古今和歌集註』（以下「内」と略称）

ふるとしに春たちける日よめる

立春日内宴とて碩儒等参内して奉二詩賦一也、我朝にも円融院比までは被レ行、此哥宇多醍醐之間内宴歟

在原元方業平孫棟梁息也入哥十四首

年のうちに春は来にけりひとゝせを
こぞとやいはんことしとやいはむ
年字四字有レ之、上古病とせざる歟
静嘉堂文庫蔵『十吟抄』（以下「静」と略称）
ふるとしに春たちける日よめる
立春の内宴とて碩儒等参内して詩賦を奉る也、我朝ニハ円融院の御時までは行はれき、此哥は醍醐朱雀の間の内宴歟
在原元方
年のうちに春はきにけり一とせをこぞとやいはんことしとやいはん
此哥□年の字四有、昔は如レ此事不レ為レ病歟
この比較からだけでも、穂久邇文庫本の書入れが、両書と密接な関係があることがわかるであろう。しかも、内閣文庫蔵『古今和歌集註』により近そうであることも見てとれるが、この点は、以下の如き例で更に明らかとなる。
三「やまかぜに」歌注
穂
（詞書）宇多天皇、光孝第三皇子、母班子、式部卿仲野親王女、治世九年、寛平九年譲位、昌泰元年出家、承平元年崩六十五、又号ニ亭子院一
后宮、号ニ七条后一、照宣公女、延喜帝御継母、哥合事此比ヨリ始ル、昔ノ歌合ハ男女方ヲワカチテ其方ノ人時□
哥ヨミヲ相語テ哥ヲ詠ゼシメテ方ノ人アツマリテ撰定シテ番ノ数ニ随テ能書ヲシテ令レ書テ当日ニ出ス也、講師是ヲ読シ也、或ハ風流ヲシテ洲浜ヲ造リテ其木草ヲ金銀ニテ造テ花葉ナドニ歌ヲ書ク事モアリ、白川院御時マデハ此事アリ
（やまかぜに）谷当本、或山、不レ用、毛詩、谷風ハ東風也、東風解レ凍心也
内
寛平御時きさいの宮の哥合うた
宇多天皇、又号ニ亭子院一、后宮、号ニ七条后宮一昭宣公女温子
宇多天皇、五十九代光孝第三皇子諱定省、治九年、母班子、式部卿仲野親王女、貞観九年五月五日誕生、元慶八年四月十六日為ニ源氏一任ニ侍従一、仁和三年八月廿五日為ニ親王一、同日為ニ太子一、同日受禅廿一、同十一

月十七日即位、寛平九年七月五日譲位、治九年也、昌泰元年四月十日出家、法名金剛覚、承平元年七月十九日崩六十五

后宮哥合、七条后宮ハ寛平后也、照宣公基経御女也、哥合事此時分ヨリ始歟、昔哥合ハ先男女ヲ分テ其方人ノ中ヨリ時哥読ヲ相語テ哥ヲ詠ゼシメテ方人アツマリ哥ヲ撰テ番ノ数ニ随テ時ノ能書ヲシテ其哥ヲ令レ書其日臨テ講師是ヲ読テ合スル也、或ハ種々風流ヲシ洲浜ヲ造テ草木ヲ栽金銀ニテ花葉ヲ造、此花葉ニ哥ヲ書事モアリ、大営事也、白河院御時マデハ此事アリ

源まさずみ当純、一首、近院右大臣能有男時少納言従五位上

谷風にとくる氷のひまごとに

毛詩註、谷風ハ東風也、月令東風解レ氷、はつ花、定家はたゞをしなべて花を云当説、家隆ハ頻梅花也云々

静

寛平の御時后の宮の哥合のうた

寛平は宇多天皇也、此女院は昭宣公基経の御女也、此注の女院不レ得ニ其意一、女院は陽明門院より始也

源まさずみ当純、近院右大臣の男也、時ニ少納言と云

谷風にとくる氷のひまごとにうちいづる浪や春のはつはな

此初花定家卿説は桜也、家隆卿説は梅也、毛詩の注は谷風は東風、月令ニハ東風解レ凍と云也

この比較で明らかになるように、穂久邇文庫本の書入れは、静嘉堂文庫蔵『十吟抄』より、内閣文庫蔵『古今和歌集註』に近似している。

また、書入れは本文の異同にも言及しており、おそらく依拠した注釈書本文によって校合を加えたものと思われる。その本文は定家本系統である。

更に、本来存在した仮名序の声点とは別に、書入れに伴う声点が巻一―十に施されており、注釈書には声点の指示もあったと考えられる（比較している両注釈書に声点の指示はないので、注釈書と共に、声点は師説を受講したと解せられなくもない）。

以下、本書の書入れの殆んどは、内閣文庫蔵『古今和歌集註』にかなり近以する注の引用であるが、ごく稀に、内静共に見えない注もある。

二「そでひちて」歌注

穂

（そでひちて）三季ヲヨメル哥也

（はるたつけふの……）礼記月令ニ東風解レ凍ト云心也

内

紀貫之九十或七九首、内長一旋一、于レ時御書所預後為ニ木工頭従五位上ニ、童名内教坊阿古久曽

袖ひちてむすびし水のこほれるを

春たつけふのかぜやとくらむ

むすびし夏、こほれる冬、春たつ春也、袖ひちて、ひたしと云也、故人好詠歟、此集多有レ之、後撰には少し、今世不レ可レ詠之由定家卿口伝有レ之、俊成庭訓也、春立けふの風やとくらむ、月令東風解レ凍と云心也

静

春たちける日よめる

紀貫之先祖委ハ不レ見、官位ハ序ニ注レ之

袖ひちてむすびし水のこほれるを春たつけふの風やとくらん

袖ひちてはひたして也、古人此詞好詠ずるにや、此集におほく見ゆ、後撰ニハ少し、今の世には不レ可レ詠レ之とぞ戒られしと定家卿口伝ニ在レ之、俊成の庭訓也、春たつけふの風やとくらんとは月令に東風解レ凍と云心也

この箇所、内の「むすびし夏、こほれる冬、春たつ春也」を要約して、「三季ヲヨメル哥也」としたとも考えられるが、他の部分の引用方法からして、言い代えや要約は行わないのが通例なので、一致していないとすべきであろう。

とにかく、穂久邇文庫本の書入注は内閣文庫蔵『古今和歌集註』にかなりよく一致するが、完全には一致していないといえよう。

穂久邇文庫本の書入注については、まだ述べるべきことがある。

なお、以下、比較の対象としては、内閣文庫蔵『古今和歌集註』に絞ることとする。

三番歌の作者「紀貫之」に加えられた内閣文庫本注の割注に注目したい。穂久邇文庫本における作者の勘物（清輔本本来のもの）は左の如くである。

九十九首七（朱）

其中短哥一首、旋頭哥一首、于レ時御書所預、後為ニ従

五上木工権頭一、童名号二内教坊阿古久曽一

両者はかなりよく一致しており、内閣文庫本注は清輔本古今集の勘物から影響を受けているかに思われる。作者勘物は『古今和歌集目録』などによって、両書が共に引用すれば、相似たものとなることが予測されるが、内閣文庫本注の「九十或七九首」は「九十九首」の誤りであることが明らかであり、この書き方は、この注が清輔本古今集勘物を経た可能性が高いことを示しているといえよう。

この他にも、主として作者勘物において、内閣文庫本注は清輔本古今集勘物の影響を伺わせる点が多い。

この事実は、既に後述の鳥井千佳子氏論文によって指摘されるところである。

ここで、書入注ははるかに後代のものであるから、本書に関係を有しない筈であったのが、初めて関係を生ずることになった。

なぜならば、本書の書入者は、清輔本の作者勘物を書入注の作者注記によって校合し、字句を改めたり、加えたりしているからである。

内閣文庫本注の作者注記は元来、清輔本古今集の勘物に源を発すると言っても、注釈書としての流伝発展の間に、所々に字句の異同が発生しており、それによって本書の勘物に手直しを加えれば、当然のことながら、本書の勘物は原型を失うことになるのである。

以下二、三の例を挙げる。(補注2)

一〇「藤原ことなほ」注

穂

一首、目六云、言直、昌泰三―任二因幡一ヲ掾一、内竪頭、従五下。安絶男 下道(別筆)

内

ふちはらのことなお言直一貴(ママ)掾イ(ママ)

下道安縄男、時因幡守、従五位下、昌泰比人也

穂久邇文庫本の別筆「下道」は恐らく内閣文庫本注によって注の書入れと同時に加筆されたと考えられる。

三六「東三条の右の大まうちぎみ」注

穂

一首、目云、源常、嵯峨天皇第三子、母飯高氏、承和七―任二右大臣一、十一―任二左大臣一、今東三条本主也、(以

下別筆）斉衡元薨

内

東三条の左のおほいまうちぎみ一首、東三条、二条町

源常、家方にはつねとよむ

嵯峨第三御子、承和七年右大臣、同十一年左大臣右大将、斉衡元年薨、四十七

四〇四「むすぶての」歌注

穂

人丸哥云、むすぶてのいしまをせばみおく山のいはがきしみづあかずもあるかな（以下別筆）此哥ヲ本哥ニシテヨメル歟、貫之第一詠哥ト云〻

内

人丸哥にむすぶ手の石まをせばみ奥山の岩がきし水あかずもあるかな、是を和哥（ママ）にしてよめる歟、この哥貫之第一詠哥云〻

以上、二、三の例を挙げたのみであるが同様の例は数多い。その多くは、一見して、本来のものと、後人別筆とを区別することが出来るが、中には擦り消して改めたため、本来の字句が判続し難くなったもの、行末に一、二字を書き加えたため、ともすると別筆であることを見落し勝ちの箇所等もあり、注意を要する。

さて、以上で書入注の性格は明らかになったが、以下少しく余談となるが、書入注に極く近似した内閣文庫蔵『古今和歌集註』（以下「内閣注」と略称する）の性格につき一言したい。

内閣注は既述の如く片桐洋一氏により、静嘉堂文庫蔵『十吟抄』と共に紹介され、いずれも親房注の影響が認められるとされ、更に内閣注には頓阿が後光厳院に奉った注が基になっているととれる奥書が付されており（難解で明確に意がとれない）、その点に注意を喚起された。

ところが、その後、鳥井千佳子氏「頓阿の「古今集注」追尋」（「鴨東論壇」1昭60・7）によって、泰昭集成の古今集注釈書である所謂『永正記』に「頓阿注」「頓阿記」などとして引用される注が、この内閣注と一致することが指摘され、内閣注こそこの「頓阿注」であり、頓阿の古今集注釈の実態を知りうる資料として、その重要性が説かれるに至った。

鳥井氏の発見は重要なものであり、内閣注の重要性を

高めるものではあるが、稿者はその結論に一抹の疑問を抱いている。

それは、『永正記』が引用する「頓阿注」「頓阿記」と当内閣注が、表記に至るまで、余りにも一致し過ぎるような気がするからである（「頓阿」と表示のないまま、『永正記』が引用する場合もあるようである）。

つまり、危惧するのは、『永正記』が引用する「頓阿注」は内閣注そのものであって、泰昭がそれを頓阿の注と認定した根拠は奥書のみであったのではないかということである。

勿論、現存の内閣文庫蔵本の書写年代は永正までは遡らないと思われるから、現存本と同一内容、同一奥書を有する古今注という意味である。

『永正記』が引用に際して「頓阿注」を「後光厳院へ注進頓阿注」と述べているのも見方が分かれようが、内閣注の奥書に余りにもつき過ぎているように感ぜられる。

内閣注の甚だわかりにくい奥書を読む限りでは、内閣注は仮に頓阿の注釈が基になっているとしても、かなり手が加えられているという印象を受ける。

にもかかわらず、『永正記』引用の『頓阿注』は余りにも内閣注に符合し過ぎるのである。

しかも、内閣注は内容的にもいささか無批判に諸説を集成している感がある。

以上が一抹の疑問である。

但し、この不安が現実のものとなり、『永正記』引用の「頓阿注」が内閣注そのものに他ならず、しかもその根拠が奥書のみであったとしても、内閣注が頓阿の古今集注と何らかの関係を有する可能性は、その奥書を信ずる限り十分存在する。

従って、内閣注の重要性は依然として失なわれないことになろう。

ここで申し述べたかったのは、内閣注が頓阿の注釈であるとする前提から出発するのは危険であり、今一つ慎重になるべきではなかろうかということである。

(16) 川平ひとし氏「冷泉為和改編本『和歌会次第』について―〈家説〉のゆくえ―」（「跡見学園女子大学国文学科報」12昭59・3）、同氏「清浄光寺蔵冷泉為和著『題会之庭訓并和歌会次第』について」（「跡見学園女子大学紀

要」23平2・3)。

(17) なお、嘉応元年(一一六九)清輔に古今集の書写を命じた人物は何人か明らかではないが、同年、清輔は摂政藤原基房(当時二六歳)に『和歌初学抄』を奉っており(同書奥書中の「殿下」は摂政基房をさすにふさわしく、また当時の基房、清輔両人の動静からして『和歌初学抄』が基房に奉られたことは確実である)、古今集もあるいは基房に奉られたものかもしれない。左に両書の奥書を並記しておく。

古今集(伏見宮旧蔵一本)奥書

嘉応元年十月日書写之

依仰雑筆等如本書付了、老眼之間筆跡弥狼藉、後見有恥〻〻〻　散班清輔

和歌初学抄(天理図書館蔵伝二条為氏筆本)奥書

嘉応元年七月日依殿下仰抄出之

(後略)

(18) 六四九と異本歌8の間は連続しているか否か不明である(後述異本歌の項参照)。

(19) 伏見宮旧蔵一本の特色ある異文を掲げる。上段が本書、下段が尊経閣文庫本である。今回は朱校にかかわる部分が多く、諸本の異同も多いため、原則として尊経閣文庫本を示すに留め、それ以外は顕昭本(殊に伏見宮旧蔵本)との比較に重点を置くこととする。

四七六　むかへにたてる(たてたりける(朱))(伏「ムカヒニタテル」)—むかひにたてたりける(タリケ(朱))、四九三　ありといふを(てふ(朱))(伏「アリトイフヲ」)—ありといふお、四九六　いろにいてぬへし(なむ(朱))(伏)—いろにいてぬへし、五〇二　なりにけらしな(も(朱))(伏天傍書ナシ)—なりにけらしも、五〇八　ほのうへをてらす(伏天定)—ほのうへてらす、五五〇　あはゆきの(ワ(朱))(天)—あはゆきの、巻十二部立　恋。二(哥(朱))(伏朱右傍書)—恋哥二、五五六　つかはせりける(ハ(朱))(宮伏天)—つかはしける、五七三　みなあわな(〻〻(朱))りけり(伏)—みなはなりけり、五八八　こひぬまは(〻〻(朱))—こえぬまは、五九八　なみたかは(に或)(尊)—傍書ナシ(諸本)、巻十三部立　恋。三(哥(朱))(伏天「恋三」)—恋哥三、六一六　やよひのついたちより(ニ(朱))(定、伏「ヤヨヒノツイタチヨリ」)—やよひのついたちに、六三三　あしたゆく(〻〻)—あしたゆく〻る、六三三　しのひなるところなりけれは(伏天定)—しのひなりけるところなりけれは、六五五　みるめのそこに(ウラ(墨。朱合点))(宮尊)

—ミルメノソコニ（零伏天）、六七三　みつあさみ（伏「ミツ。アサミ」）—みつおあさみ、六七七　みちのおくの（天、伏「ミチノオクノ」）—みちのくの、六六八　寛平御時に（零伏天、尊「ニ」片仮名傍書）—寛平御時（静宮定）、六九〇　いさなひに—いさよひに、六九一　そせい—そせいほうし、七〇四　ことそ夏のゝ—ことは夏野の、七〇五　。しりて（伏）—あひしりて、同　よめりける（宮伏天定）—よめる、同　ふるそまされる（伏天）—ふりそまされる、七〇六　つかはしける（伏）—つかはせりける、七〇七　ありといふものを（伏「アリトイフモノヲ」）—ありてふものを、七一〇　こゝろあることや（伏天）—こゝろあるとや、七一四　みちのおくの（伏天朱ミセケチ符号ナシ）—みちのくの、七一五　（前欠）ひかたかりけれは（伏天「アヒカタカリケレハ」）—あひかたくありけれは、七一七　又のとしの。（伏天朱補入ナシ）—又のとしのはる、異本歌11　ワカナサラスナ—ワカナモラスナ、異本歌12　カヘシ—御カヘシ、七二三　きこえこさらむ—きこえさるらん、八一三　こともしりぬれ（天「こともしりぬれ」）—事もしりけれ、巻十六部立　哀傷哥（「哥」朱補、伏「哀殤哥」）—哀傷哥、八一九　みまかりにける時に（伏、零静ミセケチ符号ナシ）—みまかりける時に、八一八　きのとものりか（静伏天定）—とものりか、八四一　山てらに（伏尊）—諸本傍書ナシ、八四七　なれつかうまつりける。（伏）—なれつかうまつりけるお、同　よに。（伏天補入符号ナシ）—よにも、同　かうふたまはり。なと（伏）—かうふりたまはりなと、八五四　。をくりける（伏、零静朱補入ナシ）—かきておくりける、八五七　かのみこ。（定朱補入ナシ）—かのみこの、巻十七部立　雑歌上（「上」朱補、伏、尊「雑歌」）—雑哥上（諸本）、八七三　かはらの左のおほいまうち君（伏、静定ミセケチ符号ナシ）—かはらのおほゐまうち君、八七五　けむけい法し（「法し」朱補、但現在ハ抹消サレ痕跡ノミ、原態伏ニ同ジ）—けんけい法師（「法師」墨ノ上朱書）、八九一　すゑをもみ（静宮）—すゑおゝもみ、八九七　ものにしてあらねは—ものにしあらねは、九一八　まかりける時。（伏天定朱補入ナシ）—まかりける時に、九二四　ゝる人もなき（尊伏）—諸本傍書ナシ、九二七　ぬしなくて（静尊、零傍書「ウ（朱）」）—諸本傍書ナシ、九三〇　屏風のゑ（伏）—御屏風のゑ（「御」墨ノ上朱書）、九三六　しかありとて（伏、天ミセケチ符号

ナシ）―しかりとて、九三八　いひにやれりける（伏、宮天ミセケチ符号ナシ）―いひやれりける、九四二　ゆめともいはす―ゆめともしらす、九四三　をむなの（伏、天本行「おむなの」）―女の、九四三　をむなの（伏天）―女の、九四五　たいしらす（朱）―諸本墨書（尊ノミ「たいしらす」）、九四六　ともたちのひさしうまうてこさりける（以下欠、朱小字書入、尊ト同ジ、宮ハ墨小字書入）―詞書本行（零静伏天）、九八六　やとれる時によめる―やとれりける時によめる、九九二　をむなともたちと（尊）―諸本左右朱傍書ナシ、同　橘のくすなほかむすめ―みちのく　橘のくすなほかむすめ、九九三　さけたうへける。に（伏）―さけたうへけるつひてに（尊ノミ「さけたうへける。つひてに」）、九九四　たい。よみ人しらす―たいしらす　よみ人しらす、同　かれやうに―かれやうにのみ、一〇〇一　おもひはふかし（本行朱合点）―思はふかく、一〇〇二　あはれといふ（伏、零「アハレトイフ」、天左右朱傍書ナシ）―あはれてふ、一〇〇三　ありきといふ（伏、零天ミセケチ符号ナシ）―ありきてふ、同　これにそはれる―これにそはれる（伏「コレニソハセル」本行朱合点、零静天「コレニソハセル」、猶尊伏天ニハ「御本ソハセル」ノ朱勘物アリ）、一〇〇六　よめる（零静）―よみける、同　をのかちり〳〵（伏）―朱傍書ナシ、一〇一九　うたゝあるさまの―諸本朱ミセケチ符号ナシ（尊「うたゝるさまの」）、一〇二　となりのいへより（伏天朱ミセケチ符号ナシ）―となりより、一〇二二　たい。よみ人しらす―たいしらす　よみ人しらす（本書一〇二三、一〇六六ハ欠損シテイルガ、詞書朱傍書「しらす」ノミ残存、一〇二三、一〇六六詞書作者モ一〇二三ト同一形態ト思ワレル）、一〇四〇あかつきを―あるへきお、一〇四九　ひたりのおほきまうちきみ（伏）―ひたりのおほひまうちきみ、一〇五六　源たすかむすめ―源のたすくかむすめ、一〇五八　わひしかりけれ（定）―わひしかりける、一〇六二　よみ人しらす（朱書小字、零静ナシ）―よみ人しらす、一〇六五　ちさと（朱書小字、零「チサト御本」朱書書入、宮「ちさと御本」墨小字）―ちさと、一〇六八　たい。よみ人しらす―たいしらす　よみ人しらす、一〇七二頭注　普通ハしつは山（伏天）―普通ハシハツ山（静宮、尊「普通ハシツ山」、零注記ナシ、静宮正シク、伏一伏天ハ誤リ）、一〇九九　さしおほゐ（零伏、宮朱傍書ナシ）―さしおほひ

(20) 秋永一枝氏『古今和歌集声点本の研究　研究篇下』（平3刊、四五八頁）に伝家隆筆本について次のように述べられている。

伏見宮家本と同じ差声が殆どだが、注記文節数一覧に示したように、凡そ1/3強である。（中略）前項で述べたように、本書は現存伏見宮家本の声点を移声したものではない。同じ誤写の部分もあれば、家隆本が正しく、伏見宮家本が誤写の部分もある。恐らく共通の声点本、恐らくは顕昭差声本から移声したものと思われる。

(21) (ウ)内裏切第一種（小松茂美氏『古筆学大成』第三巻〈平1刊〉の集成による）は、六九六～六九九の異本歌9を含む部分が存在しているが、異本歌9に関する何らの注記もない。

後述する如く、内裏切第一種の本文は清輔本、顕昭本の何れともかなり隔っており、他の諸本と同一には扱えない。

異本歌についても、四九九ノ次に、「けふ人を」の歌を有し、異本歌11、12（通常五一ノ次）が六五〇辺りの脚欄に書き入れられる等基俊本の影響が濃厚である。

(22) 『花押かがみ　鎌倉時代一』（昭56刊）が本書建永元年第二奥書の花押を顕昭の花押として採用しているのは、この奥書と花押を顕昭自署と認定したためであろう。

(23) 本書にも誤写、誤記がないわけではなく、既述の如く、秋永一枝氏は声点の検討から、本書が誤り、天理本が正しい場合もあり、直接の転写関係はないとされている。

しかし、本書の奥書がそれぞれ自筆の原本であったとしても、顕昭自筆本を某が転写し、顕昭が加証した本なのであるから、誤りは当然予測されるのであり、それのみでは、奥書が自筆であることを否定出来ない。

むしろ、誤謬の少なさに重点を置いて考えるべきであろう。

(24) この墨傍書、天理顕昭本にもこのまま存在する。両本の本文の近しさを示す一例である。

(25) この部分、尊経閣文庫本は補入であるが、単なる書落し補入と認められる。

(26) 静嘉堂文庫寛親本は頭注ではなく、内題中の部立を利用し、その下に小字で歌数を書き入れている。

(27) なお本書には、大口周魚氏による次の紙片が付されている。

今日、佐々木信綱氏家隆卿賢筆写としるせる古今和歌集上下二冊を携へ来て、これは上方よりの売物にてめづらしきものなり、君がもたる同卿筆の集とことなるところありやいかに、しらまほしといはる、よりてひきくらべみしに全(尽)くわがこの本を油紙もてねもころに影写したるものにて通宗の書入も一字をもら(ママ)ず朱書のところは朱もてうつしたり、表紙は黄なる鳥の子にて、寛文より元禄までの時代になりたる堂上の筆とみゆ、あたひは廿五円なりとぞ、今少し廉ならばあがなひてこれにそへおかまほしけれど、やめてかへしつ　大正三年五月廿日

白檮子

外題の書風によりておもふに土御門家隆卿などにはあらざなり

これによると、本書は大正三年当時は大口周魚氏所蔵であり（「白檮」は周魚の別号）、後、佐佐木信綱氏に移ったことがわかる。

また、佐佐木氏が持参した本書の影写本と次に述べる宮内庁書陵部蔵鷹司本との関係が注目されるが、やはり別本であろうか。

(28) 伏見宮顕昭本と天理顕昭本の特徴ある異文を掲げる。伏見宮、天理、清輔本（原則として尊経閣文庫本）の順に掲げるが、今回は基準である伏、天の略号も一々括弧内に記すこととする。煩雑のゆえに、定家本とは一切比較しない。また伏見宮顕昭本に付された合点は、複雑かつ意味不明であるので省略する。

仮名序　山。ヘノ(朱)アカ人（伏穂）—山のへのあか人（天・諸本）、同古注「ワカイホハ」歌ノ挿入箇所「アヘルカコトシ」ノ次（伏天曼）—「よくしらす」ノ次（尊穂）—「きせんは」ノ次（宮）、同古注　イカムトソ思（伏天）—いなむとそおもふ、同「ヨツノ月コ、ノカヘリ」ノ勘物「但近代一向付二新帝一歟」ナシ（伏天）—アリ（尊穂曼）—別文（宮）、同　御書ノアツカリ(トコロノ(朱))（伏天、穂誤テ「ノ」ノ上ニ補入）—御書のところのあつかり、同　春夏アキ冬ニモイハヌ(朱)ニモイラヌ(伏、天曼朱ミセケチ符号ナシ)—春夏秋ふゆ

ともいはぬ、同　エラハセタマケル(伏天穂)―えらはせたまひける、同末尾朱勘物　貫之哥正本九十七首、……然者九十九首也、除忠峯之外也(伏天)―二ノ朱注トナル(尊曼穂)―ナシ　(宮)、九　キノツラユキ(墨)(朱)　(伏)―つらゆき(天尊)―キノツラユキ(朱)(曼)―きのつらゆき(宮穂)、二六　欠丁(伏)―ときしも(天)(朱)アレ歟(朱)―ときしもそ、二七　欠丁(伏)―ほとりに(天)―ほとりの、三〇　欠丁(伏)―まかりにけるひとを(天宮曼)―まかりける人を、三六　シル人ソシ(朱)ル(伏)―しるひとそしる(天穂)―しる人そみる(朱)(尊曼)―しる人そしる(朱)(宮)、四〇　ムメノハナヲ(朱)(伏)―むめのはなを(天尊曼穂)―むめの花(宮)、四一　ハルノヨムメノハナヲ(朱)(伏)―はるのよむめのはなを(天穂)―はるのよのむめの花を、四二　カクサタカニ(伏・諸本)―かくさたかにて(天)、五三　サクラノハナヲ(朱)(伏天、穂朱補入符号アリ)―さくらのはなを(尊宮曼)、同　サキノ大キオホイマウチ君(伏)―さきのおほいまうち君(天尊宮穂)(朱)―サキノ大キヲホイマウチ君(曼)、五八　サクラミテ(朱)ヲ。(伏曼穂金)―さくらをみて(天尊宮)、五九　サキニケラシナ(伏天)―さきにけらしも、六〇　アヒシ。リケテ(朱)レ(朱)ハヘリ(朱)ル人(伏)―あひしれりける人(天)―あひしりて侍ける人(尊宮)―アヒシ。リケル(朱)人(曼)―あひしりけるテハヘリ(朱)人(穂)、六九　ヤマノ(伏)―やまの(天曼穂)―山(尊宮)、八〇　ワツラヒ。ケル(朱)ハヘリ(朱)(伏穂)―わつらひはへりける(天尊宮)―ワツラヒケル(曼)―ワツラヒハヘリケル(金「ハヘリ」朱本行)、異本歌1　サクラノハナノ(伏天)―さくらの、八一　閑院(雅(朱))(伏曼穂金)―雅院(天宮)―雅院(閑(墨))(尊)「閑」ヲ朱ミセケチ(朱)、八六　サクラノ。(朱)ハナノ(朱)(伏曼)―さくらの(天穂)―さくらのはなの(尊宮)、一〇一　タレカハ、ハナ(朱)ルヲ(伏天)―たれかはるを、一〇三　。モトカタ(アリハラノ(朱))(伏曼穂金)―ありはらのもとかた(天尊宮)、一〇四　ツラニ(ホトリニ)(朱)(伏曼)―ほとりに(天)(ツラニトモ(朱))―つらに(ホトリ(朱))(尊穂)―つらに(宮)、一一六　カレイヒニ(伏天)―かれいに、一一六　クモノイツコニ(伏尊宮曼)―くものいつくに(天穂)、巻四部立　秋上(伏天)―秋哥上(尊宮穂)―秋。上(哥(朱))(曼)、一一九　藤原トシユキノ朝臣(伏)―藤原のとしゆきの朝臣(天宮曼穂)―藤原のとしゆき(尊)、一二一　ソセイホウシ(伏)―そせいほうし(天曼)―そせい、一二四　オチタルツキノ(伏尊宮曼穂)―おちくるモリクルイタ(朱)月の(天傍書全テ

墨、但別筆カ)、一六六「フチハラノタ、フサ」勘物　……信乃掾興副子(伏天)―……信乃掾是嗣子(尊宮)―……信乃掾是副子(曼穂)、二〇三　チリテツモレル(伏尊穂)―ちりてつもれる(天宮曼)、二二五　詞書「タイシラス」ニ朱合点、「無御本」(朱)」ト注記(伏)―誤ッテ二二六　詞書「たいしらす」ニ朱合点、注記ナシ(天)―朱合点ノミ、注記ナシ、二二八　トシユキノ朝臣(伏、曼穂朱補入符号アリ)―ふちはらのとしゆきの朝臣(天尊宮)、二二七　。僧正へセウ(伏曼穂)―僧正へせう(天尊)―へせう(宮)、同　ヨミケル(伏曼穂)―よめるみける(天)―よめる(尊宮)、二二九「ヲノ、ヨシキ」勘物　参議従三位左大弁篁子、参議岑守孫也、従五位下信乃権守(伏天)―系譜「参議従三左大弁篁孫、大内記後生男」トスル(諸本)、二二七　カネミノ大君(伏天)―この本ニハよみ人なし、或本ニかねみの大君、無御本」(三字朱)(諸本ホボ同ジ、但穂ハスリ消ショメズ)、二二八　マカリタリケル時ニ(伏)―まかりたりける時(天)―まかりける時(尊)―まかりけるときに(宮)―マカリタリケルトキニ(曼)―まかりける時に(穂)、二四七勘物　在人丸集」(伏天尊曼)―在猿丸集」(宮穂)、二四八　アキノ、ラナル(伏)―あきの〻らなる(天)―あきの〻になる(尊曼)―あきの〻らなる(宮穂)、巻五部立　秋。下(伏曼)―秋哥下(天尊穂)―秋下(宮)、二五五　オナシエニ(伏天宮)―おなしえを(尊)―ヲナシエニ(曼)―おなしえに(穂)、二五九　チクサナルラム(伏)―ちくさなるらめ(諸本)、二六九　キクノハナ(伏曼、穂朱補入符号アリ)―きくのはなを(天尊宮)、二七三　ワレハヘニケム(伏曼穂)―われかへにけん(天)―われはへぬらん(尊)―われはへにけん(宮)、二七五　ウエタリケルヲ(伏)―うゑたりけるを(天)―うゑたるを(尊穂)―うへたるを(宮)―ウエタリケルヲ(曼)、二七九　タテマツリケル(伏・諸本)―たてまつれりける(天)、二九一　セキヲ(伏・諸本)―そきを(天)、三〇三　ナカレモアヘヌ(伏天)―なかれもやらぬ(尊宮穂)―ナカレモアエヌ(曼)、三〇五　ミテソワタラム(伏天)―みてをわたらん、三一〇　ヨメリケル(伏天宮曼)―よめる、三一一　ヒトヒモミユキ(伏)―ひとひもみゆき(天・諸本)―ひとりもみゆき(宮)、三三冬コモリセル(伏・諸本)―ふゆこもりする(天)、三三四

コノ哥ハ(伏)—このうたは(天宮)—このうた(尊曼穂)、三三五 ユキノフルヲ(伏)—ゆきのふれるを(天尊宮曼)—ゆきのふるを(穂)、三三八 マカリニケル人ヲ(伏)—まかりにける人を(天曼)—まかりける人を(尊宮穂)、三四八 御オハニ(伏、曼「ヲハ」、曼穂朱補入符号アリ)—かの御おはに(天・諸本)、三五一 タテマツリケル。(伏)—たてまつりけるに(天宮)—タテマツリケル(曼穂、尊欠丁)、三五六 カハリテヨメル(伏)—。よめる(天)—よめる(尊宮穂)—カハリテヨメル(曼)、三六八 マカリケル。ニ(伏曼穂)—まかけりける時に(天)—まかりけるときに(尊宮)、三七一 タチナムトキハ(伏尊曼穂)—たちなむのちは(天)—たちなん時は(宮)、三七二 ヒトノクニヘ(伏・諸本)—ひとの家に(天)—詞書ナシ(宮)、三七九 クタクヨヒカナ(伏・諸本)—くたくよひかな(天)、三八一 アラナクニ(伏・諸本)—あかなくに(天)、三八二 アヒシ。リケル(伏)—あひしれりける(天)—あひしりける(尊宮穂)—アヒシレリケル(曼)、三八五 、ラモノ、ツカヒニ(伏・諸本)—からものつかひに(天)—からものゝつかひにて(宮)、三八六 モエヤワタラム(伏穂)—きえやわたらむ(天)—もへやわたらん(尊)—もえやわたらん(宮)—モヘヤワタラム(曼)、三九二 ユフ。ツカタ(伏尊曼穂)—ゆふさりつかた(天)—ゆふつかた(宮)、三九三 山(伏曼穂、天ミセケチ符号ナシ)—ひえ(尊)—ひえ(宮)、三九六 ワカル、ナミタ(伏宮曼穂)—わかるゝなゝた(天)—わかるゝなゝた(尊)、三九七 ヲシトコソオモヘ(伏・諸本)—うしとこそおもへ(天)、四〇五 ミチニカヘリケル(伏宮)—みちにあへりける(天曼)—みちにかへりける(尊穂)、四〇六 ミカサノヤマニ(伏天)—みかさの山に(尊宮)—みかさの山に(穂)、四一〇 アツマノカタヘ(伏天宮)—あつまのかたへ、四一一 シハシカハホトリニ(伏天穂)—しはしかはのほとりに、同 オモヒワヒテ(伏)—おもひて(天尊宮)—おもひわひて(穂)、四一三 カリケルミチニ(伏)—かへりけるみちに(天・諸本)、四一三「おと」ナシ(伏天穂)、四一八 「よめる」ナシ(伏天)、四二〇 ヨミケル(伏天宮)—よめる、四二六 イフヘカリケリ(伏・諸本)—いふへかりけれ(天)、四二一 コ、ニシモクル(伏宮穂)—こゝにしもなく(天)—こゝにしもなく

(尊)、四四　メトニハヘリケルハナサセリケルヲ(朱)(墨)ケツリハナサセリケルヲ(朱)(伏)
—けつりはなさせりけるを(天)—めとにはへりけるは(朱)(墨)ケツリハナサセリ(墨)
なさせりけるを(尊)—めとにけつりはなさせりけるを(朱)
(宮)—めとにはへりけるはなさせりけるを(穂)、四八
トマラサリケリ(伏天)—のこらさりけり、巻十一部立
恋歌(伏天)—恋歌一(諸本、尊「一」朱補)、四六　タテル(伏)(朱)—たてたりける(天尊宮)—タテリケル(静)
—たてる(伏一)(朱)、四九　イロニイテヌヘシ(伏伏一)(朱)—
いろにいてなむ(天静)—いろにいてぬへし(尊)(朱)—いろ
にいてなん(宮)、五〇一　ナリニケラシナ(伏天)—なり
にけらしも(尊静)—なりにけるかな(宮)(朱)—なりにけら
しな(伏一)(朱)、五一〇　アマノタクナハ(伏尊伏一、静傍書
墨)—あまのつりなは(天)(朱)—あまのたくなは(宮)、五一〇
メノマヘノ(伏天)—めのまへに、五一七　ホニコソヒトハ(伏・諸本)(朱)—ほにこそひとを(天静)(朱)、五九　ワレニヤ
アヤナ(伏尊宮伏一)—われかはあやな(天)(朱)—ワレカ
ハアヤナ(静)、五二　ケヌトカイハム(伏)(墨)—けぬかと
いはむ(天)(朱)—けぬとかいはむ、巻十二部立　恋。二(伏、哥(朱)
伏一朱左傍書)—恋哥二(天・諸本)、五六　シセイ。カ

(伏天)(朱)—しせいか、同　ツカハセリケル(伏天宮伏一)
—つかはしける(尊静)、五六〇　シルヒトノナキ(伏天)(朱)
—しる人もなき、五九三　ヌレテワカヌル(伏尊零宮、静傍
書墨)—ぬきてわかぬる(天)—ぬれてわかぬる(伏一)、
巻十三部立　恋三(伏天)—恋哥三(尊静宮)—恋。三(哥(朱)
(伏一)、六六　ツイタチヨリ(伏)(朱)—ついたちに(天・諸
本)—つたちに(宮)—ついたちより(伏一)、六一七　ナカ
メマサル、(伏尊伏一)(朱)—なかめにまさる(天静)—なか
めにまさる(宮)(朱)、六二〇　ミマクホシキニ(伏尊伏一、静傍
書墨)—みまくほしさに(天宮)、六三一　作者ナシ(伏天)
—よみ人しらす、六三七　キルソカナシキ(伏天)—なるそ
かなしき、六四三　オモヒイツルニソ(伏天)—おもひいつ
るそ、六六六　ソコキヨミ(伏)(墨)—うらきよみ(天)—そこき
よみ、六七二　ミツ。アサミ(伏)(朱)—みつをあさみ(天零静宮)
—みつおあさみ(尊)—みつあさみ(伏一)、六八七　オモヒ
ソメテム(伏・諸本)—おもひそめてし(天)、異本歌9
スミノエノ(伏天)—スミヨシノ、七〇三　タエムトオモフ
ナ(伏・諸本)—たえむとおもへは(天)、七〇五　フルソマ
サレル(伏天伏一)—ふりそまされる(尊宮)—フリソマサ

レル（静）、七〇六　ツカハシケル（セリ朱）（伏伏一）―つかはしせ（〻墨）りける（天）―つかはせりける（〻朱）（尊）―遣シケル（静宮）、七〇八　タナヒキニケリ（伏・諸本）―たくひきにけり（天）、七一〇　コヽロアルコトヤ（伏天伏一）―こゝろあるとや（尊零宮）―心アルニヤ（静）、同　アツマツ（伏天零伏一）―あつまつ（ろ墨）（尊）―アツマ（静）―あつま人（宮）、七一六　ヒトヲトフトモ（伏・諸本）―人をこふとも（天）、七一三勘物　酒井真人（伏天）―酒井人真、七一七　コソヲコヒテ（オモヒイテ、朱）（伏天伏一）―こそおこひて（思いてゝ朱）（尊）―コソヲオモヒイテ、コヒテ（零静）―。こそをこひて（去年オモヒイテ、朱）（宮）、七一九　藤原ノカネスケノ朝臣（〻〻〻墨）（伏）―藤原のかねすけ（天尊）―フチハラノカネスケノアソム（零静宮）、七二三　イトフナリケリ（伏天）―いとふへらなり、七二三　クモヰモナク（伏）―くもゝなく（天・諸本）、異本歌15　ワレハナニトキ（伏天）―ネシハナニトキ、七二四　人ノミユラム（伏・諸本）―人のみるらん（天）、七二七　アフコトカタク（伏・諸本）―あふよのかたく（天）、七二八　ツレナクモ（モナク朱）（伏・諸本）―つれもなく（ナクモ朱）（天）―ツレモナク（ツレナクモイ墨）（静）、七二九　トフラヒハヘリケレハ（〻〻朱）（伏伏一）―とふらへりけれは（天尊宮）―トフラヒハヘリケレハ（零静）、同　フモトノミヨリ（ノミ朱）（伏）―ふもとよりのみ（トノミヨリ朱）（天）―ふもとのみより（尊宮伏一）―フモトヨリノミ（零静）、八〇一　シモハヲカナム（伏）―しもはおかなむ（天）―しもはおくとも（カナム朱）（尊伏一）―シモハヲカナム（クトモ墨）（静）―シモハヲクトモ（カナム朱）（零宮）、八〇三　タマヒケル時（伏・諸本）―たまひけると（天）、八〇七　藤原ノオホイコノ朝臣（伏天）―ふちはらのなほいこの朝臣、同　ヒトハウラミシ（伏天零静伏一）―よをは（ヒト墨）うらみし（尊）―よをはうらみし（宮）、巻十六部立　哀殤傷哥（〻朱）（伏）―哀傷哥（天尊零静宮）―哀傷哥（伏一「哥」朱補）、八一九　ミマカリニケル（〻朱）（伏伏一）―みまかりにける（天零静）―みまかりける（尊宮）、八二三　カムツケノミネヲ（伏静）―かむつけのむねを（天）―かむつけのゝみねお（尊）―カムツケノヽミネヲ（零）―かんつけのみねを（宮）、八二六　キノトモノリカ（伏天静伏一）―とものりか（尊零宮）、八二七　ナレツカウマツリケル。（ヲ朱）（伏伏一）―なれつかうまつりけるを（天零静宮）―なれつかうまつりけるお（尊）、同　ヨニマシラスシテ（モ朱）（伏天、伏一朱補入符号アリ）―よにもましらすして、

同　カウフリ。ナト(タマハリ(朱))(伏伏一)—かうふりたまはりなと(天・諸本)、八五四　。オクリケル(カキテ(朱))(伏)—かきておくりける(天尊)—オクリケル(零静)—かきてをくりける(宮)—。をくりける(かきて(朱))(伏一)、八五八　ヤマヒシテ(伏天)—やまひおして、同　ヨミテオキテ(伏)—よみてをきて(天)—よみをきて、八六〇　ヤフシワケネハ(伏天)—やふしわかねは、八七三　カハラノ左ノオホキマウチ君(伏、伏一「おほいまうち君」)—かはらのおほきまうち君(天)—かはらのおほゐまうち君(尊)—カハラノ大イマウチ君(零宮)—河原左大マウチ君(静)、八七五　ケムケイ法シ(伏伏一「法シ」朱補)—けむけい法し(天・諸本)、同　ナサハナリナム(ナサハナリナム(朱)(伏天、伏一「なりなん」)—ならはなりなむ(尊)—ナサハナリナム(零)—ナラハナリナム(サイ(墨))(静)—なさはなりなん(宮)、八八一　イツルツキカナ(ケ)(伏(朱))—いつる月かけ(天静)—いつる月かな、八八二　ヒカリト、メス(伏・諸本)—ひかりとゝめむ(天、伏ノ「ス」ハ「ム」ト見マガウ字体デアル)、八八三　ツキノカクル、(伏・諸本)—月のなかるゝ(天零)、八八四　ヨメル(ヨメケル(朱))(伏天伏一)—よめる(ヨメリケル(朱))(尊)—ヨメル(零静)—よめる(墨)(宮)、八八八　クヤシキモ(伏天)—いやしきも、九〇三　ヤヘニカサナル(コリシケ(朱))(伏)—やへにかさなる(フリシケ(朱))(天)—やへにかさなる(尊零宮伏一)—ヤヘニカサナル(カサナレ(朱))(静)、九一五　タカシノハマノ(伏天)—たかしのうらの(尊宮伏一)—タカツノウラノ(零)—タカシノハマノ(ツノ(墨)ウライ(墨))(静)、九一八　マカリケル時(伏天)—まかりける時に(尊零静宮)—まかりける時。(に(朱))(伏一)、九二〇　オハシマシナムト(伏天静、零「ヲハシマシナムト」)—おはしなむと(尊伏一、宮「おはしなんと」)、九二三　オナシヌノヒキノ(伏)—おなしぬのひきの(天静伏一)—をなしぬのひきの(尊零宮)、九二七　藤原ノナカモリ(タチハナノ(朱))(伏)—たちはなのなかもり(天)—ふちはらのなかもり(タチハナ(朱))(尊零伏一)—橘ナカモリ(フチハラ(墨))(静)—藤原のなかもり(宮)、九二〇　屏風(御(朱))(伏伏一)—御屏風(天・諸本)、同　コレタカノミコノハ、(小字双行、伏零)—ナシ(天)—これたかのみこのはゝ(本行、尊宮伏一)—勘物ニ混入(静)、巻十八部立　雑下(伏尊宮伏一)—雑哥下(天零静)、九三六　シカアリトテ(ゝ(朱))(伏伏一)—しかありとて(天)—しかりとて(尊零静)—しかりとも(て(墨))(宮)、九三八　イヒニヤレリケル(ゝ(朱))(伏伏一)—いひにやれりける

(天宮)—いひやれりける(尊零静)、九四一　ウキモツラキモ(伏・諸本)—うさもつらさも(天)、九六三　ヲムナ(朱)(伏伏一)—おむな(朱)(天)—女(尊静宮)—オムナ(零)、同　イマハオモフ(伏・諸本)—けふはおもふ(天)、九六六　トケハヘ(朱)テリケル(伏)—とけてはへりける(天)—とけて侍ける(宮ニヨル、尊欠丁)、九六九　キノヨシ(朱)サタカ(伏)—きのとしさたか(天)—きのよしさたか(尊)—キノヨシサタカ(零静宮)、同　トフヘカリケリ(朱)(伏天伏一)—とふへかりける(尊)—トフヘカリケリ(零静宮)、九七三　ヲムナ(朱)(伏天伏一)—女(尊静)—ヒト(零)—をんな(宮)、九七五「よみ人しらす」ナシ(伏)—アリ(諸本、尊宮伏一朱合点)、九七六　トモタチノヒサシウマウテコサリケルモトニヨミテツカハシケル　ミツネ(本行、伏天零静)—たいしらす　(以下小字朱)トモタチノヒサシウマウテコ□リケルモト□ヨミテツカハシケル　ミツネ(尊、伏一平仮名小字、一部欠損)—たいしらす(朱)　(以下小字墨)ともたちのひさしうまうてこさりけるもとによみてつかはしける　みつね(三字本行)(宮)、九八五　作者ナシ(伏)—よしみねのむねさた(天・諸本)、九九二　ミチノク(タチハナノクスナ)ホカム(ホカムスメ)(伏零宮)—みちのく(天)—みちのく橘のくすなほかむすめ(尊静)—橘のくすなほかむすめ(伏一)、一〇〇三　ミフノタ、ミネ(伏・諸本)—たゝみね(天)、同　コレニソハセル(レ(墨))(伏)—これにそはせる(天零静)—これにそはれる(ゝ(墨))(尊宮)—これにそはれる(せ(朱))(ゝ(朱))(伏一)、一〇〇六　ウセタマウテ(伏伏一)—うせさせたまうて(天)—うせたまひて(尊零)—ウセ給テ(静宮)、同　ミヤノウチニ(伏天宮)—みやのうちに(は(墨))(尊)—ミヤノウチハ(零静伏一)、一〇一二　トナリノイヘヨリ(伏天)—となりより(尊零静宮)—となりのいへより(ゝゝゝ(朱))(伏一)、一〇一二　人モツムヘク(伏)—ひともつむやと(天・諸本)—人モツムカト(静)、一〇四二　フカヤフ(伏静)—ナシ(天)—有本ふかやふ(朱合点、鉤点、尊、朱鉤点ノミ、伏一)—有本(朱、朱合点)フカヤフ(零)—有本フカヤフ(宮)、一〇四三　ヨミ人シラス(伏・諸本)—ナシ(天)、一〇四七　カツハ(ナッ(朱))ヒトマネ(伏)—なつはひとまね(天零静)—かつは(ナッハ(朱))ひとまね(尊)—かつは(なっ(墨))人まね(宮)、同　サヤクシモヨヲ(ニ(朱))(伏)—さやくしもよに(天)—さやかく(ママ)しもよお(ニ(朱))(尊)—サヤクシモヨヲ(ニイ(墨))(零)—サヤクシモヨヲ(□イ(墨))(静)—さやくし

もよを(に墨)(宮)、一〇五四　ヲトコニヒトノヨソヘテ(ニ朱)(伏)―おとこによそへて(天)―おとこ。へて(ヒトニヨソ朱)(ヒトニヨソ墨)(尊)―ヲトコニヒトニヨソヘテ(零静)―おとこ人によそへて(宮)―をとこに人のよそへて(伏一)、一〇五六　詞書ナシ(伏天)―たいしらす(諸本、尊宮伏一朱合点)、同　源ノタスクカムスメ(伏・諸本ホボ同ジ)―ナシ(天)、一〇六〇　ソヘニトテ(伏静宮)―そゑにとて(天)―そへにとて(エ朱)(尊零伏一)、一〇六三　在原元方(伏・諸本)―元方(天)、巻二十勘物　如目六合千九首也……(ママ)(朱)(伏天尊)＊伏一欠丁、曼ハ仮名序「チウタハタマキ」ノ勘物中ニ「如目録千九十九首也……」トアリ、他本対応スル注ナシ、一〇七三　ネテノアシタノ(サケ朱)(伏)―ねてのあさけの(天・諸本)、一〇七八　ミチノオクノ(ミ朱)(伏)―みちのくの(天尊零静宮)―みちのおくの(伏一)、同　アタチノマユミ(タ朱)(伏)―あたちのまゆみ(天・諸本)、一〇八〇　ヲクラサキ(ロ朱)(伏伏一)―おくろさき(ラ朱)(天)―おくらさき(ろ朱)(尊)―ヲクロサキ(零静)―おくらさき(ロ墨)(宮)、一〇八二　コノツキハカリソ(伏天)―この月はかり、一〇八七　ケ、レナク(ヲ朱)(伏天零伏一)―けゝらなく(尊静宮)、同　ヨコホリコセル(御本叶之朱)(伏)―よこをりこせる(ホ朱)(御本叶之朱)(天)―よこほりこせる(ヲ朱)(尊零伏一)―ヨコホリコセル(静)―よこほりふせる(を墨)(宮)

(29)　前稿で「古今集諸本を見渡すと、一行書方式をとっていたのは、小野皇太后宮御本(通宗本)と新院御本の二証本のみであったように思われる。」(五九頁)と述べたが、この点は、近時出現した伝藤原公任筆本(「玉英堂稀覯本書目」208平4・7所載)が一行書方式をとっていることにより、所謂証本系以外の伝本にも一行書方式の伝本が存することが明らかになった。

(30)　内裏切第一種の特徴ある異文を掲げる。比較の対象は伏見宮旧蔵顕昭本を中心とする顕昭本を第一とし、必要に応じ清輔本にも及ぶこととする(合点は省略する)。また、今回は本切が定家本(伊達家本)及び伝後鳥羽院宸筆本(存巻十一―二十、志香須賀文庫蔵、久曽神氏著書資料編中による)と一致する場合、それぞれ「定」「後」と記入して示すこととする。なお、伝後鳥羽院宸筆本との比較の対象は本行のみとする。

九一　紀つらゆき(定「つらゆき」)―ナシ、九〇　いろは(かは)かはらす(らすは)(定「色はかはらす」)―イロカハラスハ、九三

そせい法し（定）―ソセイ、同　花のきは―ハナノキモ（朱）ハ、同　うつろふいろに（定）―ウツロフイロヲ（朱）ニ、一六五　なとかはつゆを―ナニカハツユヲ、一六六　くものいつくに―クモノイツコニ（伏宮曼尊定）―くものいつくに（天穂）、一七〇　せうえう―カハセウヨウ、一七一　秋のはつかせ（定「秋のはつ風」）―アキノカセカナ、巻八部立　別哥―別離哥、三七一　たちなんのちは（天定「たちなむのちは」）―タチナムトキノチ（朱）ハ、三七三　まかれりけれは―マカリケレハ、四〇四　わかれける時に―ワカレケルヲリニ、四一四　やまを―シラ山ヲ、四一九　やとかす人も（宮定「やとかす人も」、尊「やとかる人も」）―ヤトカル人モ（伏天穂、但、伏ハ「ス」ヲ抹消「ル」ニ改ム）、四一九　こひぬひはなし（定「こひぬ日はなし」）―コヒヌヒソナキ、五八一　ふかやふ―キヨハラノフカヤフ、六九七　きのつらゆき（後）―ツラユキ、同　やまとにはあらす―山トニハアラヌ、八〇三　御屏風に和哥（後）―屏風ニウタ、八一九　よめる（後）―ヨミケル、八三〇　さきのおほゐまうち君（後）―サキノオホキオホイマウチキミ、同　をくりけるを―オクリケルヨ、八三三　みまかりにけるとしに―ミマカリニケル時、八四〇　みつね（後）―凡河内ミツネ、八四七　よに―ヨニモ（朱）（伏天、伏一朱補入符号アリ）―ヨニモ（零静宮尊）、同　かうふり。なと（後、伏伏一補入朱書）―かうふりたまはりなと、同　はなのたもとに―ナノコロモニ、同　なりぬれは―ナリヌナリ、同　こけのたもとよ（定「こけのたもとよ」、後「こけのたもとよ」）―コケノタモトヤ、八九七　またのとしのなつ（定）―又ノ夏、八六五　たもとゆたかに（定後本行一致）―タモトユタケク、同　たゝましものを（後）―タテトイハマシヲ、八七〇　やふしわかねは（諸本・定後「やふしわかねは」）―ヤフシワケネハ（伏天）、八七一　まうて給て―マウテタマヒケルヒ、同「ナリヒラノ朝臣」小字補入、八七四　后宮に―キサイノミヤノ御カタニ、八七八　勘物ナシ、八八一　いつる月かけ（天静定）―イツルツキカナ（伏）―イツルツキカナ（零宮尊）、八八五　あま侍従よるかの朝臣の母―アマ敬信ヨルカノ朝臣ノハハ、八八九　ありこしものを（定後）―アリシモノナリ（伏尊、静傍書墨）―ありこしものを（天）―アリシモノナリ（零宮）―ありしものを（朱）ものなり（伏一）、八九二左注　おいぬれはとも（後）―オイヌレハ、八九三　かそふれは（定）―カソフレト、八九四　な

にはみつえに（後「なにはみつへに」）—ナニハノミツニ、同左注　やくしほのとも（後）—ヤクシホノ、九〇〇　まうてきたりけれは（後）—マテキタリ、九〇三　やへふりしける（定後）—ヤヘニカサナル（朱）（伏）—やへにかさなる（朱）（天）—ヤヘニカサナル（零宮尊伏一）—ヤヘニカサナル（朱）（静）、九〇三　御みき（定「おほみき」、後「おむみき」。）—オホミキナト、九〇四　うちのはしもり（定後）—ウチノハシヒメ（朱）、九〇六　いはましものを（後「いはましものを」）—、ハマシモノヲ、九一四　「ヤマトヨリコエマウテキテ」ナシ、同　ありとたになく—アリトタニキク（伏天零静）—ありとたにきく（宮尊伏一）、九一七　あまはいふとも（後）—アマハツクトモ、九一八　たみのゝしまにけふゆけて—タミノ、シマヲケフユケト、九一九　おはしましけるひ（後）—オハシマシタリケルヒ、九二〇　しけるときに（零静後）—シケルヲリニ、同　うかふるふねの（後）—ウカヘルフネノ、九二三　ぬのひきの（定後）—オナシヌノヒキノ（伏）—おなしぬのひきの（天・諸本）、九二六　きぬきる人も—キヌキシヒトモ、九二七　たちはなのなかもり天定後）—藤原ノナカモリ、九二〇　おもひせて（静）—オモヒセク、九二一　きこえさるへき（零静後「キコエサルヘキ」）—キコエコサラム

〔補注〕

（1）　本文においては顕昭本の勘物を示さなかったが、伏見宮旧蔵本によって左に記しておく。

伏

〔頭注〕此奈良ト云ハ聖武天皇也、此御時献二諸哥一由見二皇代記一、又或物云、猿沢池仁身奈介多流采女ハ阿女帝御時也、其時有二人丸一云々、随二大和語一二件猿沢歌称二奈良帝哥一、又所レ入二此集一龍田川哥同称二奈良帝哥一、此両哥返哥又人丸哥也、以二聖武一号二阿女帝一見二皇代記一、所謂号二天璽国押開豊桜彦天皇一、又御二平城宮一故号二奈良一也、又以二天智天皇一称二阿女帝一号二天命開別天皇一之故也

〔脚注〕人丸大宝元年文武天皇幸二石代一之時扈従之由見二或物一、人丸従二持統御時一至二聖武御時一五代之間祗候之由見二万葉集一、此以前以後ハ不レ詳、赤人又同時之由見レ之

（2）　比較の便のため、尊経閣文庫本の当該箇所の勘物を掲げる

一〇

一首、目六云、言直、昌泰三ゝ任因幡ヲ掾、内豎頭、

従五下安絶男

三六

一首、目云、源常、嵯峨天皇第三子、母飯高氏、承和七ゝ任右大臣、十四ゝ任左大臣、今東三条本主也

四〇四

人丸哥云、むすぶてのいしまをせばみおく山のいはがきし水あかずもあるか□

〔付記〕

本調査に際し、御所蔵の図書の閲覧・複写を御許可賜った諸文庫・機関に深く感謝の意を表する。

就中、再度の調査を許された穂久邇文庫竹本泰一氏に深謝申し上げる次第であります。